

令和8年度

新しく教員となったみなさんへ

—新規採用教諭・新規採用養護教諭・新規採用栄養教諭 研修資料—



香川県教育委員会

新しく教員となったみなさんへ

—新規採用教諭・新規採用養護教諭・新規採用栄養教諭 研修資料—

作成の意図と使い方



- 本冊子は、新任教員のみなさんにとって、特に大切だと考えられる基礎的・基本的な内容を中心に編集しました。また、「香川県教員等人材育成方針」における「目指すべき香川の教員像」を意識して日々の研鑽を積んでほしいと願い、「教員としての資質の向上に関する指標」との関連性を明記しました。なお、**ア**（特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応）と**イ**（ICTや情報・教育データの利活用）の指標については、様々な場面に関わってくるものです。巻末には、指標と基礎期に求められる具体的な姿の例を、自己評価表と合わせて載せています。
- 本冊子の作成に当たり、新任教員が赴任後に当面すると予想される実践上の問題を多く取り上げました。そのために、初任者研修等において出された具体的な悩みや問題を参考に編集しています。
- 本冊子は、九つの研修の視点から構成されており、その研修に関係した参考資料も掲載しています。研修や実践の手がかりとなる資料としての性格をもたせているため、「こういう場合には、こう考えるべきだ」という固定した考え方や結論を述べているものではありません。これは、「教育の在り方は、日々進歩発展すべき」という考え方に立つとともに、新任教員が香川の教育向上の新しい担い手となってほしいという願いがあるからです。
- さらに専門的に研究を深めたいときは、先輩教員の指導を受けたり、研究図書による理論的な研究をしたり、研究団体等で実践的な研究をしたりしてほしいと思います。本冊子が、そうした専門的な研究への橋渡しになれば幸いです。

研修の資料として

初任者研修等の研修や小グループでの研究会等で、本冊子の事例を素材にして、実践を語り、理論を整理してみましょう。

そこから、さらに優れた教育実践が実現できるかもしれません。

困った、そんなとき…

日々の実践の中で、問題に直面したとき、この資料を開いてみましょう。

解決のヒントが得られたり、資料中の参考事例が役立ったりするかもしれません。

見直しをもって

新学期を迎えるために

4月までに、できる限り全体に目を通しておきましょう。

特に、「**1** 赴任—2 社会人としてのマナー」はしっかり読んでおきましょう。

実践を深めるために

本資料の指導事例を参考にして、児童生徒の実態に応じた指導を考えてみましょう。

また、実践を振り返る際に、本資料を参考にして改善点を明らかにしましょう。

困っていることに関係するページを再確認すると、解決方法が見つかるかもしれません。



目次

1 赴任

1 服務一人一人が責任ある行動をー	2
2 社会人としてのマナー	4
3 児童生徒との出会い	6
4 校務分掌・学級事務	8
5 勤務	10
◇ コラム～1 助け・助けられるつながりを 2 あなたのストレス対処法は？～	11

2 学習指導

1 主体的・対話的で深い学びの実現	14
2 情報活用能力の育て方	18
3 学習指導案の作成	20
4 表情・話し方	23
5 発問・助言	24
6 指名の仕方	27
7 発言（考え）の取り上げ方	28
8 板書	30
9 ノート指導	32
10 机間指導	34
11 学習の評価	36
12 個に応じた指導	39
13 グループ学習	41
14 授業力向上のためにー校内研修・自己研修ー	43
◇ 事例研究1～うまくいかない学習のしつけ～	45

3 学級経営

1 学級づくり	48
2 学級経営案	50
3 褒め方・叱り方	52
4 座席の決め方	54
5 当番活動と係活動	55
6 日課と指導	58
◇ 事例研究2～うまくいかない清掃指導～	60

4 生徒指導・教育相談

1 児童生徒理解	62
2 基本的な生活習慣の指導	63
3 教育相談	65
4 保護者との信頼関係づくり	68
5 問題行動等を示す児童生徒の指導	71
◇ 事例研究3～1 ぼう然となったわたし 2 陰で友達に指図して、特定の友達をいじめる～	77

5 特別支援教育

1 特別支援教育とは	80
2 通常の学級における特別支援教育	81
3 支援を広げる・つなげる	86
◇ 事例研究4～支援が必要な児童生徒への対応Q&A～	87

⑥ 学 校 安 全

1	危機管理体制	90
2	不審者に対する危機管理体制の例	92
3	火災や自然災害に対する危機管理	94
4	学校における安全管理	95

⑦ 学 校 保 健

1	健康観察	98
2	健康診断	100
3	健康相談・保健指導	102
4	救急処置	104
5	感染症・食中毒発生時の措置	106
6	保健室経営	108
7	学校保健組織活動	109

⑧ 食育と学校給食

1	食育の推進	112
2	食に関する指導の計画	115
3	給食の時間における指導	116
4	教科等における指導	119
5	家庭・地域との連携	120
6	個別的な相談指導	121

⑨ 人権・同和教育

1	人権教育の指導方法等の在り方について－[第三次とりまとめ]の活用－	126
2	人権が尊重される授業づくり	128

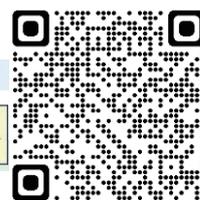
－参考資料－

1	社会全体で子どもを育てる仕組みづくり	130
2	信頼される開かれた学校づくりを目指す－学校評価－	133
3	かがわの男女共同参画	135
4	ハラスメントの防止等	137
5	「心対心」の教育の在り方－体罰の防止－	141
6	警察等関係機関と連携した非行問題等への対応	143
7	児童虐待への適切な対応	144
8	子どもの読書活動の推進	147
9	公文書と公簿	149
10	事務職員との連携	151
11	教職員の労働安全衛生	153
12	こころのサポートシステム ～令和8年度メンタルヘルス対策事業～	154
13	教職員の福利厚生	156
■	引用・参考文献一覧	157

－教員としての資質の向上に関する指標と基礎期に求められる具体的な姿－

1	教諭	162
2	養護教諭	164
3	栄養教諭	166

新しく教員になったみなさんをバックアップ！



香川県教育センターWeb サイト **KEC** 香川県教育センター Kagawa Prefectural Education Center

香川県教育センターのWeb サイトでは、各種の情報サービスを提供し、県内各学校と教職員の皆様の教育活動を支援しています。どうぞご利用ください。

※令和7年10月現在のPC用トップページの一部です。



ログイン

ログインID

パスワード

ログイン状態を維持する。

Web サイト内のページには、香川県内の公立学校教職員等向けに限定して公開しているページ（限定公開領域）があり、左の図のように、*ログイン ID と*パスワードの入力が必要になります。*毎年、4月中旬に文書で各学校にお知らせしています。

KEC 香川県教育センター
Kagawa Prefectural Education Center

教育ライブラリー

香川県教育センターの2階にある教育ライブラリーでは、教育図書、研究紀要・論文、教育雑誌、視聴覚資料、小・中・高等学校の各社教科書等が閲覧できます。また、一部の資料、雑誌の最新号を除いて館外貸出もできます。ぜひご利用ください。

館外貸出：一回につき5冊まで最長15日間

開室時間： 平日 9:00～17:00

土曜日 9:00～13:00

14:00～16:00

*開室日は、Web サイトでご確認ください。



1

赴任



着任式。

子どもの目の輝きに圧倒される。

どの子どもも私を見つめている。

この学校で、いよいよ教員としての新しい生活が始まる。

「起立。礼。」

教室で、担任する学級の児童生徒の前に立つ。

自己紹介後、名簿で名前を呼びながら一人一人の顔を見る。

「はい。」「はい。」

教員になったという実感が湧いてくる。

1-1 服務

— 一人一人が責任ある行動を —

指標Aa1 教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。

今、みなさんは、児童生徒と出会い、使命感にあふれていることでしょう。児童生徒への教育に携わる教員には、より高い倫理と法規の遵守が求められています。

1 服務に関して、みなさんに課されている責務にはどんなものがあるのでしょうか

(1) 法令や上司の職務上の命令に従う義務があります

教員は、仕事を行うに当たって、法令や条例、規則等を遵守しなければなりません。「知らなかった」とか、「うっかりしていた」ということは許されません。

また、その仕事を行うに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。

(2) 信用を失墜する行為は固く禁止されています

一人の不用意な言動により、勤務する学校や教員全体の信用を傷つけてしまうことがあります。それまで努力してきたことが、水の泡になってしまいます。職場以外や勤務時間外であっても、「教員全体の不名誉となるような言動は絶対にしない」という強い倫理観をもって生活しましょう。

【信用失墜行為の具体例】

体罰・わいせつ行為・ハラスメント・飲酒運転・交通違反・公金等の不正処理・個人情報の不適切な取扱い 等

(3) 秘密を守る義務（守秘義務）があります

職務上知り得た秘密は、絶対に漏らしてはなりません。退職後も同様です。児童生徒の成績や家庭の秘密等を第三者に漏らしてはなりません。

校外で同僚と、不用意に「担任しているAさんの家庭はね…」といった個人情報等について会話をすることがあってはなりません。

(4) 職務に専念する義務があります

職務の遂行に当たっては、法律や条例に特別の定めのある場合を除いて、その勤務時間中は、注意力の全てを仕事に注がなければなりません。

勤務時間中に「家庭訪問のついでに、買い物も…」などと安易に判断し、地域の方からの信頼を失うようなことがあってはなりません。

(5) 政治的行為は制限されています

公立学校の教員は、厳しい中立性が要求されます。教員の地位を利用しての選挙活動の禁止等、政治的行為について様々な制限があります。

「友人が〇〇市議会議員に立候補したので、ぜひ投票を…」などと児童生徒の保護者や同僚に呼びかけることも、もちろん許されません。

(6) 争議行為等は禁止されています

公立学校の教員は、ストライキやサボタージュ等の争議行為をしたり、地方公共団体の機関の活動能率を低下させたりする怠業的な行為をすることはできません。

(7) 営利企業への従事等の制限があります

教員は、市町（学校組合）教育委員会の許可を受けなければ、自ら営利企業を営んだり、報酬を得てなんらかの事業、事務に従事したりすることはできません。

「以前、勤めていたアルバイト先から仕事を手伝ってと頼まれたから…」といった安易な判断で仕事を引き受け、報酬を得るようなことがあってはなりません。

2 服務規律を確保するために、どのような点が大切でしょうか

- ① 仕事中だけでなく私的な生活においても責任ある言動をとること
- ② 率先して交通ルールを守り、安全運転を心がけること
- ③ 勤務時間を守り、勤務時間中は職務に専念すること
- ④ 体罰やハラスメントをしないこと
- ⑤ 保護者や業者等から飲食の供応や物品等の贈与を受けないこと
- ⑥ 個人情報を持ち出して紛失したり、確認を怠り必要な書類を誤廃棄したりすることがないように、その取扱いには細心の注意を払うこと
- ⑦ LINE や Instagram 等のソーシャルメディアやメールを用いた児童生徒、未成年の卒業生を含む保護者との私的なやり取りは決して行わないこと
- ⑧ 職場のコンピュータ等の機器を仕事以外の目的で使用しないこと
- ⑨ 許可なく私物のコンピュータ等の機器を仕事に使用しないこと
- ⑩ 公金（県費・市町費等）や学校徴収金、PTA会計、部活動費等を扱う際は、紛失・毀損したり、不適正な処理・使用をしたりしないよう、最善の注意を払うこと

3 問題を起こしてしまった場合には、どのように対応すればよいでしょうか

万一問題が起こった場合に、隠したり対応が遅れたりすると問題が一層大きくなります。

問題が起こった場合には、隠すことなく速やかにかつ真摯に対応することが大切です。

例えば、交通事故を起こしてしまった場合、まず、けが人の処置や救急、警察への連絡を行います。そして、加害、被害を問わず、速やかに管理職に報告することとなっています。

なお、交通事故の加害者となった場合、次の四つの責任を負う場合があります。

- ① 行政責任（交通反則通告制度による違反点数や道路交通法に基づく免許停止等処分）
- ② 刑事責任（自動車運転死傷行為処罰法に基づく過失運転致死傷罪）
※相手を負傷させた場合、罰金や禁錮以上の刑事罰を受けることもある。
- ③ 民事責任（人身損害賠償等の示談金）
- ④ 身分上の責任（懲戒処分）

まず教員として、服務上の問題や事故を起こさないという強い意志をもつことが大切です。

そして、問題が起きてしまった場合には、管理職の指示を仰ぎながら、迅速かつ真摯に対応することの重要性を認識しておくことが大切です。

【参考】以下の資料は、手元に置いて、機会あるごとに読み返しましょう。

「信頼される教師を目指して」香川県教育委員会 平成20年3月（令和7年4月一部改訂）

「わいせつ・セクハラ事例集」香川県教育委員会 平成21年3月（令和7年4月一部改訂）

「ハラスメントのない快適な職場づくり」香川県教育委員会 令和4年2月（令和6年8月改訂）

1-2 社会人としてのマナー

指標 Aa1 教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。

職場は「勤務」だけをするところではありません。「教養」「品格」を磨く人格形成の場です。分からないことは積極的に聞き、しっかりと自分を磨きましょう。

1 社会人としてのマナーを身に付けましょう

「社会人」とは、社会との関わりの中で、一定の責任をもって行動したり、生活したりしている人のことです。また、自分で働いて生計を立てている自立した大人のことです。

—社会人に求められること—

- ① **経済的自立**…自分の生活費を自分で稼ぎ、収入に応じた生計を立てる
- ② **自己管理**…自分の健康状態や時間の管理を適切に行い、生活のリズムを正しく保つ
- ③ **自己責任**…自分の言動、選択、判断の全てに「責任」をもつ

以上のことを踏まえ、社会人としての自覚をもち、自立した教員を目指しましょう。そのためには、「〇〇な教員になりたい」、「私の目標とする教員像は～」等、明確な目標や教員像をもち、日々の教育活動を積み重ねていきましょう。

教員は児童生徒に常に見られています。児童生徒は教員から様々なことを学び、やがて社会人となっていきます。教員は社会人としての常識・マナーを身に付け、児童生徒の前で、社会人として手本となる言動をとりたいものです。

では、社会人として備えておきたい常識・マナーについて、考えていきましょう。

(1) 挨拶

挨拶は人間関係を築く第一歩です。朝の「おはようございます」、退庁時の「お先に失礼します」、来校した保護者や地域の方への「いつもお世話になっております」等は、挨拶の基本です。挨拶をするときは、「立ち止まり」「相手を見て」「明るく笑顔で」を意識すると、相手にさわやかな印象や安心感を与え、人間関係を築く土台となります。



(2) 言葉遣い

相手に分かりやすく、丁寧に適切な言葉遣いを心がけましょう。教員の言葉が子どもにとって手本となることも意識しましょう。また、正しい敬語を使えると、相手に好印象を与えることにつながります。

(3) 服装

清潔な身だしなみを心がけ、時・場所・目的にふさわしいものを選びましょう。学校では、授業、清掃、放課後の活動、学校行事等、様々な活動があります。服装もその活動に応じたふさわしいものにすることが大切です。髪型、靴、装飾品も同様に考えましょう。

(4) スケジュール管理

社会人は立場の異なる様々な人と力を合わせて働きます。そのため、時間や期日等の様々な約束を守らなければなりません。約束事を忘れないようメモを取り、スケジュールの管理をしましょう。また、予期せぬ事態が起こることも想定して、早目に仕事を進めましょう。

(5) 整理整頓

複数の業務を同時進行で遂行することもあります。事務的な仕事は効率よく進められるよう整理整頓を心がけましょう。また、児童生徒から集めた提出物も早めにチェックするとともに、個人情報の取扱いについては十分に気をつけましょう。

(6) 電話の応対

電話の相手の姿を思い浮かべ、誠実に応対しましょう。

- ① できるだけ3コール以内に電話をとるよう心がけましょう。「はい、〇〇学校でございます。」と学校名を名乗り、3コール以内に電話をとれなかったら、「お待ちいたしました。」と伝えましょう。相手を気遣うよう心がけましょう。
- ② 電話を取り次ぐ場合、「△△様でございますね。おつなぎいたします。」と相手の名前を確認し、取り次ぎましょう。もし不在の場合には、「ただいま◎◎は席を外しております。いかがいたしましょうか。」と告げましょう。伝言を頼まれたら、メモを取り、その内容を復唱して電話を切り、メモは必ず渡しましょう。
- ③ 電話をかける場合、かける前に伝える内容をメモし、要領よく伝えられるようにしましょう。「〇〇学校の□□です。いつもお世話になっております。」と名乗り、「～のことで電話をいたしました。今お時間いかがでしょうか。」と相手の都合を確認しましょう。自分の都合だけを考えるのではなく、相手の都合に配慮する心遣いが大切です。
- ④ 電話の最後には、丁寧に挨拶をし、相手が電話を切ったのを確認してから電話を切るようにしましょう。



2 教員として大切にしてほしい三つの心

(1) 思いやる心

相手を大切に思う気持ちが自分の言動を通して伝われば、児童生徒や保護者、他の教員とのよい人間関係の構築に結びついていきます。

そこで、次のことを意識して、人と接するよう心がけましょう。

- 相手の立場や気持ちを考えましょう
 - ・ 相手に合わせた声の大きさやスピードで話す。
 - ・ 話をするとき、否定文は肯定文に、命令文は依頼文に置き換える。
 - ・ 曖昧な言葉や専門用語を使わず、分かりやすい別の言葉を使って話をする。
- 笑顔で相手に接するようにしましょう
 - ・ やわらかい表情で接する。
 - ・ 時々相手と視線を合わせたり、うなずいたりしながら聞く。
- 相手のことを優先できるようになりましょう

(2) 感謝の心

相手を思いやる気持ちは、感謝の気持ちにつながります。「〇〇していただき、ありがとうございます。」と常に感謝の気持ちを伝えるよう心がけましょう。また、謝る時は、「□□して、申し訳ありません。」と謙虚な気持ちで謝りましょう。感謝の心と謙虚さを忘れず、素直な気持ちを言葉で伝えることが大切です。

(3) 傾聴の心

相手のことを理解するためには、まず、しっかりと相手の話を聞かなければなりません。相手がどのような気持ちで話をしているのか、自分が話したことで相手がどのような気持ちになったか、相手に不快な気持ちや誤解を与えていないかなど、自分の言動について謙虚に振り返ることが大切です。そのような気持ちは自分を高めることにもつながるので、ぜひ習慣化しましょう。



1-3 児童生徒との出会い

指標Ab1 教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。

児童生徒は教員を選ぶことができません。教員もまた児童生徒を選ぶことはできません。その教員と児童生徒が、この春どこかの学校で出会い、新しい日々が始まります。

1 児童生徒や保護者に伝えたい思いや考えをしっかりと整理しておきましょう



新学年への期待を胸にした児童生徒が、希望に満ちた新任教員を待っています。

共に学校をつくっていく先輩教員たちが、やる気にあふれる新任教員を待っています。

児童生徒の成長に未来を託す保護者や地域住民が、フレッシュな新任教員を待っています。

赴任を前に、これまで温めてきた教育への思いや考えを、どのような言葉で児童生徒、先輩教員、保護者に伝えるか、しっかりと準備しておきましょう。

また、赴任したら学校の教育目標や校訓を確認し、自分の思いや考えとのつながりを整理しておくといでしょう。

【参考：学校教育目標の例】

- ・ 人間尊重の精神を基盤として、知・徳・体の調和のとれた心豊かな子どもの育成
- ・ 夢に向かってチャレンジし、たくましく生きる子どもを育てる
- ・ ふるさとを愛し、自分が好き、みんなが好きな児童を育てる
- ・ 責任と協力を重んじ、生涯にわたって学び続ける個性豊かな生徒を育成する
- ・ 思いやりの心を持ち、自ら学び考え、互いに高め合う生徒の育成

2 赴任校の特色や地域の様子をできる限り把握しておきましょう

教育において、児童生徒を理解することはとても大切です。そして、児童生徒を理解するためには、児童生徒を取り巻く環境を理解しておくことが必要です。赴任後の早い時期に、学校や地域の様子を調べ、その概要や特色を理解することに努めましょう。また、落ち着いて安全に通勤するために、通勤経路を確認しておくことも大切です。

(1) 赴任校の地域的特色や通勤経路の確認

- ・ 自宅から赴任校までの通勤経路の確認（時間や距離、朝夕の交通状況等）
- ・ 校区の範囲や特色（住宅地や工業地域、農業地域、歓楽街等）
- ・ 特色ある取組、PTA活動等の状況
- ・ 地域の文化的、教育的行事の内容と特色

(2) 学校の概要（Web サイト、「学校要覧」等で確認）

- ・ 教育目標
- ・ 職員構成、児童生徒数、学級数
- ・ 研究主題
- ・ クラブ活動や課外活動、部活動

3 いよいよ、児童生徒との出会いの瞬間です

(1) 出会いの感動を大切に

教員としての長い人生の中では、多くの児童生徒に出会います。初めて担任する児童生徒との出会いは、特に印象深いものです。



(2) 教員の自己紹介

児童生徒にとっては、教員を知る最初の機会です。できる限り簡潔に、自分の人となりを紹介しましょう。初任者らしく、明るく元気な自己紹介が望ましいでしょう。

(3) 教育への思いや考えを伝える

教員自身の教育に対する思いや考えを伝えましょう。どのような人間になってほしいか、どんな学級を目指してほしいと考えているかなどについて分かりやすく語りかけましょう。

(4) 児童生徒の自己紹介

児童生徒の興味・関心が高いことや得意なことを紹介させるとよいでしょう。教員が児童生徒を知る最初の機会です。どの児童生徒にも公平に耳を傾けましょう。

(5) 児童生徒の名前を早く覚える

児童生徒は、一人一人がかげがえのない存在です。一人の人格をもつ人間として尊重していく姿勢を示すためにも、早く正確に名前を覚えて呼びかけましょう。

【参考：教員の教育観・指導観の例】

小学校・第2学年担任

- ・ 児童を見守り、まだ幼い児童の喜びや悲しみを感じ取れる教員でありたい。
- ・ 友達や周りの人たちを大切にしようとする児童に育てたい。
- ・ 約束やルールをしっかりと守ることができる学級にしたい。



小学校・第4学年担任

- ・ どの児童にも公平に接し、自分でできることは自分でできるように支援する教員でありたい。
- ・ 係や当番等に自覚と責任をもって取り組む児童に育てたい。
- ・ ある目標に向かって団結して取り組むことができる学級にしたい。



中学校・第1学年担任

- ・ 思春期の生徒の心に向き合って悩みを受け止め、寄り添える教員でありたい。
- ・ 自分を大切にし、友達のよさを認めて共に生きていこうとする生徒に育てたい。
- ・ 将来に向けての夢や希望を語り合える学級にしたい。



1-4 校務分掌・学級事務

指標 Aa1 教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。

学級担任としての仕事、教科指導の仕事、生徒指導の仕事等、教員の仕事は多岐に渡ります。

それらの仕事の全てが、児童生徒の成長に効果的につながっていくようにしたいものです。

1 校務分掌には、どのようなものがあるのでしょうか

学校に勤務すると、学校の教育目標を実現するために必要な様々な仕事が割り当てられます。これらの仕事を校務と言い、それらの校務を教職員が分担し、組織化されたものを校務分掌と言います。

【参考：ある小学校の主な校務の例】

研究・指導部（児童への指導に関すること）

- 現職教育 教科、道徳教育、特別支援教育、人権・同和教育、外国語活動等
- 生活指導 生徒指導、安全指導、いじめ・不登校への対応、教育相談等
- 特別活動 学校行事、学級活動、委員会活動、クラブ活動等

管理・運営部（学校の管理・運営に関すること）

- 総務・教務 教育計画、学校評価、学校要覧、行事予定、時間割等
- 庶務・会計 公文書、出席簿、職員会議、写真・記録、浄書、学級会計事務等
- 渉外 PTA、学校だより、ホームページ等

2 校務分掌を円滑に行っていくために大切なことはどのようなことでしょうか

初任者や新規採用者にも、組織の一員として校務が割り振られます。校長より命じられた校務の内容や手順を理解し、先輩教員に相談しながら計画的に仕事を進めていきましょう。

○ 校務分掌を進めるポイント

- ・ 自分の校務分掌は何で、その分掌の目的やねらいは何か。
- ・ いつ、誰と行うべきか、また相談するなら誰か。
- ・ 仕事を進める手順はどうなっているか。
- ・ 仕事を進める上で配慮すべき点や、改善すべき点は何か。
- ・ 記録、保存すべきことは何で、どのように記録、保存したらよいか。



一人一人が担っている校務分掌の遂行によって、円滑な学校運営がなされます。全ての校務が、児童生徒の成長に、直接的にも間接的にもつながっています。「報・連・相」を心がけ、チームの一員としての担当者である自覚をもちましょう。

教職員というチームの中で、任された分掌に対して、初任者や新規採用者として謙虚に、そしてチャレンジする気持ちで取り組んでいきましょう。

3 学級事務には、どのようなものがあるのでしょうか

学級担任は、年間を通して様々な仕事をしなければなりません。それらの仕事を学級事務と言います。どの時期にどのような学級事務があるか、大まかに捉えておきましょう。

【参考：ある中学校（3学期制）の学級事務の例】

	学級経営に関する整備・計画等	諸帳簿の作成・整備等
1学期	<ul style="list-style-type: none"> 生徒を迎えるための教室の整備 時間割表、座席表の作成 委員会、係活動の計画、掲示 学級通信の発行計画 学級PTAの計画 1学期末懇談会の計画、連絡 夏休みの計画、連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒名簿 出席簿 指導要録 健康診断票、歯の検査票 学級経営案 学習の年間指導計画 個人記録簿 成績一覧表、通知表
2学期	<ul style="list-style-type: none"> 2学期末懇談会の計画、連絡 冬休みの計画、連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 成績一覧表、通知表
3学期	<ul style="list-style-type: none"> 新年の決意等の掲示 学習、行事等の諸記録のまとめ 教室の整理と引き継ぎの準備 春休みの計画、連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 成績一覧表 学年末通知表 出席簿の整理 指導要録への記入 健康診断票、歯の検査票の確認
通年	<ul style="list-style-type: none"> 欠席者への連絡 掲示物等の教室の整備 提出物の整理と処理 	<ul style="list-style-type: none"> 授業時数の計算と週案による計画、整理 出席簿の記入と出席統計 個人記録簿への記入 週案の作成と年間指導計画の見直し

4 学級事務を能率よく的確に行っていくために大切なことはどのようなことでしょうか

学級事務の適切な実施が、充実した学級経営につながります。

どの事務にいつ頃取りかかり、提出期限はいつか等、見通しをもって取り組むことが大切です。事務処理が遅れたり不正確であったりすると、同僚に迷惑をかけることになってしまいます。また、学校運営に支障をきたしたり、保護者の不信を招いたりすることにつながってしまいます。

○ 学級事務を進めるポイント

- ・ 後回しにせず、やれることはその都度行う。
- ・ 手帳等で、提出期限等のスケジュールを管理する。
- ・ メモを含め、記録をできる限り丁寧に残しておく。
- ・ 期日や期限を厳守する意識をもつ。
- ・ 分からないときは遠慮せず先輩教員に尋ねて指導を受ける。



1-5 勤務

指標 Aa1 教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。

教員の1日の動きを大まかに捉え、見通しをもちましょう。

① 出勤・出勤手続き等

時間と心に余裕をもって交通安全に気を付けて勤務校に向かい、出勤したら出勤手続きを行います。朝礼等がある場合は、大切な事項はメモして、児童生徒に伝えるべきことを確認します。

② 朝の会

教室へは少し早めに行き、教室環境を確認しましょう。元気な「おはよう」が飛び交うように、まず教員自身が率先して子どもたちと顔を合わせて挨拶をしましょう。1日の日程確認のほか、児童生徒が明るい気持ちで笑顔になったり、やる気になったりするよう話を、学級目標や週目標と関連させて話すとよいでしょう。

③ 授業

開始と終了の時間を守りましょう。学習課題（問題）を明示し、振り返りの時間を確保するようにしましょう。

「認め・励ます」という姿勢を大切にしましょう。



④ 授業のない時間（空き時間）

生活記録（連絡帳）や宿題を見てコメントを書いたり、次の授業の準備をしたりします。同僚から仕事の依頼を受ける時もあります。忙しい中ですが、リラックスする時間と仕事に集中する時間のメリハリを付けましょう。

⑤ 給食の時間

給食指導計画に沿って運搬や配膳の様子を観察し、必要に応じて補助をするなどして、安全や衛生管理の指導をします。児童生徒と一緒に給食を食べながら、心の交流をしたり食の大切さを伝えたりしましょう。

⑥ 清掃の時間

児童生徒と共に汗を流して掃除することが大切です。合図とともに担当区域へ行き、一緒に掃除をしながら、用具の正しい使い方や適切な掃除の方法を指導しましょう。

⑦ 帰りの会

今日を振り返り、明日につなげる大切な時間です。児童生徒がその日のがんばりを認め合ったり教員が成長を褒めたりして、1日の締めくくりとしてふさわしい時間にしましょう。

⑧ 放課後

教育相談や個別指導、家庭訪問等、児童生徒や保護者と関わる場合や、教材研究や校務分掌、学級事務等の仕事に費やす場合等があります。特別活動の指導を行う時もあります。

⑨ 退勤

明日の時間割や行事の準備を確認し、机上の整理をしましょう。周囲の先生方への「お疲れ様でした」「お先に失礼します」等の一言が教員チームのまとまりにつながります。



教育センターWeb サイト

教育相談課のページ

コラム ～ 助け・助けられるつながりを～

誰でも初めはできないこと、分からないことだらけです。困ったときは一人で悩まず、校内の先輩教職員等に相談しましょう。日常の何気ない雑談が、助け・助けられる関係づくりにもつながっていくことでしょう。

✿ 子どもの支援の始まりは日常会話から

どんなことでも共有し合って

授業中や部活動などで、子どもが頑張っていることや普段とはなんとなく違う言動など、どんなことでも教職員間で共有しましょう。

日常のやり取りの積み重ねが良好な人間関係づくりや問題の未然防止に大きく役立ちます。子どもたちのちょっとしたシグナルを全職員が見逃さない連携プレーが大切です。

気になることはその日のうちに

学年主任や隣の学級の教員など身近な教職員に、気になることはその日のうちに相談すると、解決の糸口が早く見つかる場合があります。

休み時間や昼休み、放課後の立ち話でもいいです。お茶飲み場で話題にすると、一人では気付かなかったヒントがたくさん見つかることもあります。何より、心強い同僚に支えられていることを実感することができます。

✿ 必要なときに目的に応じたメンバーで

保護者と一緒に

保護者との相談や懇談の席に、特別支援教育コーディネーターや養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、校内の担当者が同席することも考えられます。

学校の様子を伝える担任、家庭の様子を話す保護者、専門的なアドバイスをする担当者と、三者が対等な立場で話し合うことで、よりよい対応を考えることができます。

学年団で

担任が学級で支援を行ってもなかなか改善が見られないときもあります。

そんな時は、放課後、学年団の先生と普段感じていることをお互いに出し合うとよいでしょう。指導する内容や話の仕方などのヒントが得られるとともに、学年団の共通理解のもと、一緒に指導していく機会にもなるでしょう。

参考：香川県教育センター『教職員のためのサポートブック2 だれもが安心して過ごせる学級をつくるために』

平成 24 年 2 月

教職員一人一人からの相談を受けています

子どもへのかかわり方が分からなくなってきた

保護者への対応がうまくいかない

職場の人間関係をうまく保てない

あたたかい人間関係づくりのこつを知りたい

特別支援教育の視点を生かしたかわり方が知りたい

学級経営に自信がもてない

お話を伺いながら一緒に考えたり、アドバイスをしたりします。相談内容など相談者のプライバシーは、守られますので、お気軽にご利用ください。まずは、お電話でご相談ください。

香川県教育センター 教育相談課

TEL: 087-813-0945

月～金曜日 9:00～17:00

祝日・年末年始は除く

コラム～あなたのストレス対処法（ストレスコーピング特性）は？～



新任教員として働くことは誰もが不安を覚えます。悩みや不安からくるストレスと上手に付き合うことが仕事を続けていく上で欠かせません。

ストレス対処法はストレスコーピングと言われています。そこであなたのストレスコーピングの特性を測定できる「コーピング特性簡易評価尺度」を紹介しましょう。ストレスと上手に付き合いながら希望あふれる教員生活を過ごしましょう。

TRY コーピング特性簡易評価尺度

		よくある	ときどきある	たまにある	ほとんどない	
1)	原因を調べ解決しようとする	4	3	2	1	点
2)	今までの体験を参考に考える	4	3	2	1	
3)	今できることは何かを冷静に考えてみる	4	3	2	1	
4)	信頼できる人に解決策を相談する	4	3	2	1	
5)	関係者と話し合い、問題の解決を図る	4	3	2	1	点
6)	その問題に詳しい人に教えてもらう	4	3	2	1	
7)	趣味や娯楽で気をまぎらわす	4	3	2	1	点
8)	何か気持ちが落ち着くことをする	4	3	2	1	
9)	旅行・外出など活動的なことをして気分転換する	4	3	2	1	
10)	「何とかなる」と希望をもつ	4	3	2	1	点
11)	その出来事のよい面を考える	4	3	2	1	
12)	これも自分には良い経験だと思うようにする	4	3	2	1	
13)	問題の原因を誰かのせいにする	4	3	2	1	点
14)	問題に関係する人を責める	4	3	2	1	
15)	関係のない人に八つ当たりする	4	3	2	1	
16)	問題を先送りする	4	3	2	1	点
17)	いつか事態が変わるだろうと思って時間が過ぎるのを待つ	4	3	2	1	
18)	何もしないがまんする	4	3	2	1	

得点評価：以下の一覧表を参考に、あなたのコーピング特性について知ることができます。

設問	下位尺度	平均 (標準偏差)	解説
1) ～3)	積極的問題解決	9.6 (2.1)	問題そのものを解決するために自ら努力しようとする
4) ～6)	解決のための相談	8.0 (2.4)	問題そのものの解決のため周りの人の力を借りようとする
7) ～9)	気分転換	7.6 (2.5)	不安やイライラなど自分自身の不快な感情を鎮めるために、何か違うことをする
10) ～12)	視点の転換	7.7 (2.3)	問題となっていることにプラスの価値を見出したり（価値の切り上げ）、変えられないことは考えても仕方ないと割り切ったり（価値の切り下げ）というように視点・発想・価値を変えた見方をする
13) ～15)	他者を巻き込んだ情動発散	4.4 (1.7)	いわゆる八つ当たり（愚痴をこぼすことは含まない）
16) ～18)	回避と抑制	6.4 (2.1)	がまんする、先送りするなど、結果として何もしない

ストレスコーピングのパターンは複数あることを理解することが、新たなコーピングの仕方を身につけていく上で大切ではないかと考えます。（小林）

出典：『心の健康を支える「ストレス」との向き合い方』—BSCPによるコーピング特性評価から見えること
影山隆之 小林敏生著 金剛出版

自分のコーピング特性はつかめましたか？初めは仕事と私生活との切り替えが大変かもしれませんが、心身ともに健康に、充実した毎日にしたいですね。

2

学 習 指 導



12 畳の部屋に 10 人が寝ます。10 畳の部屋に 8 人が寝ます。
 どちらの部屋が混み合っていますか？

教員生活 3 年目のことである。

算数の割合の授業で、A 児は、「1 人が 1 畳ずつ使うと、どちらの部屋も 2 畳ずつ余るから、同じだ。」と、主張を曲げない。他の児童は、「余っている 2 畳を、10 人で使うのと 8 人で使うのでは違う。」と、A 児を説得している。

私も、A 児が分かるように図をかいたり、畳に見立てた画用紙を切ったりしてみたが、A 児は納得できない。この日の授業は、ここで終わってしまった。

休み時間に、A 児が私にそつとささやいた。
 「先生、普通、余った場所には、みんなの荷物を置くでしょ。
 荷物は、混み合っているとは思わないよね。」

このことがあってから、授業前の十分な教材の準備と、予測される児童の反応の研究を、以前にも増して心がけるようになった。

さぬきの教員 授業づくりの三訓

一しかけて待つて
 二語らせつないで
 三認め励ます

香川県教育委員会



2-1 主体的・対話的で深い学びの実現

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。

全ての児童生徒が、これからの社会で求められる資質・能力を身に付けるためには、学習の過程で「主体的・対話的で深い学び」を実現することが欠かせません。

全ての児童生徒に、これからの社会で求められる資質・能力を育成することを目指し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められています。

1 児童生徒一人一人に育みたい資質・能力にはどのようなものがあるのでしょうか

将来の予測が困難な社会の中でも、未来を切り拓いていくために必要な資質・能力が三つの柱で整理され、それらをバランスよく育成することが必要です。

(1) 生きて働く「知識及び技能」の習得 「何を理解しているか、何ができるか」

各教科等において習得する個別の事実に基づく知識のみを指すものではなく、社会の中で生きて働く知識を含むものです。知識や技能は、思考、判断、表現を通じて獲得されたり、その過程で活用されたりするもので、社会との関わりや人生の見通しの基盤ともなります。



例えば、「何年にこうした出来事が起きた」という歴史上の事実に関する知識は、「その出来事はなぜ生じたのか」や「その出来事がどのような影響を及ぼしたのか」を追究する学習の過程を通じて、当時の社会や現代にもつ意味等を含めた、生きて働く知識として習得されていきます。

(2) 未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成 「理解していること・できることをどう使うか」

将来の予測が困難な社会の中でも、未来を切り拓いていくために思考力、判断力、表現力等が必要で

- ・ 新たな情報と既存の知識を適切に組み合わせて、それらを活用しながら問題を解決したり、考えを形成したり、新たな価値を創造していくために必要となる思考
- ・ 必要な情報を選択し、解決の方向性や方法を比較・選択し、結論を決定していくために必要な判断や意思決定
- ・ 伝える相手や状況に応じた表現



自分の考えをつくったり、目的・場面・状況に応じて伝え合ったりする場を工夫しましょう。対話や議論を通じて多様な考えの共通点や相違点を理解し、共感したり統合したりするなど、学びを深めていくプロセスを大切にしましょう。

(3) 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」

上記の(1)及び(2)の資質・能力を、どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素であり、以下のような情意や態度等に関わるものが含まれます。

- ・ 主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力、自らの思考のプロセス等を客観的に捉える力等、いわゆる「メタ認知」に関するもの
- ・ 多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやり等の、人間性等に関するもの

【小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編から作成】

2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みましょう

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

学びの「成果」として、児童生徒が学んだことを人生や社会の在り方と結び付けて深く理解しながらこれからの社会で求められる資質・能力を身に付けていくためには、児童生徒が学校における学びの「過程」において、主体的に学ぶことの意味と自分の人生や社会の在り方を結び付けたり、多様な人との対話を通じて考えを広げたりすることが重要です。また、単に知識を記憶する学びだけにとどまらず、身に付けた資質・能力が様々な課題の対応に生かせることを実感できるような、学びの深まりも大切です。



授業づくりの際に、期待する児童生徒の姿を明確にしておくことが大切です。例えば、「主体的な学び」であれば、前時の学習でまだ解決できていないことから本時の課題を導いたり、前に学習したことを生かして解決の見通しを立てたりする姿が考えられます。このことが、教師の働きかけを考えるポイントになります。

【主体的・対話的で深い学びの実現】【文部科学省 教育課程企画特別部会 論点整理参考資料(令和7年9月25日)より】

(2) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

① 「個別最適な学び」とは

「個に応じた指導」を学習者の視点から整理した概念が「個別最適な学び」です。「個別最適な学び」は、「指導の個別化」と「学習の個性化」に整理されています。

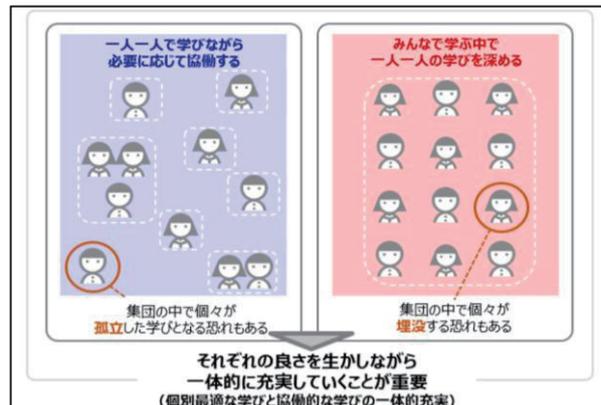
「指導の個別化」	教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなど
「学習の個性化」	教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整すること

【文部科学省「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと共同的な学びの一体的な充実に関する参考資料(令和3年3月版)」より】

② 「協働的な学び」とは

探究的な学習や体験活動などを通じ、児童生徒同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成することが求められています。

そのためには、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないように、「協働的な学び」と一体的に充実していくことが大切です。



【文部科学省「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のためのサポートマガジン『みるみる』」より】

(3) 誰一人取り残さず全ての子どもたちに「主体的・対話的で深い学び」が実現しているかという視点をもつ

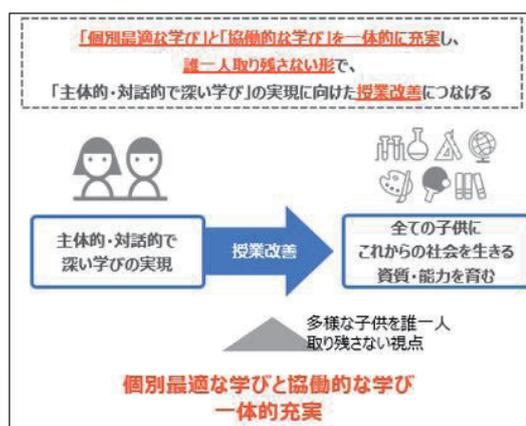
「主体的・対話的で深い学び」の実現を通じて、これからの社会で求められる「資質・能力」の育成を図るという学習指導要領の目指すものを、多様な特性を有する全ての児童生徒に対して実現しようという具体的な改善の視点が「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」です。

全ての児童生徒が、「主体的・対話的で深い学び」を通して、資質・能力を身に付けられるような授業を目指しましょう。

そのためには、まず、「個別最適な学び」の視点から、児童生徒の多様性に配慮し、学習環境や自己選択・自己決定の機会を工夫することが大切です。

また、「協働的な学び」の視点から、児童生徒が孤立した学びに陥らないよう、児童生徒にとって必要感のある場を設定しましょう。

大切なのは、徐々に教師の支援を少なくしていき、児童生徒自身が自分の特性や学び方を自覚できるようにすることです。



く「主体的・対話的で深い学び」と「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」の関係)

【文部科学省「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のためのサポートマガジン『みるみる』」より】



3 授業改善の4つの視点を意識して、働きかけを考えましょう

香川県教育委員会では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるために、授業改善の視点として、次の4つを提案しています。

(1) 学習環境

児童生徒が自分の意志で学びたい課題や学ぶ方法等を選択・決定したり、学びを振り返って次の見通しを立てたりするなど、自らの学びを調整しながら学ぶことができるようにするためには、次のような学習環境を必要に応じて整備していくことが重要です。

【学習環境の例】

- 児童生徒が違いを認めて協力し合える学級づくり
- 自ら学び直し（学習の調整）や、発展的な学習に取り組めるような時間の確保
- 本時の学習と日常生活を関連付けられるような掲示や教具の教室設置
- 異学年間の学びや他の学校の児童生徒との学び合い、地域の方々や多様な専門家と協働的に学ぶことができる機会の確保 など

(2) 学びがいのある課題設定

教師が考えさせたい課題を一方向的に提示するのではなく、児童生徒の知的好奇心を喚起するような課題を児童生徒と一緒に生み出すなど、児童生徒の「解決したい」という思いや願いを引き出し、児童生徒にとって学びがいのある課題を設定することが大切です。

【学びがいのある課題設定の例】

- 実生活や実社会における児童生徒の疑問から生まれた課題
- 前時の振り返り等で表出された児童生徒のつぶやきから生まれた課題
- 少し困難だが「学んだことを活用すればできそう！」と感ずることができる課題
- 児童生徒の「当たり前」が揺さぶられる課題 など

(3) 自己選択・自己決定

全員が同じ道筋で学習するのではなく、児童生徒自らが課題を決める、課題解決に向けて学習の順序を考える、学習の方法を自分で選ぶなど、学習教材や問題、解決方法、学習形態など多様な自己選択・自己決定の場を保障することが重要です。

【学習の中で児童生徒が選択できる場面の例】

- 学習教材や問題の選択
(例) 解きたい練習問題を選ぶ
- 学習形態の選択
(例) 個で、ペアで、集団で考える
- 個の適性に沿った学び方の選択
(例) 認知スタイルに沿ったワークシート等を選択する
- 解決方法の選択
(例) 実験方法を構想し、行う
- 時間設定の選択
(例) どこに時間をかけるか調整する

まずは、児童生徒とともに考えることから

ある小学校の国語科の実践です。「自分が選んだ本のあらすじをまとめて紹介する」という単元のゴールを設定し、単元のはじめに、児童とともにゴールまでの見通しを話し合い、学習計画を立てました。その際、「いきなり長い文章は難しい」という児童の意見を取り入れ、まず簡単な物語で練習をする時間を設けています。

本時では、1年生で学習した簡単な物語文を扱い、第一場面を全体で読み解きながら、あらすじをまとめるコツを確認しました。その後、各自が紹介したい場面を選んで取り組めるようにし、主体性を促しました。このように、児童生徒の声に耳を傾け、学習の進め方とともに考えることも、主体性を引き出す有効な手立てとなるでしょう。



(4) 学びの過程の振り返り

児童生徒が見通しをもって課題解決に取り組もうとするなど、次の学びへの意欲を高めるためには、児童生徒自身が、自分の学びを振り返り把握すること（メタ認知）が重要です。また、伸び（成長）の実感を促すためにも、振り返りの目的を確認したり、振り返りの内容やタイミングを工夫したりするなど、充実した振り返りができるように働きかけることが大切です。

【振り返りの視点の例】

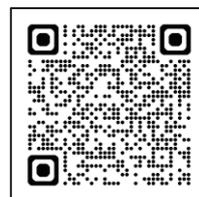
- 学習内容・・・・・・・・・・何が分かった（分からない）のか
何ができるようになった（できない）のか
- 学習過程（学び方）・・・・何に着目し、どのように考えたか
誰と交流し、どのような視点で解決方法を得たのか
- 自己の変容・課題の発見・・自己の成長に何が必要なのか
次にどのような学びに挑戦したいのか など

4 学びに向かう児童生徒を信じ、委ねていきましょう

全ての児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」を通して、「できた」「分かった」と実感できるようにするためには、教師が個に応じてきめ細やかに支援することだけでなく、児童生徒が主体的に学習を調整できる状況を教師が整えることで、児童生徒自身がその実現を図っていくという視点をもつことも大切です。

教師は、ねらいに向かって自分から学びを進められるようにしかけた上で、児童生徒の学びに向かう姿勢を信じ、委ねます。

そして、児童生徒の必要に応じて、教室の多様な意見から自らの考えを広げたり、深めたりできるように協働的な学びの場を工夫したり、一人一人が自分の成長や取組のよさを実感できるように、認め励ましたりします。このような教師の姿勢が、授業づくりの基盤となるでしょう。（参照：二次元コードと URL ～「今求められる『教師の出番』～ R7. 2 香川県教育センター）



【<https://www.kagawa-edu.jp/educ01/file/7579>】

2-2 情報活用能力の育て方

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。



情報活用能力を育成することで児童生徒が自ら ICT を活用する主体的・対話的で深い学びを実現しましょう。

1 情報活用能力とは何か、確認しておきましょう

情報活用能力は、ICT を活用する力だけではありません。学習指導要領では、情報活用能力は言語能力、問題発見・解決能力と並ぶ「学習の基盤となる資質・能力」の一つと位置付けられ、各学校のカリキュラム・マネジメントの充実によって育成することとされています。また、各教科において育むことを目指す資質・能力と同様に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱によって以下のように整理されています。

○知識及び技能(何を理解しているか、何ができるか)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

○思考力、判断力、表現力等(理解していること・できることをどう使うか)

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

○学びに向かう力、人間性等(どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

2 ICT を効果的に活用して情報活用能力を育成するとともに、その力を発揮させることで、主体的・対話的で深い学びへとつなげましょう

令和3年度から、全ての公立小・中学校で1人1台端末（高等学校、特別支援学校では令和4年度末に整備）の活用が進められています。情報活用能力は、1人1台端末を含めたICT を効果的に活用することによって、児童生徒一人一人の能力や特性に応じた学びを行いつつ、相互に学び合う協働的な学習を進めることで育成されます。教師の指示で使用するのではなく、児童生徒がICT を学習に役立つツールの1つとして自ら選択し活用できるようになることを目指しましょう。

A 一斉学習	B 個別学習	C 協働学習
<p>挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。</p> <p>▶A1: 教員による教材の提示</p> <p>画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用</p> <p>▶B1: 個に応じる学習</p> <p>一人一人の習熟の程度に応じた学習</p> <p>▶B2: 調査活動</p> <p>インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録</p> <p>▶C1: 発表や話し合い</p> <p>グループや学級全体での発表・話し合い</p> <p>▶C2: 協働での意見整理</p> <p>複数の意見・考えを議論して整理</p>	<p>デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った速度で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。</p> <p>▶B3: 思考を深める学習</p> <p>シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p> <p>▶B4: 表現・制作</p> <p>マルチメディアを用いた資料、作品の制作</p> <p>▶B5: 家庭学習</p> <p>情報端末の持ち帰りによる家庭学習</p> <p>▶C3: 協働制作</p> <p>グループでの分担、協働による作品の制作</p> <p>▶C4: 学校の壁を越えた学習</p> <p>遠隔地や海外の学校等との交流授業</p>	<p>タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。</p>

左に示した学習場面の10の分類例を参考に、ICT を効果的に活用する場面を取り入れた授業の構成を工夫することから始めましょう。



【文部科学省「教育の情報化に関する手引（追補版）」令和2年6月 より】

3 デジタル技術を積極的に活用し、望ましい社会の創造に参画する能力を育成しましょう

情報社会においてデジタル機器やインターネットの利用は学習に限らず生活に必要な不可欠です。整備された1人1台端末は、ペンやノートといった文房具と同じように日常的に活用することが求められており、家庭での持ち帰り学習も促進されてきています。このように児童生徒が日常的に端末を扱う機会が増えると、大小様々なトラブルが頻繁に起こる可能性があります。以前のように、デジタルの負の側面を強調し、教師がルールを提示して守らせる抑制的・他律的な指導だけでは不十分です。今後は児童生徒が生涯にわたって自分で判断し、安全にかつ責任をもって行動できる能力を育てる主体的な情報モラルの指導が必要です。指導にあたっては、児童生徒の発達に合わせて、教員と保護者が持続的に関わり、自律に向けて支援していくことが大切です。

4 プログラミング教育について確認しておきましょう

令和2年度より小学校でプログラミング教育が必修となり、令和3年度から中学校「技術・家庭科（技術分野）」の中でプログラミングに関する内容が拡充されました。令和4年度からは高等学校においてプログラミング教育が必修修となり、全ての小・中・高校でプログラミング教育が実施されています。

小学校プログラミング教育では、プログラミング言語を覚えたりプログラミングの技能を習得したりすることが目的ではありません。実際にコンピュータ等でプログラミングをする体験を通して、下記の3つのねらいを達成することが重要です。

- ① 「プログラミング的思考」を育むこと
- ② プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータをはじめとする情報技術によって支えられていることに気付くことや、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度などを育むこと
- ③ 教科等での学びをより確実なものとする

5 教員自身も新しい情報を積極的に収集し、ICT活用指導力を高めましょう

○ ICTの活用について

文部科学省 Web サイト

(例)・StuDX Style

・教育の情報化に関する手引（追補版）R2.6

香川県教育センターWeb サイト：（一部 ログイン必要）

(例) 香川県教育センター 研究成果報告書

・授業改善！「学び手としての主人公」になる ICT 活用 R7.2

・実現！私の ICT 活用 R6.2

・1人1台端末環境での授業づくり R5.2

・ICTの効果的な活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた調査研究 R4.2

○ 小学校プログラミング教育について

文部科学省 Web サイト：小学校プログラミング教育

(例)・小学校プログラミング教育の手引き 第三版 R2.2

○ 情報モラル教育について

文部科学省 Web サイト：情報モラル教育の充実等

総務省 Web サイト：インターネットトラブル事例集(2025年版)

○ インターネットの利用について

香川県教育委員会 Web サイト：インターネット利用適正化

(例)・スマートフォンやゲーム機等の使用の適正化に向けた共通ルール

・学校現場におけるネット・ゲーム依存予防対策マニュアル R6.3



2-3 学習指導案の作成

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。



単元（本時）の目標を実現する授業を効果的に進めるためには、しっかりと構想を練ることが求められます。児童生徒の具体的な姿を頭に浮かべながら、学習指導案を作成しましょう。

1 望ましい学習指導案の条件について考えてみましょう

【参考：望ましい学習指導案の条件の例】

- 1 学習指導要領のねらいを踏まえた目標や内容、方法になっていること
- 2 児童生徒の意識や思考の流れに即した学習指導過程が展開されていること
- 3 教員の発問・助言や支援の手立てが計画的かつ柔軟に組織されていること
- 4 児童生徒の実態に合った内容や活動が準備されていること
- 5 児童生徒一人一人のよさを生かし、積極的かつ自主的な活動や思考を促すように配慮がなされていること
- 6 児童生徒の課題意識や思考、学習の高まりが見られること

等

- 左記の例を参考にしながら、教員の重要な仕事である授業の在り方について、学習指導案を書くことを通して研究を深めていきましょう。
- 学習指導案は案であり、実際の学習指導ではその通りに進まないことも少なくありません。しかし、そのことが「児童生徒に学ぶ」ことであり、児童生徒の反応を見取る力につながります。
- 児童生徒が「分かる」「楽しい」授業をつくるためには、児童生徒の実態を的確に把握した上で、目標や内容、方法について深く考察し、実態と授業が結び付く指導過程を構想することが必要です。
- 日常の学習指導においては、一般的に「略案」といわれる簡単な形式のものを書くことが多いでしょう。略案を書くに当たっても、できる限り具体的な児童生徒の姿を思い描き、児童生徒の実態に応じた指導の在り方を吟味しておくことが大切です。
- 児童生徒の笑顔があふれる授業を思い描きながら、教員自身も学習指導案の作成を楽しみましょう。

2 学習指導案の具体的な書き方について考えてみましょう

【例】

第○学年△△科学学習指導案

学習指導者 ○○ ○○

1 単元（題材）名

2 単元（題材）について

(1) 単元（題材）観・・・本単元の意義やねらい、内容をどう捉えるかを書く。

- ・本単元の学習は、学習指導要領のどの目標・内容に基づいたものか。
 - ・本単元の学習は、児童生徒にとってどういう点で価値があるのか。
 - ・本単元の学習内容は、内容の系統性から考えると、どこに重点を置き、どう発展させることが大切か。
- など、「何を学ばせるか」について書く。

(2) 児童（生徒）観・・・本単元の学習に関する児童生徒の実態を書く。

- ・児童生徒の関心・意欲や能力等の実態はどうか（レディネステスト等による客観的データがあれば記載しておく）。
 - ・児童生徒の過去の学習経験や生活経験と、本単元との関連はどうなっているのか。
 - ・本単元の学習で児童生徒はどのような場面でのどのようなつまずきや抵抗感をもつか。
- など、本単元の学習に関して「どのような子どもたちなのか」について書く。

(3) 指導観・・・(1)、(2)を踏まえ単元の指導をどのように進めるか、どのような点に留意するのかを書く。

- ・ねらいや児童生徒の実態から考えて、どのような順序で教材を組織し、どのような学習形態・学習方法を重視するのか。
 - ・本単元の学習指導では、具体的にどのような手立てを講じるのか。
 - ・本単元の学習指導を行う上で、つまずきなどに応じて具体的にどのような点に留意する必要があるのか。
- など、「どのように学ばせるか」について書く。

3 単元の目標

観点別に目標とする児童生徒の具体的な姿を『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』（文部科学省 国立教育政策研究所 ※2-11 p38の二次元コード参照）を参考に書く。

4 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』を参考に書く		

5 単元の学習指導計画（全○時間）

時	目 標	主な学習活動	評価規準・評価方法
1（本時）	・□□□□□□	・△△△△△△△△	・▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽
2			

2の(1)～(3)が関連していることが大切です。必要に応じて、単元の学習内容の順序を組み替えたり、他教科との関連を図ったりして、身に付けさせた力が確実に定着するように単元構成を工夫することもあります。

他者が作成した学習指導案の単元観や学習指導計画等をそのまま転写すると、児童生徒の実態に合わなかったり、考え方の不一致が見られたり、学習指導計画との関係が不明確になったりすることがあります。参考とする学習指導案をよく読んで、自分の言葉で書きましょう。



6 本時の学習指導

(1) 目標・何ができるようになればよいか、児童生徒の様相で書く（語尾は「～できる」）。

【目標 書き方の例】

「○○を通して、△△のことに気付き、□□することができる。」

(中心的な活動) (理解する内容) (児童生徒の行動目標)

【例1】既習の求積可能な図形の面積の求め方を基に、台形的面積の求め方を考えることを通して、いろいろな求め方があることやそれらが一つの公式にまとめられることに気付き、様々な台形的面積について公式を使って求めることができる。

【例2】弥生時代の遺跡の様子や出土品を観察することを通して、食物を蓄えるようになったこと、強い力を持つ指導者が現れたこと、争いが起こるようになったことに気付き、稲作が定着したところの生活の様子をまとめることができる。

(2) 学習指導過程（用紙サイズを変えたり、横置きにしたりする場合もある）

学習内容・活動	予想される児童生徒の反応	指導上の留意点及び評価
目標を達成するための内容や活動になっているか。児童生徒の意識や思考がつながっているか。	児童生徒の反応から授業が組み立てられるように、児童生徒の立場に立って多様に想定しているか。	予想される児童生徒の反応に応じて、必要な支援を書いているか。評価規準や評価方法が適切で具体的か。

【学習課題（学習問題）】

<ul style="list-style-type: none"> 内容と活動の流れを考える。 <p>導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 予想する。 解決の見通しを話し合う。 <p>展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 予想を基に検証する。 互いの考えを発表し、話し合う。 <p>終末</p> <ul style="list-style-type: none"> まとめを書く。 振り返りをする。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の多様な反応を正確に想定できるように、既習事項やこれまでの学習の流れを教員がきちんと確認しておく。 必要に応じて、単元の学習に関係のあるプレテスト（診断的評価）を行い、児童生徒の実態をより正確に把握し、本時の反応の想定に生かす。 特に児童生徒のつまずきについては、あらゆる角度から丁寧に想定し、教員の支援欄に支援策を具体的に書く。 	<ul style="list-style-type: none"> 「～のために（ように）～をする」の文型で書く。 <p>【例：指導上の留意点の書き方】</p> <p>「効率よく学習を進められるように○○しておく。」</p> <p>「興味をもって学習を進められるように○○の絵を提示する。」</p> <p>「○○でつまずく児童生徒のために、△△を用意しておく。」</p> <p>「思考を深められるように、グループ内での発表を○○の順番で行う。」等</p>
<ul style="list-style-type: none"> 学習形態を工夫する。 ○個人 ○ペア ○グループ ○全体 等 		<p>評価規準を示すこともあります。なお、評価Cと判断する状況への手立てを想定しておくことが大切です。</p> 

2-4 表情・話し方

指標Ab1 教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。

指標Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。



初対面の人の印象は、約半分がその人の目線やしぐさ、表情で決まり、残り半分が声のトーンや大きさ等で決まると言われます。普段から自分の表情や話し方を意識することが大切です。

1 適切な表情や話し方について考えてみましょう

教員の表情は指導力の一部であり、児童生徒の学習意欲に大きな影響を与えます。自分の表情を鏡で見たり、録画したりしてチェックしてみましょう。

また、成長期にある児童生徒は、教員のくせや話し方を自然にまねていくものです。したがって、教員は授業中も含めて、日常の言葉遣いについて細心の注意を払い、正しい日本語を使うように心がけなければなりません。以下に示したチェックリスト等を利用して、話し方に関する自己評価を継続的に実施してみましょう。



【参考：話し方チェックリスト例】

番号	評価項目	チェック欄
1	声の大きさや、話すスピードは適切か。（1分間に300字程度）	
2	内容や場面に応じて、抑揚、強弱、間の取り方に配慮しているか。特に大切なところは、間を取りながらゆっくりと話しているか。	
3	児童生徒の表情を見て、反応を確かめながら話しているか。	
4	繰り返しや念押しをしたり、児童生徒に考える時間を与えたりしながら話しているか。	
5	身振りや手振り等、言葉以外の表現を交えて話しているか。	
6	肯定的な温かい言葉、共感的で親しみの湧く言葉を使うよう心がけているか。	
7	児童生徒の発達の段階に合った具体的で平易な言葉を使っているか。	
8	だらだら長くならず、短い文で簡潔に話しているか。	
9	「あー」「えー」などの不要な言葉を多く使わずに話しているか。	
10	気分によらずに、いつも穏やかな表情で話しているか。	

2-5 発問・助言



指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。

発問・助言は、児童生徒の思考を促したり、理解を助けたりする大変重要な役目を担っています。したがって、事前に発問計画を立てるとともに、授業の展開に沿って柔軟に対応する必要があります。まさに、「教員の腕の見せどころ」です。

1 「発問」の基本的性格を明らかにして、指導過程の中でその在り方を考えてみましょう

(1) 発問の基本的性格

学習のねらいを達成するために、学習者に対して教員が出す問いである。発問には、児童生徒の多様な考えや答えを引き出す役割が求められる。

(2) 指導過程の中での発問

① 導入時に求められる発問

全ての児童生徒が応答できるような発問を用意し、学習内容に対して興味・関心を喚起して学習意欲を高めるとともに、学習課題（問題）に結び付ける。さらに、課題解決の見通しをもたせ、主体的な学習活動につなげる。

- ・ 「〇〇について不思議だな、どうしてだろうと思うことはどんなことですか。」
- ・ 「〇〇と△△を比べて、気が付くことはありますか。」
- ・ 「答えは何だと思えますか。なぜ、そのように考えるのですか。」

② 展開時に求められる発問

考えや思いを深めたり広げたりする発問を用意し、学習を発展させる。

- ・ 「〇〇と◇◇をつなぐと、どのようなことが考えられますか。」
- ・ 「もしこの条件がなければ、〇〇はどうなりますか。」
- ・ 「これらのことから、これから先どのようなことが想像されますか。」
- ・ 「本当に正しいかどうか疑ってみると、〇〇に対して考えられることにはどのようなことがありますか。」

等のように、学習者の思考を誘発して、考えを広げたり深めたりする発問を行う。

③ 終末時に求められる発問

学習を振り返って、結果を整理したり評価したりする発問を用意し、次の学習への方向や生活との関連を明らかにする。

- ・ 「〇〇について、どのようなことが分かりましたか。分からなかったこと、次にしてみたいことはありますか。」
- ・ 「最初に考えた方法や活動でよかったことはありますか。」
- ・ 「今日身に付けたことは、みなさんの生活のどのような場面で使えそうですか。」

(3) よりよい発問の条件

① 明確、簡潔であること

- ・ 何について考えればよいかを明確にし、全員に分かるようにしましょう。
- ・ 学習課題（問題）に結び付いていくものにしましょう。
- ・ 簡潔、明確な発問とは、「AかそれともBか」といったような二者択一の発問を意味するものではありません。「〇〇について、◇◇の立場から考えるとどう見えますか。」等、考える対象や視点、方法を絞り込んで明確に示すものです。

② 広がり、深まり、方向付けがあること

- ・ 学習内容を深化・拡充させるためには、想像、比較、批判を促したり、新しい考えを打ち立てたりする活動を促す発問を行きましょう。
- ・ 多様な考えを引き出すことを目指して、意図的に相互に対立させて集団での思考を促す発問や、児童生徒の確立した考えを、あえて教員が揺さぶるような発問をすることも効果的です。

③ 具体的かつ的確であること

- ・ 絵や写真、図表等の教具・資料を効果的に活用して発問すると、児童生徒には発問の意図や意味がよく分かります。
- ・ 児童生徒の発達の段階や実態に即して発問しましょう。例えば「このことについて以前調べたことのある～さんはどのように考えますか。」といったように、個を生かす発問も考えられます。

【発問に見られるよくない例】

- ・ 児童生徒に考える時間を十分に与えず、問い詰めていく発問
- ・ 答える観点が不明確な発問
(例)「〇〇駅までどのくらいかかりますか。」(時間か費用かが明確でない)
「何でもいいから答えてください。」
- ・ 「他にありませんか。」といった発問をただ繰り返すだけの展開
- ・ 一問一答式の発問ばかりを行う展開

【参考】

「さぬきの授業基礎・基本」【改訂版】～子どもに学びのときめきを～

(香川県教育委員会 平成 29 年 3 月)

二次元コードと URL



<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/14668/kisokihon-all.pdf>

2 発問と表裏一体の関係にある「助言」の基本的な性格を明らかにして、その在り方を考えてみましょう

(1) 助言の基本的性格

発問を受けてどのように活動を展開すればよいかの見通しを与えたり、児童生徒の発言を言い換えたり、補足したりして、学習をより活発にする授業技術である。児童生徒を励ましたり、注意を向けさせたりすることもその一つである。

(2) 指導過程の中での助言

① 指導的な助言

学習の方向付け、方法の指示、学習者の態度への称賛・激励等を行う。

- ・ 「〇〇と◇◇の似ているところや違うところから考えてみてはどうか。」
- ・ 「〇〇に目を付けて、同じ仲間に分けてみたらどうか。」
- ・ 「〇〇だね。でも、本当に正しいかどうか考えてみてはどうか。」
- ・ 「以前に勉強した方法を使えないかな。～さんはノートを振り返っているね。」
- ・ 「この絵の〇〇の部分に着目してごらん。そうするとここの記述はどう変わるかな。」
- ・ 「～さんは結論に理由を付け加えて話しているのでよく分かったね。他のみんなも参考に話してみよう。」

② 改善的な助言

学習上のつまづきを明らかにし、適正な判断に基づいて学習の改善を促す。

- ・ 「今のやり方では〇〇のところまではうまくいったけれど、そこから先で困ったんだね。うまくいっている～さんの意見を聞いてみてはどうか。」
- ・ 「学習のめあては何だったかな。めあてに照らして表現の仕方を見直してみよう。」

発問も助言も、学習指導の効果を高めていくための重要な指導技術です。したがって、指導に当たっては、一つの学習活動に一つの基本的な発問を準備しておくことはもちろんのこと、どの発問の時に、学習者がどのような行動（反応）をするかについても想定しておく必要があります。つまづきが想定される場合は、適切な助言を用意しておく、よく分かる授業が展開できます。つまり、学習活動ごとに発問と助言をセットで考えておくのです。

また、助言は口頭による場合が多いですが、あえて黙って写真や絵、具体物、文章等を提示した方が効果的な場合もあります。



2-6 指名の仕方

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。



よく発表する児童生徒ばかりを指名する授業では、受動的な児童生徒が多くなってしまいます。指名は、教員の温かく細やかな気配りが必要です。

1 学習の場面や児童生徒の状況に合った指名の仕方を考えてみましょう

指名は、児童生徒の学習意欲を喚起したり、自己有用感を感じさせたりする重要な役割を担っています。よく挙手する児童生徒ばかりを指名したり、挙手させることなく安易に座席の並びで指名したりすることが続くと、学習意欲が低下したり教員と児童生徒との信頼関係が薄くなったりすることにつながります。児童生徒が主体となる授業、活気があり、テンポのよい授業にするために、学習の場面や児童生徒の状況に応じた工夫ある指名の仕方をしましょう。

【参考：学習の場面ごとの指名の仕方例】

学習の場面	指名の仕方	指名する際の留意点や意義
経験や感想を話し合うとき	<ul style="list-style-type: none"> 挙手した者の中から選んで指名 意図的に指名 	<ul style="list-style-type: none"> 安心して発表できるように、経験や感想に間違いはなく、自分なりの意見や考えを発言すればよいことを伝えるなど、発表しやすい雰囲気づくりに努める。 初めて知ったこと、うれしかったこと、驚いたこと等、視点を明確にして発問する。
学級全体で考えを深めるとき	<ul style="list-style-type: none"> 挙手した者の中から選んで指名 意図的に指名 	<ul style="list-style-type: none"> 考えを深めていくために、似たような考えを続けて発表させたり、不十分な考えや表現から順に発表させたりする。そのために、事前の机間指導で児童生徒の考え等を把握しておく（座席表を活用する）。
全員で反復練習（ドリル・音読練習等）を行うとき	<ul style="list-style-type: none"> 形式的指名 挙手した者の中から選んで指名 	<ul style="list-style-type: none"> 発表する順序を伝え、児童生徒が見通しをもって発表できるようにすることで、時間のロスが減り、授業のテンポがよくなる。 児童生徒にとって比較的答えやすい問題を扱うことで、発表することに自信をもたせ、進んで挙手し発表する態度につなげる。

2 指名をする時には、どのようなことに配慮すべきでしょうか

- 児童生徒の特性や実態を考慮し、指名による緊張や負担を過度に与えないように配慮する。
- 児童生徒によって、あだ名や呼び捨てで呼ぶなど、不公平さを感じる呼び方をしない。
- 反応の早い者だけを指名せず、児童生徒が考える時間を十分に取ってから指名する。
- モデルを示した後に発表が苦手な児童生徒を指名するなど、発表しやすい環境を整える。
- （教師の）話を聞いていない児童生徒をとがめるために指名するのはよくない。

2-7 発言（考え）の取り上げ方

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。

間違った発言が嘲笑される学級では、学びは深まりません。児童生徒が活発に発言し、間違いから考えを深めて学びを共有できる学級づくりには、教員がどのように発言を取り上げるのかが重要になってきます。

授業は、各自がもっている知識や技能を精一杯生かして自分の考えをつくり、それらをもち寄って切磋琢磨しながら進めるものです。そういう学び合いの授業にしていくために、教員は児童生徒の発言（考え）をどのように取り上げればよいのか考えてみましょう。



1 児童生徒の発言（考え）の内容を的確に評価できる力を身に付けましょう

まず、児童生徒の発言は、表情を見ながら、相づちを打ったりうなずいたりしながら聞くことが原則です。そして、児童生徒の発言に対して、それを正しく評価することが大切です。発言を通して、その児童生徒の考えのよさや不十分などを見抜くことから、次の指導の手立てが生まれます。

しかし、発言を即座に、しかも的確に評価することはとても難しいことです。そこで、あらかじめ、評価するチェックポイントを整理・準備しておくことが必要です。評価の際には、「発言の内容」に関することや、「発言の仕方や態度」に関することやを区別しましょう。

【参考：評価するときのチェックポイント例】

「発言の内容」を評価するポイント

- ・考えが問いに正対しているか。
- ・考えの筋道に矛盾や飛躍はないか。
- ・具体性のある考えであるか。
- ・重要な要素が含まれているか。
- ・結論と根拠がはっきりとしているか。
- ・広い視野で考えられているか。 等

「発言の仕方や態度」を評価するポイント

- ・教室の一番遠い友達に向けて発表しているか。
- ・声の大きさやスピードは適切か。
- ・友達の発言につなごうとしているか。
- ・結論から述べているか。
- ・適切な言葉遣いができているか。
- ・資料をうまく活用しているか。 等

不十分な発言への対応については、発言した児童生徒を傷つけないように配慮することが大切です。不十分な意見こそ、学びを深める材料として活用したり、内容の一部や発表の仕方、態度の中によかった点を見出し、全体の場で称賛したりしましょう。

そうすることで、「また発表しよう」という意欲をもつことができると同時に、学級全体に「間違えてもいいんだ」という雰囲気が広がります。



2 個の発言（考え）を他の児童生徒の思考につなげる取り上げ方について考えてみましょう

例えば不十分な意見が出された場合、教員が補足・説明するのではなく、問い返したり、説明を求めたりすることで、本人を含めた児童生徒が議論していくことにつながり、学級全体で思考が深まります。

まず、何について発言しているのか、意味の共有化を図りましょう。言葉だけでは伝わっていないと感じた時は、板書を利用して資料を指し示したり、絵や図をかかせたりしながら言葉を補うよう助言します。

次に、議論があちらこちらに飛び、何を話し合っているのか分からなくならないように、類似した意見をまとめて発表させます。その上で、出された多くの意見を比較させたり、関連付けさせたりするなど、反論を軸に相互の発言（考え）の関係性を吟味させることで、学級全体で考えを深めます。

【参考：発言（考え）を取り上げる工夫例】

○ 発言をつなげる工夫

ある児童生徒の発言（考え）を他の児童生徒の思考の材料として発言をつなげる。

- ・「～さんの意見に似ている人はつないで発表しましょう。」
- ・「～さんはみなさんと少し違う考えをもっているようです。紹介してくれますか。」
- ・「～さんはどうしてこのように考えたのでしょうか。」
- ・「～さんと～さんの考えは、どこが同じで、どこが違うのでしょうか。」
- ・「みんなから出た意見を整理するとしたら、どのように分けますか。」

○ 学習意欲の向上や自己有用感の高まりにつなげる工夫

褒めたり認めたりして学習意欲の向上につなげるとともに、自己有用感を感じさせる。

- ・「よく考えたすばらしい意見だね。」
- ・「なるほど。みんながとても参考になる方法ですね。」
- ・「～さんは、理由を説明してくれたので、とてもよく分かりました。」
- ・「～さんは、時間軸を伸ばして（空間を広げて）考えたんですね。」
- ・「〇〇の立場から見るとそう考えられたのですね。～さんは立場を変えて考えられるから、思いやりのある行動がとれるのですね。」

○ 間違いや考えのずれを生かしたり、思考を揺さぶったりする工夫

間違いや考えのずれを生かして、理解や思考の深まりにつなげる。また、あえて事実反することを投げかけて反論させることによって思考を深めさせる。

- ・「惜しかったね。でも、みんなにとって大きなヒントになりましたね。」
- ・「どうしてそう考えたのかをみんなに教えてくれるかな。」
- ・「今の考えはそのままでは難しいけれど、どこかを工夫すればうまくいきそうだね。」
- ・「本当にそうなの。〇〇の場合はあてはまらないのではないかな。」
- ・「〇〇という考えですね。しかし、◇◇という考え方もできるではありませんか。」

2-8 板書

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。

昔は、砂の上に棒切れで字を書いて教えたと言われます。板書の始まりでしょうか。タイミングよく板書された学習の要点が、思考を支え、促していくのです。

1 板書には、どのような役割があるのでしょうか

板書（ICT等を使用する場合も含む）は、児童生徒に既習を想起させるものであり、新しい学びの指針になるものです。また、児童生徒の対話を促し、思考を活性化させる大きな役割を担っています。授業後の板書を見たとき、1時間の学習過程が分かるように書かれているものは学習を振り返って、本時の学習内容を価値付けやすい板書と言えるでしょう。



2 板書の基本や板書の生かし方について、考えてみましょう

(1) 板書の基本を身に付けよう

1時間の学習内容がすっきりと収まるように、書く内容を整理することが大切です。そのために、次のことを心がけましょう。

① 授業前には板書計画を立て、学習の流れが分かるように、板書を構造化する

板書する文字とチョークの色

- ・ 正確で丁寧な文字を書きましょう。(字形、筆順に気をつけましょう。)
- ・ 児童生徒の実態に合わせた文字の大きさを考えましょう。
- ・ チョークの色は白色を基本としましょう。色覚の個人差に配慮しながら、大切な言葉、枠や線等に使用する色を統一するなど、どの児童生徒も見やすい配色、線の太さにしましょう。



何を、どこに、どのように書くか

- ・ 学習内容や学習方法、児童生徒が学び合う場、授業の流れや考えの変化、ノートへの記録等を意識しましょう。
- ・ 学習のめあてと、めあてに対応したまとめを書きましょう。
- ・ 考えの共通点や相違点、変化が分かるように書きましょう。

児童生徒が参加する板書

- ・ ネームプレートを活用⇒一人一人の立場を明確にする
- ・ 短冊カード、ミニホワイトボード、ICT等を活用⇒児童生徒の考えを位置付ける

② 授業後に板書の過程を振り返り、板書の技術向上につなげる習慣を身に付ける

児童生徒の視点で見直しを

- ・ 学習したことの記録として、学習過程や結果が分かる構成になっていますか。
 - ・ 前時までの学習とのつながり、課題解決の手がかりは位置付いているか
 - ・ 本時の学習内容の関係性が分かる板書になっているか
→関係性を矢印で示す、内容のまとまりに小見出しを付けて整理するなど
 - ・ 学習内容の中心が、板書に位置付いているか
 - ・ 大切な言葉や内容が強調されているか
 - ・ 児童生徒の発言を端的にまとめて書いているか

児童生徒の考えがあふれた板書に

- ・ 児童生徒が学び合い、考えを深めていく様子が見える板書になっていますか。

(2) 板書を生かす工夫をしよう

① 黒板以外も活用して、学習の効果を高める

- ・ 教室のサイドボードや掲示物、ICT等を活用し児童生徒の興味や関心を高めましょう。
- ・ 児童生徒が後で学びを振り返ることができる教室掲示を工夫しましょう。

② 板書した内容を生かして、学習の効果を高める

- ・ 授業の終末場面で、板書を用いて学習のまとめや振り返りをしましょう。
- ・ 板書をICTで記録し、掲示したり次時の導入で示したりして活用しましょう。また、記録したものを1人1台端末等でいつでも参照できるようにし、学びを振り返ることができるようにしましょう。

2-9 ノート指導

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。

書きながら考える。また、書いたものを読み返して考える。これは、大人も子どもも同じです。

思考を深め、発想を練り、学習の定着を図るためのノートの使い方を考えましょう。

学習活動において、授業の内容や自分の考え等を記録するノート（ワークシートやICTに記録する場合も含む）の使用は必要不可欠なものであり、ノートを有効に使うための指導は重要です。ここでは、ノート指導の在り方について考えましょう。

1 ノートに書くことには、どのようなよさがあるでしょうか

児童生徒にとって

- ① 思考の過程や結果を書き、学習を深める。
- ② 学習に必要な情報を記録して、学習に役立てる。
- ③ 学習したことを活用して定着を図る。
- ④ 自己評価ができる。
- ⑤ 書いた内容を評価されることで、学ぶ意欲が高まる。

教員にとって

- ① 児童生徒の学習状況を把握することができる。
- ② 自らの指導を見直すことができる。
- ③ 個別指導に役立てることができる。

2 ノートを児童生徒の学習に生かすために大切なことはどのようなことでしょうか

(1) 目的に応じた書き方を指導する

① 学んだことを書きとめる

1時間の授業の要点を整理し、後で見直すために書く。



- ・要点が整理された構造的な板書をする。
- ・重要語句は、色を使って書き、解き方や考え方等のまとめの文章は、線で囲むよう助言する。

② 考えを表現したり、深めたりする

予想したこと、調べて分かったことや考えたことなどを書く。



- ・自分の考えを書く時間をとる。
- ・友達の考えを書き、比べるように助言する。
- ・「事実」と「考え」、「まとめ」と「感想」等、整理して書くべきものは助言する。
- ・間違いは消さずに二重線等で訂正させる。

③ 練習して定着を図る

漢字や英単語、計算問題等を繰り返し練習する。



- ・「5分間で」「10回ずつ」等、具体的に指示する。
- ・どこで間違えたか分かるように、思考の過程（補助計算等）も書き残すように助言する。

(2) 学びの振り返りができるような書き方を指導する

授業のノートが、板書を写すだけのものとならないよう、ノートに自分の考えの過程を残すよう指導しましょう。

① 書き方のルールを決めておく

(例)「学習課題(問題)」は $\textcircled{め}$
「予想」は $\textcircled{予}$ 、「自分の考え」は $\textcircled{自}$
「友達の考え」は $\textcircled{友}$ 、「まとめ」は $\textcircled{ま}$
「振り返り」は $\textcircled{振}$ 等

【授業でのノート記載例】

- 学習した日
- 学習課題(学習問題)
- 自分の考え
- 友達の考え
- 気付いたこと
- まとめ
- 振り返り 等

② 吹き出し等を利用する

吹き出しの中に、学習中に気が付いたことや大事だと思ったことを書き込ませると、自分のノートを作ろうとする意欲につながります。

③ 学習の振り返りを継続的に書く

自己の学習を振り返り、学習での気づきを記録します。

3 ノート指導を通して、児童生徒の学ぶ意欲を高めましょう

- ノートを見ると、その児童生徒の学びの過程がよく分かります。
 - ・ 児童生徒の気づきを評価したり、他の見方や考え方のヒントを書き添えたりすることで、児童生徒の考えの広がりや深まりを促しましょう。
 - ・ 児童生徒の変容や成長を見逃さず具体的に褒めましょう。
 - ・ ノートの使い方の工夫や学習に取り組む姿勢のよさも褒めましょう。
- ノートへのコメントは、直接児童生徒に働きかけることのできる指導方法です。
 - ・ 机間指導の際、赤ペン等でコメントすることを心がけましょう。
 - ・ 誤字や記述の誤りの訂正、内容の補足もするようにしましょう。
- 保護者との懇談会で、ノートを見ながら児童生徒の成長を確認しましょう。
 - ・ ノートは、保護者への説明責任を果たす上でも有効なアイテムです。ノートを基に児童生徒の頑張りを話すとよいでしょう。



4 ノートを活用して、学級全体の児童生徒の学びを高めましょう

- 発表する場
 - ・ 学級全体で意見交流によって考えが深まるように、ノートを見て把握した実態から、発表する順番を工夫する。
 - ・ ICT等を活用し、ノートを大きく映し、学級全体で共有する。
- 話し合う場
 - ・ 互いのノートを見て、意見や感想を話し合う。
- 振り返る場
 - ・ ノートを基に、新たに分かったことや、考えの変化を確認させることで、児童生徒が自分の変容を確かめる。

2-10 机間指導

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをすることともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。



机間指導によって、それまでの1（教員）対35（児童生徒）の関わりから、1対1の関わりが可能となります。全体の場では恥ずかしくて質問できなくても、「個別にアドバイスをしてほしい、先生に関わってほしい」と願っている児童生徒はたくさんいます。

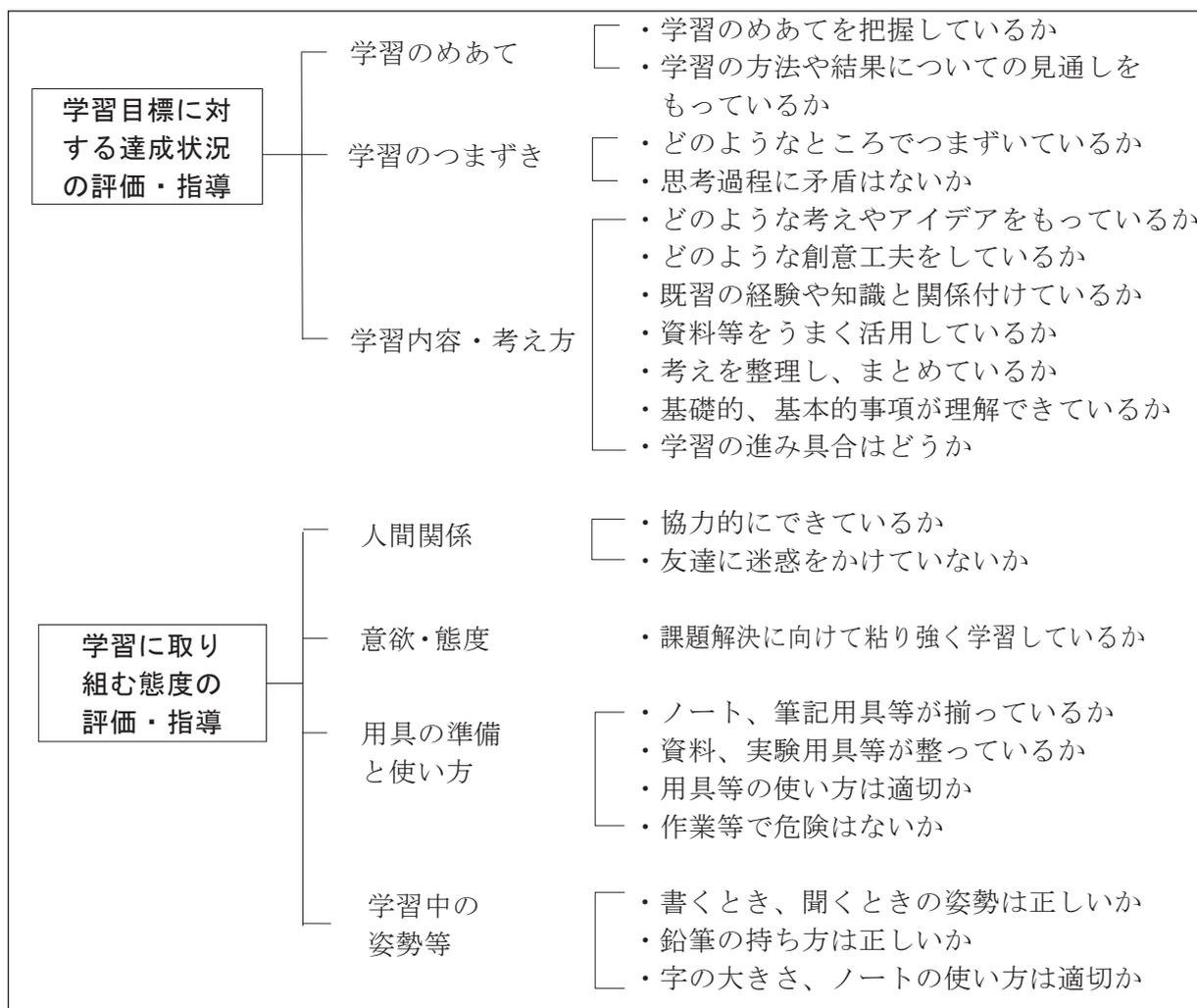
机間指導を行うことで、一人一人の学習状況を把握し、個に応じた指導を行うことができます。また、教員と児童生徒との人間関係を深めたり、信頼関係を築いたりすることにもつながります。教員にとっては何気ない助言や称賛であっても、児童生徒にとってはその後の学習意欲や活動に大きな影響を及ぼすことがあります。

個の成長や頑張りに寄り添い、温かい言葉をかけることができる教員でありたいものです。

1 机間指導の視点について考えてみましょう

机間指導は、計画的に行う場合と臨機応変に行う場合があります。いずれの場合も、はっきりとした視点をもって行うことが大切です。

【参考：机間指導の視点例】



2 机間指導のねらいや方法について考えてみましょう

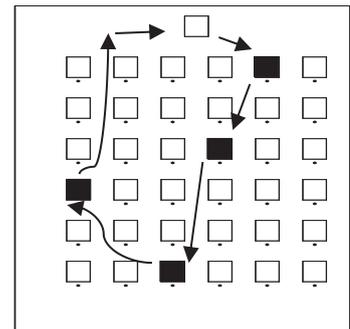
授業の序盤に行う机間指導は、全体の傾向を把握するために行います。教室全体を見渡すことができる位置に立ち、全員に目を配りながら学習状況を確認します。そして、全体への指導が必要か、個別の支援が必要かを判断しましょう。活動が滞っている児童生徒がいる場合には、その児童生徒を中心に机間指導の順番を決めます。多くの児童生徒に共通するつまずきを発見したときは、なぜそこでつまずいているのかを考えた上で、全員に対して適切な助言をし、共有することも必要です。

授業の中盤で行う机間指導は、①「つまずいている児童生徒への個別指導」と、②「後の交流に生かすための反応の把握」の大きく二つのねらいで行います。いずれの場合も、よい点を褒めたり、励ましたりするような助言をします。さらに、赤ペンで下線や丸等を児童生徒のノートに書き込むことで、児童生徒の意欲や自信にもつながり、授業が活性化します。また、座席表等を活用しながら、一人一人のつまずきや変容を計画的、継続的に観察・記録し、個に応じた指導に役立てましょう。

【参考：机間指導のねらいと方法の例】

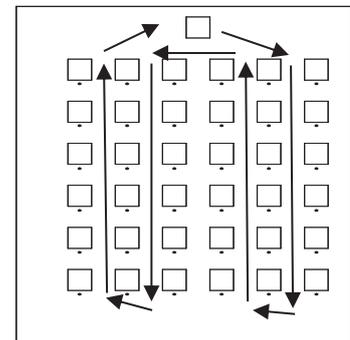
①つまずいている児童生徒に効果的な個別指導をするために

- ・児童生徒のつまずきを事前に想定し、それに対する助言や資料等をあらかじめ準備しておく。
- ・腰をかがめて圧迫感をあたえないように、児童生徒の目線で接することを心がける。
- ・板書やノートを指しながら、具体的な助言を行う。
- ・継続的な観察や指導により、児童生徒のつまずきの傾向を把握し、指導に役立てる。
- ・習熟度の異なる児童生徒を数名抽出して机間指導を行い、その児童生徒の学習状況を確認することにより、習熟度に合った指導をするための参考とする場合もある。



②後の交流に生かす反応を把握するために

- ・どのような考えをしているのかを座席表等に記入しながら見て回り、グループづくりや発表順の決定に反映する。
- ・よく似た考えを見つけて分類・整理し、その後の交流や指導に役立てる。
- ・多くの児童生徒に共通のつまずきがある場合は、一度活動を止めさせ、全員に指導することも考えられる。
- ・一人一人の学習過程を評価し、個別に指導することで自己有用感を高める。
- ・児童生徒の自尊感情に配慮し、一人一人のよさはしっかり称賛し、つまずきは適切に指導する。



気になる児童生徒については、授業の中で1回はその児童生徒のところへ行き、さりげなく声をかけましょう。

児童生徒の特性に合わせた、適切で温かい関わりは、子どもたちの自信を育むとともに、その授業での居場所と安心感を与えます。



2-11 学習の評価

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。

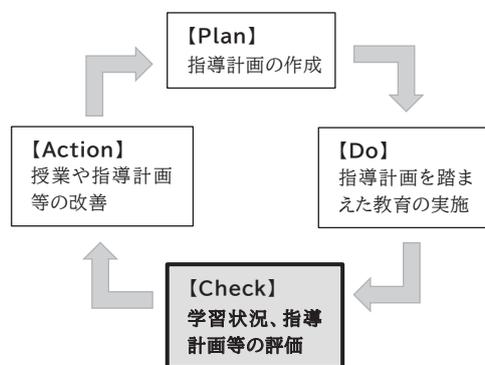


学習に際して見られる児童生徒の成長の過程は多様であり、そのスピードにも個人差があります。児童生徒一人一人の伸びや、よさ、可能性の把握に努め、学習指導に生かしましょう。

1 学習評価の基本的な考え方について整理しましょう

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものです。「児童生徒にどのような力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、**教員が指導の改善を図るとともに、児童生徒が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが大切です。**

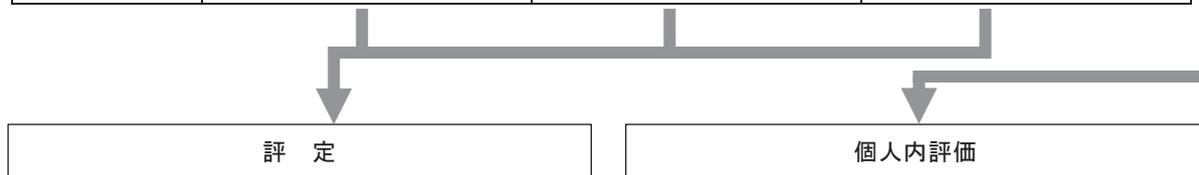
指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教員が自らの指導のねらいに応じて授業の中で児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切です。平成29年改訂学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っています。



2 学習評価の基本構造について整理しましょう

平成29年の改訂で、学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科等における観点別学習状況の観点が、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三つに整理されています。

学習指導要領に示す目標や内容	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
評価の各観点	知識・技能	思考・判断・表現	感性、思いやりなど 主体的に学習に取り組む態度



- ・ 観点別学習状況の評価の結果を総括するもの。
- ・ 5段階で評価（小学校は3段階。小学校低学年は行わない）

- ・ 観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進捗の状況について評価するもの。



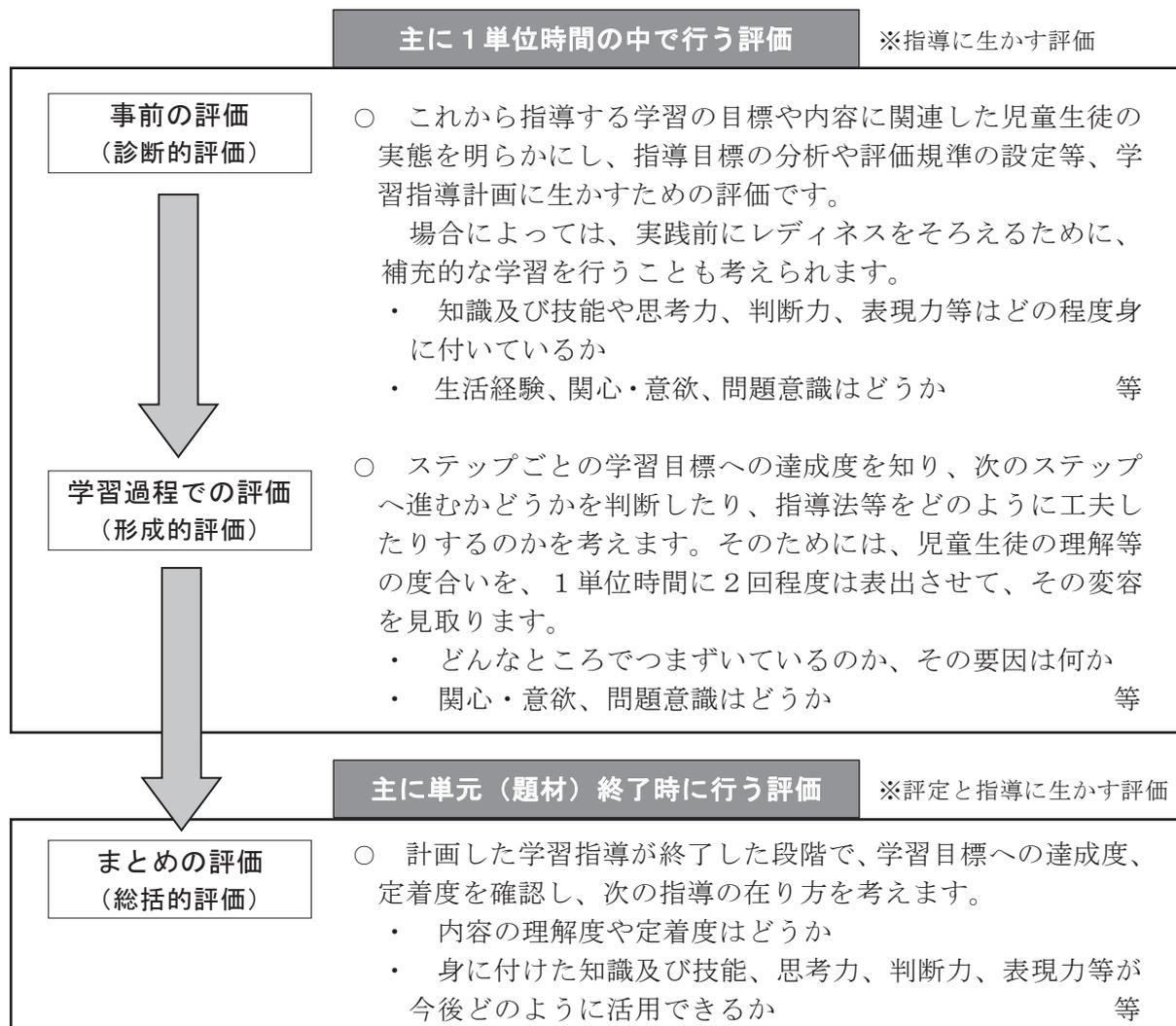
個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要です。特に「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進捗の状況などについては、積極的に評価し児童生徒に伝えていきましょう。

3 学習評価を進めるために評価規準を作成しましょう

学習状況の評価には、児童生徒の様相に基づいた教員の見取りによる「質的な評価」と、テスト等の数値による「量的な評価」があります。また、学習過程の各場面に応じて段階的に、「診断的評価」、「形成的評価」、「総括的評価」を行うことが大切です。

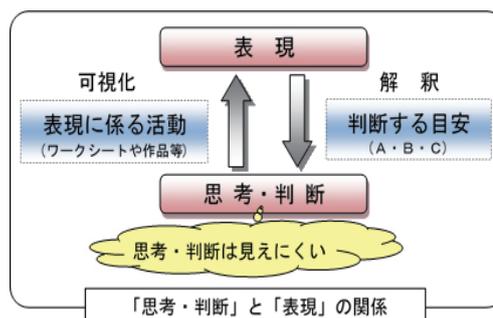
各教科等の目標に照らして、質と量の両面から段階的に児童生徒を見取ることは、的確に児童生徒を把握するとともに、指導の工夫・改善に役立ちます。指導と評価を一体のものとして捉え、学習評価を学習指導に生かしていきましょう。

【参考：評価についての段階的な捉え方例】



(1) 「思考・判断・表現」の評価について考えましょう

思考力や判断力は見えにくい学力とされています。そこで、各教科の内容等に即して思考したことや判断したことを、表現に係る活動(ワークシートや作品等)により可視化し、その背後にある思考や判断の状況を読み取ります。その際は、具体的に判断する目安と判断する方法を決めておくことが大切です。



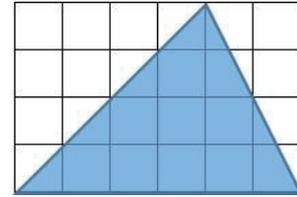
【参考：評価の目安と方法の例（小学校算数科 第5学年「面積」）】

○ 本単元の目標（育成を目指す資質・能力）

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
三角形、平行四辺形、ひし形、台形の面積の計算による求め方について理解すること。	図形を構成する要素などに着目して、基本図形の面積の求め方を見いだすとともに、その表現を振り返り、簡潔かつ的確な表現に高め、公式として導くこと。	基本図形の面積を求める別の方法はないかと考えたり、複数の方法から、簡潔かつ的確な方法に統合したり選択したりするなど、粘り強く問題解決に取り組むこと。

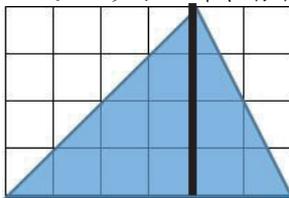
○ 本時の概要

既習である長方形、正方形、直角三角形等の面積の求め方を基に、右のような三角形の面積の求め方を考える。

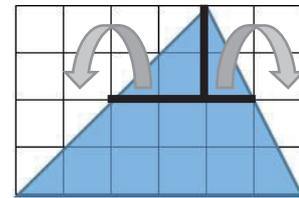


○ 評価の目安と方法

- ワークシートにかかれた補助線を見る。

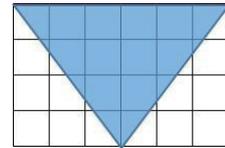


ワークシートの補助線等を見ることで、三角形の面積を、既習のどの図形の面積の求め方を使って求めようとしているのか、また、分割、変形等、どの方法を用いているのかを把握する。



- 複数の求め方を比較した後、適用題に挑戦させ、補助線を見る。

例えば、上の2つの求め方を比較し、共通点を発表させることにより、「どちらの方法も、これまでに習った面積を求めることができる形に直して考えている」等、複数の方法を関連付けて面積を求める方法を理解しているかどうかを見取る。そして、適用題を解く際、どのような補助線が必要かかかせることで評価する。



(2) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価について考えましょう

主体的に学習に取り組む態度の評価は、「知識・技能」、「思考・判断・表現」の評価と関連があるため、一体的に評価するようにしましょう。

「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」を全ての授業で見取ることは、時間的に厳しいでしょう。そこで、各授業においてどの力を重点的に評価することが効果的なのかを考えておくとともに、各授業の中で状況に応じて柔軟に評価し、指導に生かすことが大切です。

また、単元（題材）の終末では、単元で学習した知識及び技能等を活用して課題を解決する場を設定するなど、児童生徒一人一人にどの程度の力が身に付いたのかを総括的に把握する方法を考えておくことが大切です。



学習評価については、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（H31年1月）、文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター「学習評価の在り方ハンドブック」（R元年6月）、『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』（R2年）等を参考にしてください。



国立教育政策研究所
指導資料・事例集 - 教育課程研究センター
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidou/siryu.html>

2-12 個に応じた指導

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。



児童生徒一人一人の実態をつかみ、学習内容の精選や学習方法の工夫をすることによって、個に応じた「分かる授業」を目指しましょう。

児童生徒一人一人の成長を願い、個に応じたきめ細かな指導を行うためには、まず、児童生徒一人一人の実態を把握することが大切です。興味・関心のある対象が違っていたり、同じものに興味がある場合でもその程度が異なっていたりします。また、説明を聞いて理解することが得意な児童生徒もいれば、絵や図等、視覚的に理解することを好む児童生徒がいるなど、その特性は様々です。

児童生徒一人一人の実態を把握した上で、目の前の児童生徒に合った学習内容の精選や学習方法の工夫を行い、効果的な学習を展開しましょう。

1 児童生徒一人一人の実態を把握しましょう

個に応じたきめ細かな指導を行うためには、児童生徒一人一人の実態を多面的・多角的に把握する必要があります。

【参考：把握する実態の内容例】

- 学習する事柄に対する興味・関心はどうか
- 学習する事柄に関する生活経験はどうか
- 学習内容の系統から既習事項の習熟度はどうか
- 予想されるつまづきは何か
- 学び方の特徴はどうか
- 生活習慣や家庭生活の状況はどうか

【参考：把握する方法の例】

- これまでの授業記録や観察記録
- アンケートやレディネステスト
- 学習状況調査結果
- 教員間の情報交換
- 連絡帳や生活記録
- 日常の観察や対話

これらは学習指導案において「児童（生徒）観」に書くべきことでもあります。 → P20 **2-3 学習指導案の作成 参照**



2 授業の中での個に応じた学習指導の工夫について考えましょう

(1) 導入における工夫

授業の導入は、意欲や見通しをもってその後の活動に主体的に取り組めるかどうか大きく影響してきます。そこで、次のようなことに留意して導入を行いましょう。

- 学習内容を日常生活や社会問題と関連付けるなど、身近なものとして捉えさせる。
- 児童生徒が意外性を感じたり、これまでの認識とのずれを感じたりするような、工夫された問題場面を提示する。
- 学習内容に関する生活経験や既習事項を発表させる。特に学習の遅れがちな児童生徒の活躍の場とし、学習への意欲化を図る。
- ペアやグループで確認したり、説明したりする活動を取り入れる。
- 学習課題（学習問題）解決の見通しがもてるように、解決方法や手順について、その大筋を発表させるなどして、全体の場で確認しておく。



(2) 展開における工夫

まず、自分の考えをもつことができるように支援することが大切です。そのために具体的な支援策を計画し、授業中に臨機応変に対応できるようにしましょう。また、ペアやグループでの学習を効果的に取り入れ、一人一人が活躍できる場を設定しましょう。

【参考：授業前に計画することの例】

- 児童生徒のつまずきを事前に想定し、それに対する資料等をあらかじめ準備しておく。
 - ・課題解決につながるヒントカードを、必要に応じて全体または個別に渡す。
 - ・課題解決の道筋を示したワークシートを、必要に応じて全体または個別に渡す。
 - ・困っている児童生徒を集め、課題解決につながるヒントや手がかりを与える。
- 自分の考えを明確にしたり、修正したりできるように、ペアでの交流の場面を設定することで、その後の全体交流の場でのスムーズな発表につなげる。
- 学習が早く進んだ児童生徒には、他の考え方はないかを考えさせる。また、その後の発表を活躍の場として保障し、より分かりやすく説明するための準備の時間とする。プリント学習の際には、発展的な内容のプリントを準備する。
- グループ学習の場を設定し、一人一人が役割分担するなどして活躍できる場を与える。
- 少人数指導やTT等の指導形態を、児童生徒の実態や学習内容に応じて工夫する。

【参考：授業中に対応することの例】

- 児童生徒のつまずきに応じた、指導・助言を行う。
 - ・ヒントカード等を基に、より詳しい説明を個別に行う。
 - ・課題解決の途中にも、よい点を認めたり励ましたりする助言を多く行う。
 - ・完全な課題解決を求めるのではなく、一定のところまでの解決でよいことを伝える。
 - ・赤ペン等を持って、できるだけ多くの児童生徒に赤線や赤丸等を付けて評価し、自信をもって発表できるようにする。
- ペアやグループの活動では、話し合った結果だけでなく、その過程にも着目し、評価する。

課題解決につながるヒントカードや、課題解決の道筋を示したワークシートを必要に応じて個別に渡すことは大切なことですが、その内容についてはよく吟味する必要があります。児童生徒が困らないように支援したことが、思考の幅を狭くしたり、課題解決の道筋を限定したりして、考える楽しさを奪ってしまうこともあるので注意しましょう。

また、困っている児童生徒を個別に支援する場合、その子どもが周りの目を気にしないで支援を受けられるような温かい学級の雰囲気を醸成しておくことも大切です。



(3) 終末における工夫

- キーワードを与えたり、板書等を工夫したりして、本時のまとめをしやすくする。
- 今後の指導に生かすために自力でまとめを書く時間を設定し、学習の定着状況を把握する。
- 知識・理解の定着を図るための家庭学習（宿題）の内容や量を工夫する。



授業に集中できず、教室内を立ち歩く児童生徒等に対しても、個別の支援が必要になります。 → P80～ **5** 特別支援教育 参照

2-13 グループ学習

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。



豊かな学びは、児童生徒相互のつぶやきやつまずきから生まれることが多いものです。

グループ学習を効果的に取り入れ、児童生徒が共に学び合う学習を組み立てていきましょう。

1 グループ学習のねらいを整理し、効果的な活用場面について考えましょう

グループ学習は、単にグループをつくり、何かの活動をさせておけばよいというものではありません。目的のないグループ学習は、ともすれば学習規律が乱れる原因ともなります。

グループ学習が始まったとき、「何を話せばいいの？」等と互いに顔を見合わせる場面を見かけることがあります。これはグループ学習のねらいがはっきりとしていないことや、グループ学習の方法や手順がよく理解できていないことに起因します。グループ学習の効果を一層高めるために、そのねらいや活用する学習場面について考えてみましょう。

(1) グループ学習のねらいの例

- ・ 一人一人の立場や意見を確立させたり、新しい考えに気付かせたりする。
- ・ 一人一人の活動量を保障し、活躍の場を増やす。
- ・ 対話的な問題解決を通して、共に学ぶことのよさを実感させる。 等

(2) グループ学習によって効果が上がる学習場面の例

- ・ 対話によって、児童生徒が考えを深めたり、広げたりする必要がある場面
- ・ 多面的な思考が可能であったり、多様な解釈が必要であったりする場面
- ・ 一人一人の直感的な思考や論理的な思考を豊かにする場面
- ・ 実験、観察、制作等、分担したり協力したりして活動を進める場面 等

効果的なグループ学習にするために、児童生徒にとって学びがいのある課題を設定しましょう。

① 主体的な学習（深く考え、自ら解決したくなる課題）

課題との出合わせ方を工夫し、解決に向けた多様な考え方が生まれる課題を設定することで、深く考えようとする意欲が高まります。

② 協働的な学習（集団で解決する必要がある課題）

他者に相談したくなる課題、他者との学び合いによって解決できそうな課題を設定することで、協働的に解決していく必要性が生まれます。



2 グループ学習を充実させるためのポイントを整理しましょう

(1) 目的の明確化

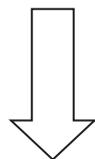
- ・ できるだけ多くの考えや答えを見つけるため
- ・ 考えを整理したり分類したりするため
- ・ 考えの根拠を明確にするため

(2) グループ学習を充実させるポイント

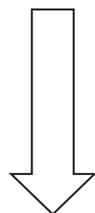
- ・ 「その場で近くの人と少し相談してごらん。」と促すなどして、素朴な疑問や感じたこと、確認したいことを気軽に相談できる機会を増やす。
- ・ 一方的な発表とならないように、共通点や相違点を整理したり、考えの根拠を示したり、意見のズレを顕在化させ自己の考えを深めたりするなどをねらいとした話し合い活動を設定する。
- ・ 意見の位置付けを明確にするため、結論から述べる話し方、立場を聞き分ける聞き方を助言する。
- ・ 発言の少ない友達に意見を求めたり、課題解決のために新しい提案をしたりなど、グループ学習におけるよい学び方を評価する。

【例：グループ学習の進め方】

課題に対する
自分の考えをもつ



グループ学習で、
考えを広げ・深める



全体交流で、多様な
考えを整理する

○ 学習課題を共有し、一人学びの時間を保障して自分の考えをもたせる。

- ・ 言葉、イメージ図、モデル図、記号、式、絵等、多様な表現を用いて、グループ学習の交流につなぐことも考えられる。
- ・ 机間指導で、自分の考えを表現しにくい児童生徒への支援を行う。

T 「自分の考えを図や言葉で書きましょう。後で友達に説明できるように工夫して書いてみましょう。」

○ 交流の目的を明確にし、児童生徒と共有する。

- ・ 司会者の進行でグループの意見をまとめたり、児童生徒間で教え合ったりすることも考えられる。
- ・ 話型指導や聞き方、ホワイトボードや ICT 端末を活用した記録の仕方等を段階的に指導して、伝え合う力を育成する。

S 「どうしてそのように考えたのか、理由を説明してください。」

S 「なるほど、自分がどうして間違ったのか、気が付いたよ。」

S 「ぼくが考えた式は、このような言葉で説明したら、考え方が伝えられるんだね。よく分かるようになったよ。」

○ 学習課題の解決に迫る場にするために、意図的に発表させる。 (分かりやすいものから複雑なものへ・多数派から少数派へ等)

- ・ 事前の机間指導でグループの考えを把握しておき、必要に応じて指名するなど、交流を組織できるようにしておく。

T 「考えを比較しながら各グループの意見を聞きましょう。同じ意見の場合は、違う説明の仕方でも発表しましょう。」

S 「いろいろな考えを聞いて、今日の学習を次のようにまとめました。それは、…。」

教員は、日頃から児童生徒に、仲間のもつ様々な意見を大切にしようとする意識や一面的な見方で他者を評価しない態度を育てることを積み重ね、支持的風土のある学習の場をつくりましょう。そうすると、学習の場は、児童生徒一人一人が自分の存在感をもち、共感的な人間関係を育む「心の居場所」となるでしょう。



ペアやグループのとき、一人一人が、しっかりとした考えを必ずもたなければならないことはありません。一人で少し考えてみた後で「ペアやグループで考えをつくる」という方法もあります。

分かりかけていることを友達に話しかけ、いっしょに考えることで、安心感をもって交流できます。そのような話し合いの中で、自分だけでは解決が難しい児童生徒も多様な見方・考え方にふれ、内容を理解したり互いに認め合ったりすることができます。

2-14 授業力向上のために — 校内研修・自己研修 —

指標 Ac1 他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。

授業力を向上させるため、同僚や先輩の先生方との協働的な学びを取り入れていきましょう。さらなる個人課題の改善を目指すために、日頃から情報収集に努め授業力を磨きましょう。

1 校内研修に臨む姿勢をチェックしましょう

授業改善のためには、互いの授業を見せ合い検討し、よい授業のイメージを共有することが大切です。「専門でないから」「学年が違うから」と消極的な姿勢をとるのではなく、授業を受ける児童生徒の立場に立って授業を参観し、「さらによい方法はないか」、「自分ならどのような授業展開にするか」といった積極的な姿勢で校内研修に臨みましょう。

次の項目例で、自身の校内研修に臨む姿勢をチェックしてみましょう。

(1) 積極的な授業参観

- 授業の事前検討会に積極的に参加しているか。
- 自己の課題解決のために、視点を明確にして授業参観を行っているか。
- 事後協議の場を大切にし、出された意見や指導を記録に残し、改善に生かしているか。



(2) 児童生徒の視点を取り入れた授業評価

- 授業参観は、児童生徒と指導者の両者の表情が見える場所で行っているか。
- 授業参観では、特定の児童生徒に焦点を当て、その変容を観察しているか。
- 児童生徒を主語とした評価項目を準備し、事後協議では児童生徒の姿を基に討議をしているか。
- 児童生徒による授業評価を取り入れているか。
- 板書計画と実際の板書のずれ、想定と実際の反応のずれを基に改善策を考えているか。

(3) 解決に向けた組織的・継続的な取組

- 年間研修計画等を作成し、年に2回程度は授業を公開しているか。
- 日頃から先輩や同僚の先生方の授業を参観できる体制があるか。
- 組織的・継続的に研究を行い、互いにサポートし合う体制や仲間ができていくか。

校内研修の場だけでなく、職員室の日常の会話の中で、うまくいった授業や困っていることについて話し合ったり質問したりすることが、チームとしての授業力向上につながります。

教えていただいた教具を使ったら、導入がうまくいきました。



よかったね。どんな反応だったか、教えてくれる？

2 自身の授業を振り返ってみましょう

次の項目例で、自身の授業を振り返ってみましょう。これらの視点で、授業参観を行ったり、先輩教員に教えてもらったりすることも、授業力の向上に有効です。

(1) 学習意欲を高める工夫

Check 1	あなたの授業では、児童生徒の笑顔がありますか？
Check 2	児童生徒のノート等に、「赤〇」がついていますか？
Check 3	授業等で児童生徒を褒めて、意欲を高めていますか？

「分かる」「できる」「楽しい」という児童生徒の笑顔は授業の中で見たいものです。学習意欲は、学習内容のおもしろさから生まれたり、正解の〇がついてできた達成感によって湧き上がってきたりします。



(2) 児童生徒を生かす言語活動

Check 4	児童生徒が聞くだけの授業になっていませんか？
Check 5	児童生徒が活躍する場がありますか？
Check 6	発表した児童生徒の意見を生かしていますか？

児童生徒が発言する、話し合う、教員と児童生徒でまとめるなどの場面を取り入れましょう。言語活動は友達に話すことで思考力等を育成するだけでなく、活躍の場を与え児童生徒にやりがいを感じさせることができます。



(3) 「分からない」とき「そのままにしておく」児童生徒への関わり

Check 7	「分からない」児童生徒が、友達と話す場がありますか？
Check 8	「分からない」児童生徒に声かけをしていますか？
Check 9	「分からない」児童生徒の質問を受けていますか？

「分からない」と口に出すことは、児童生徒にとって非常に難しいことです。普段から話しやすい学級づくりを心がけましょう。そして、全ての児童生徒の学習保証を目指した教員の働きかけによって、学習に取り組む姿勢を支援していきましょう。



3 研究機関の分析資料を効果的に活用して、自己研修を進めましょう

学校現場には、校内研修の参考資料となる国や県の報告書等研究物が毎年度配布されます。冊数に限りがあるものは回覧した後に所定の位置で保管され、職員図書として利用されます。勤務校でも活用してみましょう。

それらの中には、子どもたちへの関わりを通して実感していることが、データとして数値化されているものがあります。報告書等の分析の視点に学び、授業の振り返りに取り入れるなど、工夫して自己研鑽で活用してみましょう。

(参考二次元コードと URL : 「令和 7 年度 全国学力・学習状況調査 報告書」 R 7.10 香川県教育センター)



[<https://www.kagawa-edu.jp/educ01/file/8192>]

事例研究1「学習指導上の事例」

うまくいかない学習のしつけ

現在、学習効果を上げるために、どんなことを、どんなふうに指導していけばよいかで困っています。

というのも、私の学級は、隣のベテランの先生の学級と比べると非常に騒がしく、落ち着きがないのです。授業中の発言は多いのに、大事な発問をすると、ほとんど手が挙がりません。こんな状態ですので、授業中は私が説明したり、注意したりすることがよくあります。進度も隣の学級と比べると大分遅れています。

このような状態になった原因はいろいろあるのですが、私は、まず、児童に発表する力を付けさせようと思い、次のように改善していこうと考えました。

- ① 机の左上隅に発表回数を記入する用紙を貼らせ、学習中に発表した回数を「正」の字で書かせる。その日の帰りの会で10回以上の人を調べ、褒めたり、励ましたりする。
- ② 話し方の基本話型をカードに書き、正面の壁に掲示する。

①の方法では、初めは競って発表し、大きな効果が見られたのですが、そのうち回数を競うあまり、偽って回数を書いた児童を責めたり、「手を挙げているのに先生は僕を当ててくれない。」と不平を言ったりするようになりました。また、発表の内容も深まりがないもので、よくなりません。

②の方法は、ただ掲示しているだけで、一向にそれを使って話をしません。

このような工夫をしながらも、果たしてこの指導方法は適切なのだろうか、日々悩むばかりです。

<改善の視点>

- ・ 教材を深く分析し、単元や本時で何を学ばせるか、学習のねらいをはっきりさせる。
- ・ 教材分析や児童生徒の実態から、どのように学ばせるか、学ぶ方法を明確にする。
- ・ 学習のねらいに沿って、導入・展開・終末でどのような発問をするか精選しておく。
- ・ 児童生徒のつまずきを想定し、具体的な支援策を考えておく。
- ・ 誤答は教員が修正して伝えるのではなく、児童生徒自らが修正したり説明したりする機会を設け、その考えを価値付ける。
- ・ 定着までに時間はかかるが、発表のルールや聞き方のルール等を決め、徹底させる。
- ・ 授業前後での挨拶、机上の整理、学習中の姿勢等、できるまで待つなどして学習規律を整える。

3

学級経営



今、静かに新任の当時を思い出す。

「4年生はあなたに任せるよ。しっかりやってみなさい。」

校長先生から言われたときの感動がよみがえってくる。

しかし、毎日の実践は、思うようにはならなかった。

教科指導の研究に力を入れていると、生徒指導がおろそかになってしまった。

児童の中に入りすぎると、学級全体の動きや課題が分からなくなってしまった。

「最近、うちの子が、学校が楽しくないと言っている。」

ある保護者から言われたその日の夜は眠れなかった。

苦しい新任当時ではあった。

しかし、充実感のある、思い出多い日々であった。

3-1 学級づくり

指標 Bc1 子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。

「この学級でよかった。」全ての児童生徒が心からそう思えるために、どのように学級づくりを行っていけばよいのでしょうか。

1 学校生活や学習の基盤としての学級をつくりましょう

児童生徒にとって、学級が「安心できる場」「自信をもって活動できる場」「大切にされていると感じられる場」となるために、学級担任は、児童生徒の居場所づくりを推進していくことが求められます。学級担任は、学級で展開される様々な教育活動を通して、児童生徒一人一人のよさや可能性を生かすと同時に、他者の失敗や短所に寛容で共感的な学級の雰囲気醸成し、児童生徒自らが絆づくりを進めていくことができるよう、そのための場や機会を仕掛けていくことが大切です。

2 学級づくりにおける課題を想定し、対策をイメージしておきましょう

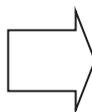
年度当初は、一般的にどの学級も似たような状況にあります。そのときは個の集まり、つまり集合体に過ぎず、教育効果が高まるような集団にはなっていません。しかし、少しずつ学級ごとに個性が生まれ、学級文化が醸成されます。「集合体」から目的意識をもった「集団」へと変わっていく学級は、大きな教育効果を生みます。

学級経営が適切にできるかどうかで、児童生徒の生活や学習の成果が大きく左右されることがあります。つまり、学校生活が楽しく豊かなものになるかどうかは、学級担任の学級経営力にかかっているといっても過言ではありません。

【参考：学級づくりについての考え方の例】

(課題)

- 助け合う雰囲気が希薄である。
- 学級目標をつくることに消極的である。
- みんなで決めた目標が守れない。
- 自己主張が強く、協調性がない。
- 感情的な競争や摩擦が多い。
- 学び合い学習がうまくできない。
- 発言力がある児童生徒によって、学級が惑わされる。
- 形式的な話し合いが多く、率直な意見交換ができない。
- 学習成績だけで友達を評価する。
- 教員の顔色をうかがう児童生徒が多い。
- 孤立した児童生徒が多い。
- 好き嫌いによって集団をつくる。



(対策)

- 集団生活に進んで参加しようとする態度を育てる。
- 学級目標の設定に積極的に参加し、それを守ることによって、よい学級をつくろうとする態度を育てる。
- 学級における個人の役割を自覚させ、仕事を通して学級に貢献しようとする実践的な態度を育てる。
- 学習や生活上の問題解決に力を出し合おうとする態度を育てる。
- 個人のもつ様々な問題や意見を大切にしようとする意識を育てる。
- 多様な個性を認め合い、一面的な見方で個人を評価しない態度を育てる。
- 休み時間や特別活動等で、一つの目標に向かって共に活動する経験を取り入れる。

3 学級経営において、何から始めるかを確認しましょう

学級担任は学級に関わる様々な仕事をしなければなりません。学級経営における忙しさは、ベテランの教員でも感じる事です。まして、学級担任を初めて任された教員であれば、初めての経験である上に様々な仕事があるため、戸惑うことが多いものです。「赴任」のページでも触れましたが、赴任した後、始業式を迎えるまでの学級担任の仕事について、学年団主任や先輩教員に話を聞くなどして整理し、確認しておきましょう。

【参考：小学校高学年を担当する場合の例】

- | | |
|----------|---|
| ○教室等の環境 | <ul style="list-style-type: none">・教室の掃除・机といすの確認・靴箱やロッカーの位置決め・時間割表の作成・座席表の作成 |
| ○書類関係の引継 | <ul style="list-style-type: none">・指導要録等で児童の状況の確認・出席簿の確認・要保護や準要保護家庭の確認・食物アレルギーや持病等、保健調査表等の確認・児童の氏名印分け |
| ○計画案 | <ul style="list-style-type: none">・年間指導計画の作成・学級経営案の作成・週予定の確認 |
| ○授業の準備 | <ul style="list-style-type: none">・教科書の冊数確認・各教科で使用するノートや副教材の確認 |
| ○清掃 | <ul style="list-style-type: none">・清掃場所や用具の確認・人数割当や清掃分担の決定 |
| ○その他 | <ul style="list-style-type: none">・学年指導方針の確認・前担任からの聞き取り・校務分掌の仕事の確認と遂行・給食の配膳方法の確認 |

年度当初は、今後の学級経営の基盤をつくる大切な時期です。また、学級担任として作成すべき資料を整えたり、各担当に提出する書類を漏れなく回収したりしなければならない重要な時期でもあります。

「学級経営」に関して、香川県教育センターでは『**達人が伝授！すぐに役立つ学級経営のコツ**』（平成26年2月）という冊子を刊行しています。学級経営の基礎について、取組事例を具体的に示したり、熟練教員からのアドバイスを紹介したりしています。また、学級経営に悩んだりつまづきそうになったりした時に役立つ「よりよい学級づくりのためのポイント21」という参考教材を作成しています。いずれも、香川県教育センターWeb サイト内オンライン研修サイトからダウンロードができますので、ご活用ください。

3-2 学級経営案

指標 Ca1 学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。

学級担任としてどのような学級を目指しますか。その実現に向けた方策を打ち出し、計画を立て、年間を通して取り組んでいきましょう。

1 学級経営には、どのような内容があるのでしょうか

楽しく豊かな学級を築き、児童生徒が健やかに成長するために、学級担任には何が求められるのでしょうか。まず、教員自身が理想とする学級像をもち、児童生徒の実態に即して計画的、意図的に学級づくりに取り組む姿勢が欠かせません。

学級経営の内容は、以下のようなものがあります。

- ① 学級目標の設定と管理
- ② 教科指導
- ③ 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、外国語活動
- ④ 進路指導、生徒指導、キャリア教育等
- ⑤ 健康安全管理等の教室環境
- ⑥ 学級の望ましい人間関係の育成
- ⑦ 個別指導及び教育相談
- ⑧ 学級会計、諸帳簿等の学級事務
- ⑨ 学校行事等、他学級との連携
- ⑩ 保護者、家庭との連携



2 「学校経営」に基づいた学級経営案の作成を心がけましょう

学級経営は、教職員の協働に基づく実践により、学習集団と生活集団の成長を目指す活動でもあることを理解しておく必要があります。

つまり、学校教育目標や学年経営目標を踏まえたものであり、学校組織の一員として取り組むものであるということです。教員は、校長が策定した経営ビジョンの下で、「目指す学校像・子ども像」に迫るための指導上の基本となることや留意点を共有して、それぞれの立場で学校経営に参画しています。個々の教員の思いや願いが反映された学級経営が行われることは大切ですが、そのことが強調されすぎると、学校教育目標等との関連性が薄れることがあるので注意しましょう。

また、学級が複数ある学年は学年経営目標を設定します。学級経営がチームとしての取組となるように、教員相互に協力しながら各自の経営に取り組むことが大切です。

学級経営の充実を図っていくためには、「基本的生活習慣の定着」「基礎学力の向上」「生徒指導の充実」「道徳性の育成」などを経営方針や指導の重点とし、より具体的な活動を計画していく必要があります。

3 学級経営案を作成するために必要な情報の集め方を考えてみましょう

学級経営案は、学校の経営方針や学年の教育目標等を踏まえ、学級担任の考え方、児童生徒の実態や願いを加味して作成する経営の計画書です。その形式や内容項目は、学校の特色等を生かして各学校で定めています。

学級経営案を作成する前には、学校や学級の実態把握をする必要があります。学級経営案作成に必要な情報を収集・整理し、実践に生かすことが大切です。

また、学級経営案に基づいて実践する際には、生徒指導の実践上の視点である「①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定の場の提供、④安全・安心な風土の醸成」を意識して進めましょう。

【参考：情報収集の仕方の例】

情報収集内容	収集方法	収集項目
学校の経営方針	・校長の経営方針をしっかりと理解する。	・学校の経営方針 ・学校の教育目標 ・学校経営で重視してきた点
学校の教育計画	・学校要覧や配布される資料等を調べる。 ・校長・教頭・教務主任等から説明を受ける。	・教育課程編成の方針 ・授業日数 ・年間、月間行事予定 ・生徒指導の重点 ・道徳教育の重点と年間計画 ・特別活動の年間計画 ・特別支援教育の重点
学年の教育目標	・学年主任の経営方針をしっかりと理解する。	・学年の教育目標 ・本年度の努力点 ・前年度の努力点の反省
児童生徒の実態	・指導要録・健康診断票等で調べる。 ・前年度の学級担任等に尋ねるなどして、個々の人間関係を把握する。 ・児童生徒の表現物等から、その心情を推察する。	・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動等の状況 ・行動 ・性格 ・健康状態 ・出欠状況 ・家庭環境
前学級担任の経営	・前年度の学級担任から引継ぎを行い、経営方針や児童生徒、家庭の様子等を理解する。	・学級目標 ・学級全体の傾向 ・特別な支援を要する児童生徒 ・係活動 ・給食・清掃の仕方 ・家庭学習 ・保護者・家庭
他学級の経営	・同学年の他学級の担任から努力事項等について確認する。 ・努力事項を学級相互で検討する。	

4 学級経営案を生かすために大切なことはどのようなことでしょうか

学級経営は、学級経営案の「計画→実践→評価→修正・改善」のいわゆるPDCAサイクルによって、児童生徒の変化を把握しながら修正を図り、活用していくことが大切です。常に実践の過程で評価することは大切ですが、学期末・学年末に総合的に評価し、全体的に見直してみることも重要です。客観的な評価を行い、よりよい学級経営につないでいきましょう。

【参考：評価方法の例】

<input type="radio"/> 管理職からの評価	<input type="radio"/> 他の職員からの評価	<input type="radio"/> 児童生徒からの評価
<input type="radio"/> 保護者からの評価		

3-3 褒め方・叱り方

指標 Ba1 子どものかかわりを通して、子どもの発達の段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。

褒める、叱る、その言葉が児童生徒の心に届いているでしょうか。

児童生徒の立場に立った褒め方・叱り方を身に付けたいものです。

1 褒めること、叱ることの意義を考えてみましょう

ささいなことでも教員から褒められたことは、一生忘れないことがあります。また、心から叱ってくれたことが、後の行動により影響を及ぼすこともあります。叱ることには「子どもを伸ばす」という目的がありますが、叱られてばかりでは、自信を失って伸び伸びと行動することができなくなります。また、根拠や事実がないままに褒めてばかりでは、児童生徒の心に届きません。



褒める際、叱る際に重要なのが、一人一人の子どもを認めるという教員の姿勢です。認めてくれていると感じた子どもたちは、前向きに自分の行動を改善しようとしていくことでしよう。

2 褒めるタイミングについて考えてみましょう

褒める機会は、意識していないと見逃してしまう場合があります。また、褒めるタイミングは、よい行いをしたその場で行うことが効果的です。以下のような場面を教員は意識しておき、その場で効果的に褒めるように心がけましょう。

(1) 自分なりに努力や工夫をしたとき

学校生活の様々な場面（授業中や学校行事、係活動、当番活動等）で、児童生徒は自分の思いや考えを実現しようと努力や工夫をします。教員は、その取組の成果だけでなく、挑戦する意欲や取組の過程等を含めて、褒めるように意識しましょう。

(2) 以前の失敗を改善したとき

以前叱られたことを改善した行動ができたときは、見逃さずに褒めましょう。教員に認められ、自分自身が成長したことを実感できる機会となります。

(3) 人の見ていないところでよい行いをしたとき

教員の前でよい行いをしたときは、褒めることができますが、教員の見ていないところでのよい行いは意識していないと見つけることができません。「いつも教室の学級文庫が整頓されている」「欠席者に配布したプリントが机の中に整理されてしまっていた」「トイレのスリッパを並べている」などを教員は見逃さずに、その場で褒めたり、帰りの会等、全体の場で褒めたりするように意識しましょう。

(4) 集団の行動や取組のよいところを認めたとき

学級やグループ等集団を褒めることが効果的な場面もあります。集団を褒めることは、児童生徒が所属する集団に対して、肯定的な意識や仲間意識を高めることにもつながります。



3 叱る場合に気を付けなければいけないことはどのようなことでしょうか

(1) 叱られた理由を納得させる

例えば、学級でけんかがあった場合を考えてみます。「けんか両成敗なので両方とも悪い」と理由を聞かずに指導するのはよくない方法です。けんかをするには双方に理由があるはずです。その理由を聞いた上で、どこに問題があったのかを考えさせます。その中で自分が悪かったことに気付かせて納得させてから、謝らせることが大切です。

(2) 児童生徒によって対応を変えない

同じような過ちをしても、ある児童生徒には叱り、ある児童生徒には叱らないというようなことが続くと、児童生徒は「あの先生はひいきする先生」「～さんはひいきされている」と思うようになり、教員との人間関係も崩れます。そうならないためには、指導方針を明確にし、どの児童生徒に対しても同じ基準で対応することが大切です。ただし、これは原則であり、個人の特性に応じて対応を変えなければならない場合もあります。

(3) 全体で叱るときと個別で叱るときを見極める

例えば、授業中に一部の児童生徒の私語が多くなり、授業に支障が生じた場合、その場で全体の中で叱るべきでしょうか、それとも授業後に個別に叱るべきでしょうか。全体の秩序を乱した場合は、全体の中で叱ることが効果的です。授業に集中できない児童生徒がいること等を具体的に示して、他の児童生徒の気持ちを代弁して指導することができます。

また、私語をしていた児童生徒への指導を通して、なぜ私語がよくないのかを学級全員に理解させるという効果もあります。私語をしていた児童生徒が、申し訳ない気持ちを伝えたり、その後に改善されたりした場合にはしっかり褒めましょう。

(4) 反省と改善への心情を大切にす

悪いことをしたと反省していることに対して、必要以上にそのことを次々と責め立てて追い詰めることは、改善に向かおうとする心情を損なうことにつながります。悪かったと反省の色がうかがえたら、「今日はどうしたの」「次はこのようなことがないことを信じているよ」などのように、改善への心情が高まるように指導することが大切です。

4 厳しく叱る場合に、注意しなければならないことはどのようなことでしょうか

叱るときは、諭すように叱るときもあれば、絶対に許されないと厳しく叱らなければならないときもあります。次のような行いをしたときには厳しく叱るということを、学年始めや学期の最初に確認することで、日頃から意識させておくこともできます。

【参考：教員が厳しく叱る三つの場合の例】

- ・ 友達を辱めることをしたとき
- ・ いじめや仲間外れをしたとき
- ・ 命に関わる危険な行いをしたとき

児童生徒のもつそれぞれの特性や傾向を理解し、個々の児童生徒の特性や発達段階に応じた指導を行う必要があります。

褒める、叱るは、学級経営の重要な要素です。強い信頼関係が築かれることもありますが、対応によってはこれまで築いてきたものを失ってしまうこともあります。

児童生徒は、教員の言動のみならず、生きる姿勢を鋭い感性で受け取っています。一人一人の児童生徒を認めるという姿勢で向き合い、「しっかり褒める、そして場合によっては厳しく叱ることができる教員」を目指しましょう。

3-4 座席の決め方

指標 Bc1 子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。

児童生徒にとって、席替えで隣になった級友が、生涯忘れられない友人になることもあります。

1 席替えには、どのようなねらいをもって取り組むべきでしょうか

席替えと聞くと「やったー」という声があがることがあります。新しい席への期待の気持ちの表れでしょう。席替えが児童生徒の意欲を向上させるきっかけとなったり、よりよい行動への変化を促したりすることもあります。

一方、席替えが原因でトラブルが起きたり、不登校のきっかけとなったりする場合もあります。様々な席替えの方法の長所と短所を捉え、学級の状況に応じて席替えを行いましょう。

2 座席の決め方の長所と短所について考えてみましょう

(1) 教員が決める場合

【長所】・人間関係や学習への取組等、教員の意図を反映させやすい。

【短所】・児童生徒に不満が出やすい。
・児童生徒の主体性が育ちにくい。

(2) くじ等で決める場合

【長所】・児童生徒同士が公平感をもつ。
・日頃の人間関係とは違う児童生徒と仲良くなるきっかけとなる。

【短所】・配慮が必要な児童生徒が、配慮に欠く座席の配置になるなど、教員の意図が反映されにくい。

(3) 行事と関連した班で決める場合

【長所】・行事を通じて人間関係を築くことで、連帯感が高まる。
・行事の予定を班で相談しやすい。

【短所】・人間関係が良好な場合はよいが、そうでない場合は接点が多いことが児童生徒の負担になる。

(4) 児童生徒同士で自由に決める場合

この決め方は要注意！

児童生徒に席替えの決め方を聞くと、多くの場合「自由に決めさせて」と言うでしょう。しかし、自由に席を決めると、仲間に入れたい児童生徒が出たり授業中の私語が多くなったりと、指導上適切でない問題が出ることもあるので気を付けましょう。

3 座席を決める場合の配慮事項を確認しておきましょう

○身体的条件	・視力や身長等からの黒板の見やすさ	・聴力	・発達の特徴
○グループ構成	・学習面や生活面のリーダーの適切な配置	・人間関係	
○固定化の回避	・交友関係を広げるために意図的な座席配置	・定期的な席替え	
○罰としない	・罰として、座席を教室の前方や後方等の特定の場所へ配置することは避ける		

3-5 当番活動と係活動

指標 Bc1 子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。

当番や係活動は、児童生徒の自己有用感や責任感を育てたり、学級生活を豊かにしたりします。学級経営の中核ともいえる活動です。

1 当番や係活動を、学級づくりの土台と捉えましょう

4月は学級の土台をつくるとともに、1年間の学級経営を左右するとても重要な時期となります。特に、クラス替えがあった場合は、前の学級のルールや係活動との違いに児童生徒が混乱することもあるので、学級のルールを児童生徒とともにつくっていくことが必要です。

児童生徒の願いを受けとめながら、教員自身の学級経営の考え方を反映させた当番活動や係活動のルールづくりを行いましょう。



2 学級のしくみとルールを確認しておきましょう

(1) 当番活動と係活動

一般的に、当番活動とは全員が持ち回り等で行う活動（給食当番、日直等）を表し、係活動とは児童生徒が自主的に行う活動（教科係、生き物係等）を表します。発達の段階を踏まえ、児童生徒に当番活動と係活動の違いについての理解を図ることが大切です。

学級全員が何らかの役割を分担し、学級の一員として認められ、みんなから必要とされているという認識をもち、充実感がもてるような活動となるように組織しましょう。

(2) 係の決め方と活動の計画書

係活動を充実させ、児童生徒の自主的で創意工夫された活動につなげるためには、児童生徒が主体的に係を決めたり活動の計画書を作成したりすることが効果的です。活動の計画書を作成することで、具体的にどんなことをするべきかを児童生徒自身が自覚し、自主的、継続的な活動につなげることができます。

また、定期的に係活動について振り返る時間を設定することも効果的です。

【参考：係活動の決め方例】

- ①どんな係が必要か提案させる。
「みんなが楽しく、助け合って生活するためには、どんな係があるといいですか」
※教員も共に考え、必要に応じて提案しましょう。
- ②案の中から必要な係を決める。
- ③係を運営するために必要な人数を決める。
- ④係の決め方を相談して決める。
- ⑤誰がどの係を担当するかを決める。
 - ・ネームプレート等を使う
 - ・希望が多いときは、話し合う
- ⑥係のメンバーで分担や計画を相談する。
- ⑦係活動の計画書を書く。
※計画書は掲示にも使えます。
※係活動の活性化を図るためには、活動時間を確保したり、活動発表会を実施したりすることが有効です。それらを通して、互いの活動のよさを認め合い、次への活動意欲を向上させましょう。

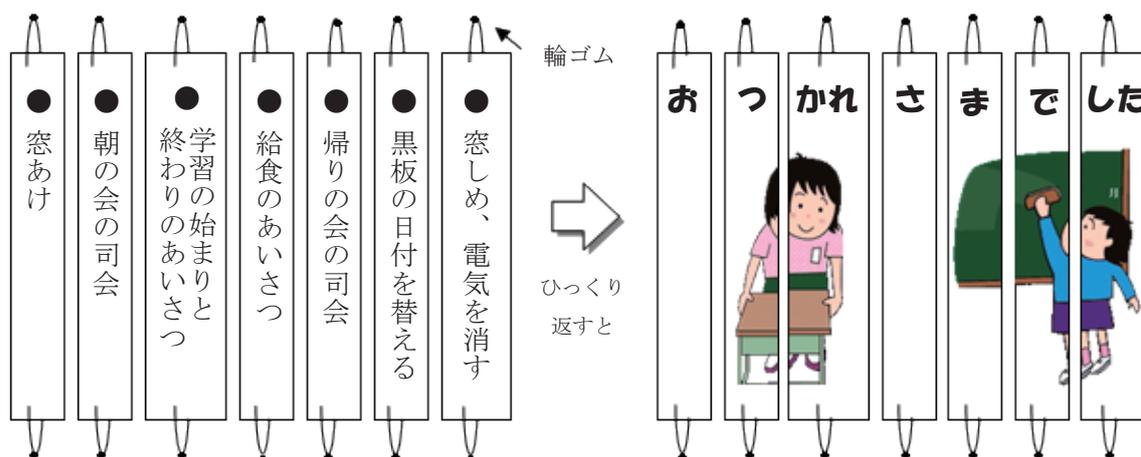
【活動の計画書】

係の名前：	
こんな活動をします	
メンバー	こんなことをがんばるぞ！
みんなへのお知らせ	

(3) 日直の仕事

朝の会や帰りの会は日直が司会を行うことが多いでしょう。そのためには、司会者マニュアルを作って教卓の横につるしておく、日直が自信をもって司会ができるようになります。また、黒板の横に日直の活動を時系列で掲示する方法もあります。そうすることで、忘れずに段取りよく活動ができるようになります。

例えば、以下のように、一つの活動が終わると、掲示物をひっくり返すような工夫をすると、楽しみながら日直の活動をすることができます。活動の内容も児童生徒の発達段階や学級の状況に応じて、工夫していくとよいでしょう。



(4) 提出物のルール

提出物は、宿題や連絡帳等と様々ありますが、慎重な取扱いを要する個人情報に関わる書類は、提出のさせ方を変えた方がトラブルを防ぎやすくなります。

〔学校に来たらすぐに提出するもの〕

- ・連絡帳や宿題のワークブック等を集めるときは、朝登校してきた児童生徒から提出させます。見てほしいページを開けて出させることで、丸付けや点検がしやすくなります。
- ・連絡帳には、保護者からの相談が書かれていることもあるので、伏せて提出させるなどの配慮が必要です。

〔教員が来てから提出するもの〕

- ・保健調査票等の個人情報に記載されているものは、教員が来てから提出させます。
- ・出席番号順に回収する必要があるものは、全員が登校してから番号順に提出させると、点検作業も素早く行えます。
- ・現金を集めなければならない場合は、教員が直接回収する配慮が必要です。

(5) 給食のルール

給食の時間は多くの児童生徒が楽しみにしている時間です。しかし、おかわりや片付けのルールを決めておかないと、混乱が起こる時間でもあります。下に示している児童生徒の質問例から、学校のルールや児童生徒の実態に合わせ、どのようなルールにするか考えてみましょう。

Q「給食中におしゃべりしてもいいですか。」

→ 楽しくおしゃべりをしながら食べるか、それとも食事中は黙って食べるか、児童生徒の実態や教員の方針によってルールも変わります。おしゃべりに夢中になり食べるのが遅くなることもあるので、最初の10分は無言タイム、その後はおしゃべりしながら食べる、といった方法も考えられます。

ただし、感染症予防対策等に十分な配慮をして取り組むことが大切です。

Q「食べ終わったらおかわりしてもいいですか。」

→ おかわりができる時間を設定するなど、おかわりについても一定のルールが必要です。おかわりのために、よく噛まずに急いで食べる児童生徒が出てくることもあるからです。



Q「全部食べられません。残してもいいですか。」

→ どうしても少量しか食べられなかったり、残したいことを言い出せなかったりする児童生徒もいます。最初は全員に均等に配膳しますが、「いただきます」の前に、自分が食べきれぬ量に調節できるようにしましょう。いつも量を調節する児童生徒に対しては、本人や保護者と話し合いながら、個に応じた対応をしましょう。

Q「食べ終わったら食器を片付けてもいいですか。」

→ 給食の後は昼休みです。多くの児童生徒は少しでも長く遊びたいと思っています。落ち着いた生活を送らせるためにも、静かに待つことや、「ごちそうさま」が済んでから食器を返すこと等のルールも決めておくようにしましょう。

(6) 掃除当番

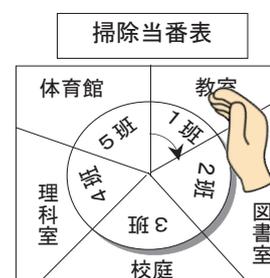
掃除の時間は、与えられた役割を果たすというだけの消極的な活動ではなく、清掃の役割や働くことの意義等が十分に理解できるようにするというねらいがあります。更に、学級や学校に貢献していることが実感できるように指導することも大切です。

そこで、「誰が」「どの場所を」「何を使って」「どのようにするか」等の役割分担を具体的に決めましょう。

「ここに、もしゴミが落ちていたら誰が掃除しますか」と尋ねて、明確に答えられない場合は、分担をもう一度考え直すこともあります。また、一人一人に責任感をもたせるためには「ここからここまでは〇〇さんと〇〇さん」という分担よりも、一人で担当させた方がよい場合もあります。

ほうきやぞうきんの使い方が身に付いていない児童生徒もいます。清掃が始まって最初の1～2週間で、用具の使い方やその場所にあった掃除の仕方を指導しましょう。

【例：月ごとに替わる場合の当番表】



(7) 学校や学年団のルールを確認

例えば、学校全体で「無言清掃」を実施している学校があります。また、「給食の放送が終わるまでは黙って食べる」ことをルールにしている場合もあります。

学級のルールは、学校や学年のルールに沿ったものであるべきです。児童生徒が学校生活を振り返って内容を見直しなが学級のルールをつくる場合には、学校や学年で共通したどのようなルールがあるかを確認しておくことが必要です。また、学校や学年全体で取り組んでいることは、ルールの徹底もしやすく、みんなで守るルールという意識をもたせることができる上、組織的な取組が可能となります。

学級がスタートした早い時期に、一人一人の当番活動や係活動を担任がしっかりと把握することが大切です。名簿に当番活動や係活動を書き込み、一人一人の活躍する姿をイメージしてみてもどうでしょうか。忙しい係と当番が同じ児童生徒に当たっていないか、目立たない活動のため、活動に興味を示さずにおぎなりに終えてしまいそうな児童生徒はいないかなど、気になる児童生徒を思い浮かべ、その児童生徒の立場で考えてみましょう。

3-6 日課と指導

指標 Bc1 子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。

学校生活のあらゆる場面が教育の場です。登校したときも、遊んでいるときも、教員は、児童生徒の望ましい成長のために、温かいまなざしを注ぎ、手を差し伸べていかなければなりません。

1 日課に即した児童生徒への指導のポイントを確認しましょう

教壇に立って、戸惑いを覚えることの多くは、児童生徒の生活指導に関することではないでしょうか。児童生徒のざわつきに負けまいと大声で指導したり、度々叱ったりしてもうまくいかない場合があります。では、どのようなことに気を付ければよいのでしょうか。

どんな場面でどういうことが起きやすいかを予測し、先手を打って環境を整えたり、指導したりして、できていることを価値付けることによって、よりよい行動の習慣化が図れます。

(1) 授業時間外

授業時間外の児童生徒の生活指導に関する配慮事項を、日課に即して、例として次のようにまとめました。これらを参考にして、自分の学級経営に役立ててみましょう。

【参考：授業時間外の配慮事項例】

日課	観点	配 慮 事 項
始業前	児童生徒理解	○早めに教室へ行き、児童生徒の登校状況を確認する。始業時刻間際に登校する児童生徒には、意識して声をかけるなど気を配る。
	挨拶	○朝の挨拶を児童生徒と交わしながら、表情・顔色を観察する。暗い表情や態度の時には、心配事を抱えている場合も多いので、意識的に気を配る。
	換気	○「窓を開けてきれいな空気を入れよう」等と呼びかける。
	服装	○服装や頭髪が整っているかを観察する。服装や頭髪の状態は、生活や心の状態を表している場合もあるので、乱れている者については、特に注意して声をかけ、必要な場合は指導する。
	健康	○前日に欠席していた児童生徒や顔色のよくない児童生徒の観察をする。
朝の会	遅刻	○理由を尋ねる。必要に応じて家庭連絡を行う。
	欠席	○家庭から連絡がない場合は、こちらから連絡をとり、理由を確かめる。
	整理	○机上や机の中の荷物を整頓させる。特に小学校低学年では、整理の仕方を具体的に指導する。
休み時間	準備	○次時の学習の準備を呼びかける。小学校低学年では、用便の指示をする。
	危険防止	○屋内、屋外での安全な過ごし方を指導する。 ○遊具等を安全に使っているか観察する。
	児童生徒理解	○トイレや保健室等を常時巡回する。 ○どのようなグループで遊んでいるかを観察するなど、交友関係に気を配る。 ○保健室によく出入りする児童生徒は、問題を抱えているケースもあるため、養護教諭と連携して支援・指導する。

日課	観点	配慮事項
給食	準備	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症予防対策等のため、当番児童生徒の体調を確認する。 ○安全に気を付けて運搬させ、衛生に気を付けて協力して配膳させる。 ○身体的な理由等で食事制限がある児童生徒に気を配る。
	食事中	<ul style="list-style-type: none"> ○食事の挨拶や姿勢を指導するとともに、楽しく食事できる雰囲気をつくる。 ○配膳の量や個数を確認し、個に応じて配られているかを確認する。
	片付け	<ul style="list-style-type: none"> ○協力して、効率的に後片付けをさせる。
		<p>給食の時間の指導内容については、 8-3 給食の時間における指導 も確認しましょう。</p>
清掃	教員の態度	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒とともに清掃をしながら指導する。特に小学校低・中学年では、掃き方、拭き方等の手順が視覚的に分かるよう具体的に指導する。 ○清掃点検表等を活用し、自己評価も踏まえた指導を行う。
放課後	言動	<ul style="list-style-type: none"> ○笑顔で下校できるよう声をかけるとともに、普段と違った言動をする児童生徒に気を配る。
	持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ○下校後の児童生徒の机の中やロッカーに留意し、適宜指導する。変わった持ち物を持っている児童生徒に気を配る。
	欠席者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○電話連絡等で、その日の学習内容や翌日の準備物等について伝えたり、児童生徒の様子を把握したりしておく。 ○必要に応じて家庭訪問を行い、児童生徒や保護者との関係づくりに生かす。

(2) 授業中

授業中の教員の言動や児童生徒の姿勢に対する配慮事項を考えてみましょう。

【参考：授業中の配慮事項例】

観点	配慮事項
教員の位置	<ul style="list-style-type: none"> ○黒板の前をむやみに行き来すると、児童生徒の視線が定まらないので、全体の児童生徒を見渡せる教卓の前を定位置とする。 ○計画的、意図的に机間指導する。
教員の視線	<ul style="list-style-type: none"> ○前方の席や言動の気になる一部の児童生徒の方ばかりを見るのではなく、全体の児童生徒の表情や動きが見えるように視線を動かす。
教員の声量	<ul style="list-style-type: none"> ○全員の児童生徒に聞こえる声量で、メリハリをつけて話す。 ○児童生徒のざわつきに負けまいと、むやみに大きな声で指導するのではなく、間をとったり、合図を送ったりするなどして、児童生徒の視線を集めてから、大きすぎない声で話しかける。
教員の言葉	<ul style="list-style-type: none"> ○呼び捨てやあだ名で呼名したり、乱暴な言葉遣いで話したりするのではなく、丁寧に正しい言葉遣いで話す。 (例)「●●さん、6ページを読んでください。」
児童生徒の姿勢(学習規律)	<ul style="list-style-type: none"> ○姿勢のよい児童生徒を褒めたり、姿勢図を掲示したりしておく。 ○活動が始まる前などに、「タイマーが鳴ったら作業を止める」「○分まで話し合う」等、約束事を明確に決め、児童生徒に意識させる。教員も授業の開始と終わりの時刻を守る。

事例研究2「学級経営上の事例」

うまくいかない清掃指導

5月頃、同学年の先生から、「5年1組は教室の中の整頓が悪いし、清掃も十分できていない」という注意をよく受けました。赴任して間もない頃ですから、毎日の授業とその準備に精一杯で、清掃指導まで手が回りませんでした。清掃の時間も、教材や教具の準備に追われた時もありました。

そこで、6月からは清掃指導にも力を入れようと思い、6月の学級活動を利用して、清掃分担や目標を決めました。5月頃は座席の順に私の方で決めましたが、今度は、児童に自主的に決めさせました。

- 1 5年1組の清掃区域
 - ・5年1組の教室
 - ・第1理科室
 - ・北トイレ
 - ・社会科資料室
 - ・正門周辺
- 2 分担の決め方
 - (1) 各清掃区域の人数を教員が決める。
 - (2) 分担の決め方を学級で相談する。 → 各自が希望を出して決めることになる。
 - (3) 各自希望を出す。 → 清掃区域ごとに希望者は起立する。
 - <結果>・5年1組の教室…6名
 - ・第1理科室…4名
 - ・北トイレ…0名
 - ・社会科資料室…24名
 - ・正門周辺…5名
 - (4) もう一度分担の決め方について相談する。 → くじ引きで決めることになる。
 - (5) くじ引きで決定する。 → 不満が多い。
 - (6) 清掃区域ごとに班長と副班長を決める。 → じゃんけんで決めた班もある。
- 3 清掃中の目標
 - 「すばやく みんなで きれいにしよう」

以上のようにして始まった清掃も、また、うまくいきません。10月も終わりに近づいているのに、まだ、上手に清掃できません。時々、見回してみると、遊んだりふざけたりしています。同学年の先生にも、「清掃の後始末ができていませんよ」とよく言われて、困っています。

<改善の視点>

- ・当番表や清掃道具の使い方、清掃の手順を掲示するなど明示して、清掃の仕方を段階的、継続的に指導する。
- ・集団の一員としての自覚を深め、責任感を育成する視点から、清掃の手順や分担について、児童生徒の意見を取り入れながら、環境美化の構想を描く。児童生徒の自発的な活動を促し、整備し終えたときの自己有用感を味わうことができるようにする。
- ・児童生徒が誠実に取り組む姿を称賛し、学習の場をきれいにすることを通して、「仕事をしてよかった」という満足感を味わえるようにする。

4

生徒指導・教育相談



それぞれの顔が違うように、子どもたち一人一人に豊かな個性がある。
子どもたちと触れ合うほどにその多様さに驚き、理解することの難しさに気付く。

学級担任として数年間を経験した今でも、学級内で何か起こるたびに子どもたち一人一人を十分に理解しているだろうかと不安になる。
子どもたちへのかかわり方を振り返り、反省することも多い。

子どもたち一人一人の背景や個性を知り、ありのまま受け入れて理解することを通して、一人一人のよさを伸ばしていきたいと思っている。

さぬきの教員 かかわりの三訓
一 共感的に受け止め
二 チームの力で
三 毅然と粘り強く

香川県教育委員会



4-1 児童生徒理解

指標 Ba1 子どものかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。

児童生徒は、様々な思いや背景を抱えて学校生活を送っています。

児童生徒を理解するには、些細な変化に気づき、児童生徒の心と向き合う姿勢が大切です。

1 児童生徒を理解するためには、どのような方法があるのでしょうか

生徒指導の基本と言えるのは、教職員の児童生徒理解です。しかし、日常的に児童生徒に接していても感情の動きや人間関係を把握することは容易ではありません。きめ細かい観察力と専門的・客観的・共感的理解が重要になります。また、児童生徒、保護者と教職員がお互いに理解を深めることが大切です。基本的な理解の方法や観点について整理しましょう。

調査 いろいろな方法を実践してみましょう。

- ・ 指導要録等で過去の指導状況の確認
- ・ 児童生徒の日記や生活記録、ノートの記述
- ・ 関係者からの聞き取り
(前担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者、友人等)
- ・ アンケート調査(記名、無記名、持ち帰り)
- ・ 学力テスト
- ・ 自己評価(単元や学期を振り返っての記述)

相談 学校生活のあらゆる場面を生かして行いましょう。

- ・ 日常的に行う相談
- ・ 定期的に行う相談
- ・ 機会を捉えて行う相談
- ・ 児童生徒の求めに応じて行う相談

観察 日常的に行うことが大切です。

- ・ 毎日一定の時間、継続的に観察
(例) 放課後、机の中や落書き等を見る
- ・ 観点を決めて常時観察
- ・ 事柄が起こる前に変化がないか観察

※ 個々にカルテを作成し、事実と意見を区別して記録する。
事実については、時系列に沿い、回数や時間等の数字等を用いながら、よさを中心に記録する。

【参考：児童生徒理解のための観点例】

○家庭環境

- ・ 家族構成、親子関係
- ・ 家庭での過ごし方
- ・ 学習環境(家庭学習の状況)
- ・ ネット環境
- ・ 保護者の本人に対する希望
- ・ 学校内外の友人

等

○生育歴

- ・ 乳幼児期からの発達の様子
- ・ 主として養育した人
- ・ 幼稚園、保育所への通園期間

等

○能力・適性

- ・ 言語(読む、書く、聞く、話す)
- ・ 数理的処理 ・ 空間認識 ・ 記憶
- ・ 外向性、内向性 ・ 自主性
- ・ 積極性

等

○興味・関心

- ・ 得意なこと ・ 好きなこと
- ・ やってみたいこと ・ 将来の夢

等

2 児童生徒理解を進める際に留意すべきことはどのようなことでしょうか

生徒指導では、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという発達支持的生徒指導が基盤となります。教職員が児童生徒を理解するためのアプローチは無限にあります。日々の教職員の児童生徒への挨拶や声かけ、励まし、称賛、対話及び授業や行事等を通じた働きかけが大切です。

4-2 基本的な生活習慣の指導

指標 Bc1 子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。

よりよい生活習慣を身に付けることは、心身の健康な発達につながります。日頃の生活への丁寧なかかわりを積み重ねることで、児童生徒が自ら改善を図ろうとする態度が育ちます。

生徒指導は、自己実現に向け、「自己指導能力」の育成を目指します。そのためには児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを教職員が支えていくことが大切になります。

1 基本的な生活習慣に関わる指導の在り方について考えてみましょう

基本的な生活習慣の指導は、学校の目指す子ども像（資質・能力）や具体的な指導方針に基づき、他学級、他学年との共通理解と連携のもと、指導にあたるのが重要です。入学説明会で、保護者に学校として、どのような説明を行っているか、確認しておきましょう。

校則は、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための一定のきまりです。ルールが定着すれば安心して友達にかかわることができますが、家庭や地域の実態等を踏まえ、児童生徒や保護者の理解を得ながら、柔軟に運用するという観点も大切です。

【参考：ある学校で整理した学級の約束の例】

○姿 勢	・座り方 ・挙手の仕方 ・書写姿勢 ・立った姿勢
○言葉遣い	・敬語の推奨 ・相手を思いやる言葉遣い
○挨拶	・朝夕の挨拶 ・入室、退室時の挨拶 ・「はい」という返事
○服装	・ボタン ・校章 ・帽子（かぶり方） ・清潔な服装
○身だしなみ	・ハンカチ、ティッシュ ・髪 ・装飾品
○清潔	・手洗い ・ハンカチ ・トイレの使い方 ・給食用エプロン ・歯磨き ・ソックス ・洗顔
○安全	・廊下や階段の歩き方 ・道具や遊具の使い方 ・ヘルメットの着用
○整理整頓	・机、ロッカーの中 ・学習用具 ・教室の教材、教具 ・清掃用具
○公共物の使用	・遊具や道具の使い方、後片付け ・図書の借り方、返し方 ・順番を守る
○集団行動	・集合の仕方 ・整列の仕方 ・静かに話を聞く
○マナー	・「すみません」「ありがとう」 ・会釈 ・食事の仕方
○持ち物	・物を大切に作る ・記名 ・ハサミ等の管理と扱い方

- ・ 教員間の共通理解のもと、状況に応じて、適切なタイミングでそろえて指導することが有効です。
- ・ きまりには様々なものがあります。人として守らなければならないもの、努力目標と捉えられるもの、児童生徒が話し合っ決めて決めるもの等です。学校の状況や児童生徒の実態を踏まえ、指導方針や基準を明確にして指導にあたります。

2 基本的な生活習慣の指導について、配慮しなければならないことを確認しましょう

生活態度の指導において配慮を怠ると、児童生徒の伸び伸びとした成長を妨げてしまうこともあります。なぜそうすべきか大人の願いを自分の言葉で説明できる力を身に付けましょう。

他の教員が指導する様子や下の例から配慮する点を参考に学び、それを整理して自分の指導に生かすことも大切です。



○教員がモデルを示す指導

- ・例えば、給食時のマナーや時間を守る指導をする教員がそれを守れていなければ、児童生徒はよい生活習慣を育む意欲を失ってしまいます。生活態度の指導においては、教員も共に実践し、モデルとなる行動を示すことが大切です。

○発達の段階を考慮した指導

- ・例えば、まだ幼児期を脱していないような小学校低学年の児童に、長時間、無言で話を聞かせるような指導は無理があります。発達の段階に合わせた内容や方法で指導する必要があります。

○一貫性のある指導

- ・その場の感情で児童生徒を指導すべきではありません。なぜそうすべきかきちんと説明し、状況や雰囲気によって変わらない一貫した教員の指導が、児童生徒にとって納得できる指導につながります。

○肯定的な表現を使う指導

- ・指示や禁止が多いと、児童生徒は消極的になったり、教員の顔色を見て行動したりするようになります。
- ・「……してはいけません」よりも「……してみよう」など、児童生徒が見通しをもち、自主的に行動できるような指導をしましょう。

○公正さを意識した指導

- ・生活態度を指導するときに、児童生徒によって厳しくしたり優しくしたりするのはなく、どの児童生徒にも公正に指導することで、教員との信頼関係や学級の人間関係を築くことができます。

○家庭との連携を大切にした指導

- ・望ましい生活態度の育成は、学校における指導だけで効果を上げることは困難です。特に、基本的な生活習慣に関する指導では、家庭との連携を大切にしましょう。

4-3 教育相談

指標 Ba1 子どものかかわりを通して、子どもの発達の段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。

相談があれば、まず受容的な態度で相手の立場に立ち、話を聴きましょう。教員の共感的な態度により、児童生徒は安心して心を開き、自ら悩みを解決していこうとする力を培います。

1 教育相談の必要性について考えてみましょう

児童生徒一人一人の個性的な成長を支援することは、教育が果たすべき役割の一つです。教育相談は、一人一人の児童生徒の教育上の諸課題について、本人又はその保護者等に、その望ましい在り方を助言することです。言い換えれば、個人のもつ悩みや困難な課題を教員が代わって解決するのではなく、児童生徒が自ら解決していけるように援助していくということです。

児童生徒の悩みは、学業・性格・適性・進路・性・人間関係・家庭の問題等、様々です。これらの悩みの内容に応じて、児童生徒一人一人に適切な助言を与えることは、児童生徒の望ましい発達を促す上でとても重要です。

2 教育相談の段階や目的・方法について学びましょう

教育相談は、全ての教職員が全ての児童生徒を対象に、教育活動全体を通して行うものです。下表のように、目的や対象に応じて段階的に行われます。日頃から、いつでも気軽に相談できる雰囲気づくりに努めましょう。



	名称	目的	対象	取組の例
児童生徒の教育上の諸課題 ・いじめ ・不登校 ・非行 等	発達支持的教育相談	児童生徒の成長・発達の基盤づくり	全ての児童生徒	・学級集団づくり ・教育相談的かかわり
	課題予防的教育相談	課題の未然防止		
		課題の早期発見と対応	特定の児童生徒	・丁寧なかかわりと観察 (学業成績、言動、態度・行動、身体の変化) ・定期的な面接 (安心感の形成と信頼関係の構築、受容的かつ共感的に傾聴) ・アンケート等
困難課題対応的教育相談	課題の解決	課題のある児童生徒	・ケース会議 ・情報収集 ・専門性を生かしたアセスメント ・長期にわたる手厚い支援	

3 個別の教育相談は、いつ、どこで行うとよいのでしょうか

【例：いつ行うか】

- ・放課後（20分間）
 - ・休憩時間（5分間）
- 等

【例：どこで行うか】

- ・教育相談室（個人）
 - ・保健室（個人）
 - ・教室（グループ）
 - ・校庭等の戸外（グループ）
 - ・本人の自宅（親子）
- 等

○ 教育相談を行うときには、児童生徒の緊張をほぐし、安心して対話ができる雰囲気づくりに努めましょう。

○ 何より大切なのは、児童生徒の悩みに真摯に向き合おうとする教員の姿勢です。児童生徒の話をじっくり聴く姿勢を大切にしましょう。

4 教育相談を行う上で配慮しなければならないことを確認しましょう

【面談で配慮すべきこと】

- ・面談中に他者が立ち入ることのない、安心して話せる場所を選ぶ。
- ・話しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・教員の考えを押し付けない。
- ・相手の話のテンポや順序を受け入れ、相手をリードする立場にならない。
- ・一問一答形式ばかりにならないよう留意する。
- ・相手の沈黙は無言の訴えとし、次の言葉を待つ。
- ・話の内容以上に、相手の気持ちを理解することに努める。
- ・推測を口に出さない。
- ・複数面談では、人間関係を見る。
- ・相談後、内容等を整理して記録する。

○ ここに挙げたのは、面談における視点や配慮すべき点の一例です。児童生徒を受け入れる相談室の準備等は、事前に行います。

○ 面談時間については、継続して面談することを考え、時間の枠を設けるなど、その児童生徒にあった時間設定を心がけましょう。

○ 教員自身が、児童生徒の心の動きや感情を受け入れる心理的な安定感をもつことが大切です。

○ 記録は、児童生徒の秘密保持の観点から、特に厳重に管理しましょう。



5 一人で抱え込まないようにしましょう

普段から情報を共有することが大切です。一人で抱え込まず、学年主任等に相談しましょう。積極的に養護教諭や教育相談担当教員、特別支援教育コーディネーター等から助言を得たり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の意見を参考にしたりすることも大切です。関係機関との連携が必要となることもあります。

6 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割を確認しましょう

心理の専門家であるスクールカウンセラーと、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等、関係者が情報を共有しながらチームとして協働することが重要です。

(1) スクールカウンセラー（SC）

スクールカウンセラーは、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応等のために、児童生徒や保護者の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、教職員や関係機関と連携しながら必要な支援をする「心の専門家」です。

【スクールカウンセラーの役割】

○不登校・いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

- ・児童生徒及び保護者からの相談対応
相談の結果、心理的支援以外の支援が必要な時は、教職員に報告する。
- ・学級や学校集団に対する援助
課題把握のために学校の活動に参加し、心や体の発達などの状態を見立てる。
- ・教職員に対する助言
日常的な助言、会議や校内研修等における助言を行う。
- ・児童生徒及び保護者への啓発活動への協力
利用方法の周知や広報誌の発行、講習等、児童生徒の心の教育を学校が行う際に協力する。

○不登校・いじめを認知した場合又はその疑いが生じた場合の援助

- ・児童生徒への援助
- ・保護者への助言、援助
- ・教職員に対する助言
- ・校内支援組織への参加、助言

(2) スクールソーシャルワーカー（SSW）

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する「福祉の専門家」です。

【スクールソーシャルワーカーの役割】

○不登校・いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

- ・地方自治体アセスメント
各自治体組織の特徴や役割を把握し、助言する。
- ・学校アセスメント
課題把握のために校内を観察し、環境づくりについて助言する。
- ・児童生徒及び保護者からの相談対応
会議等で検討された支援策に基づいての面接、制度や手段の提示を行う。
- ・関係機関・地域への働きかけ
地域の中のネットワークを構築する。

○不登校・いじめを認知した場合又はその疑いが生じた場合の援助

- ・児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント
- ・自治体における体制づくりへの働きかけ
- ・校内支援組織への参加、支援

【参考】「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」
(文部科学省 教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成 29 年 1 月)

4-4 保護者との信頼関係づくり

指標Ab1 教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。

児童生徒の成長に大きな働きかけをしている学校と家庭の意思疎通ができれば、最適な教育条件が整ったと言えるでしょう。教員と保護者の信頼関係が児童生徒のよりよい変化につながります。

1 指導方針をそろえ効果的な成長を促すため保護者とのかかわり方を考えてみましょう

(1) 保護者の本音を聴き、理解しましょう

保護者は、自分の子どもが、学校でどのような生活をしているかを知りたいものです。また、自分の子どもが教員からどのように見られ、どのように思われているかと心配になることもあります。

そこで、保護者との対話では次の点に気を付けましょう。

- 児童生徒の行動については、常に観察し、どのような場面でよい面が表れたかを具体的に話すことができるよう日々の記録を大切にしましょう。
- 学習については、「できた」「できなかった」の結果だけを話すのではなく、教師がつまずきに対してどのような手立てをとってきたか、本人がどのように考え、どのような努力をしたのかなど、具体的な学びの様子も話しましょう。
- 保護者の気持ちに寄り添い、保護者の話を「聴く」姿勢を大切にしましょう。

(2) 互いの意図を伝え合うようにしましょう

教員は、気付かないうちに自分の考えを一方向的に押し付けてしまっているときがあります。

保護者との対話では次のような点に気を付けましょう。

- よくない点を指摘するのではなく、改善のためにどうするかを話し合しましょう。
- 改善の方法については、保護者の考えを十分に聴き、その上で教員の考えを加えて、具体的な方策を一緒に考えるようにしましょう。



【参考：対応のポイント例】

○上手な聴き方

- ・相手の表情を見ながら
- ・相手を勇気付けるような「相づち」を打ちながら

○上手な話し方

- ・相手の気持ちになって
- ・相手の様子を見ながら
- ・要点を押さえながら

○言葉の使い方

- ・教員らしい丁寧な言葉で
- ・相手に理解してもらえりような平易な言葉で



※ 保護者との話合いで得た情報は、外部に漏らしてはいけません。

【参考】「教職員のためのサポートブック 1 -保護者とのよりよい関係を築くために-

(香川県教育センター 平成 23 年 3 月)

2 家庭訪問では、どのようなことに気を付ければよいのでしょうか

家庭訪問は学年始め等に計画的に行う場合と、それとは別に必要に応じて行う場合があります。どのようなことに気を付ければよいのか、知っておきましょう。

(1) 計画的に行う家庭訪問

《事前》	<ul style="list-style-type: none">○学校全体及び学年団で、家庭訪問について目的や内容を共通理解する。○事前に児童生徒の調査票に目を通し、家庭の様子を把握しておく。○訪問時の話題（健康・学習・友人等）を個別に準備する。○訪問日時についての希望を調査し、調整後に周知する。
《当日》	<ul style="list-style-type: none">○地図アプリ等を活用し、経路を探して訪問する。（後日の訪問のために）○児童生徒の長所の話から始める。○保護者と児童生徒、教員の三者で話し合うことが望ましいが、保護者とのみ話すべきと判断した場合は、あらかじめ連絡しておく。○メモを取りながらの話は、圧迫感を与えるので避ける。○児童生徒が登下校する通学路、家の周辺や家庭環境を把握する。○どの児童生徒の家庭も同じくらいの時間の長さで、訪問を行う。
《事後》	<ul style="list-style-type: none">○印象が薄れないうちに、個人カルテに記録し、今後のかかわりに生かせるようにする。○校長・教頭に報告する必要がある事柄は速やかに報告する。

(2) 必要に応じて行う家庭訪問

《事前》	<ul style="list-style-type: none">○家庭訪問で伝える内容を具体的に準備する。○学年主任や管理職に意図を伝え、話の進め方の助言をもらう。○電話で訪問の目的を簡単に伝え、保護者の都合のよい時間を尋ねる。○複数で訪問する場合は、誰が訪問するかを伝える。
《当日》	<ul style="list-style-type: none">○起こっている事態を説明し、課題を共有する。○保護者の思いをよく聴き、学校と家庭ですべき支援を確認する。
《事後》	<ul style="list-style-type: none">○結果を必ず学校に報告する。○やり取りは忘れないうちに記録する。○保護者が安心できるよう、事態の経過報告を丁寧にする。○児童生徒のよい変化に注目し、次の課題を保護者と共通認識する。

3 個人懇談会では、どのようなことに気を付ければよいのでしょうか

(1) 個人懇談会の目的

懇談会は、学校での様子を保護者に伝える場であり、また、保護者と児童生徒が学習状況や家庭生活等を前向きに振り返り、今後さらに頑張っていこうと思える、元気を与える場でもあります。そのためには懇談会をどのように展開するとよいか、考えてみましょう。

(2) 懇談会での話の進め方

懇談会では、どのような話題から話し始めればよいのでしょうか。



【参考：懇談会での話の進め方例】

- 「暑い中お越しいただき、ありがとうございます」
 - ・時間の都合をつけて来校する保護者に、感謝と労いの言葉を伝えましょう。
- 「今学期は〇〇をよく頑張っています」
 - ・成績の伸びや課題について具体的な様相と結び付けて伝えましょう。
- 「◇◇の活動（△△の教科）で、みんなの考えをまとめ、引っ張っています」
 - ・学校で頑張っていることや長所を、具体的に保護者に伝えましょう。
- 「4月から、変わったと感じていることはありますか」
 - ・変わった点があれば、そのことについて学校での様子を話しやすくなります。
- 「家ではどんな様子ですか」
 - ・家庭での様子は長期休業前に尋ねておきたいことです。学校では気付かない長所の発見につなげるとともに、気になることがあれば、長期休業前に対処しておきましょう。
- 「起床時間と就寝時間は何時頃ですか」
 - ・特に、心身の成長が著しく、活動も活発になる思春期の場合、睡眠状況については聞いておきたいことです。部活動や学習塾、習い事等、上手な時間の使い方について、一緒に考えていきましょう。
- 「家庭学習の時間はどれくらいですか」
 - ・取り組んでほしい家庭学習の内容や時間を伝えましょう。また、成績表や通知表と一緒に、学習の仕方についても話し合っておくとよいでしょう。
- 「気になっていることやご質問はありませんか」
 - ・一方的な面談にならないよう、保護者が思いを話せる時間を設定しましょう。
 - ・「それは、担当してないので知りません」は無責任な返答です。「確認してお伝えします」と誠実な対応をしましょう。

懇談での教員の心構えとして大切なことは、児童生徒の自尊心を大切にし、保護者の子どもへの思いを考えて話を進めることです。そのためには準備が必要です。児童生徒の成績や行動面等、表面に出たことは伝えやすいものですが、学習に取り組む姿勢や友達との関係、授業以外での学校生活の様子等は、日頃から意識して見ておかないと伝えることはできません。保護者が気付いていない児童生徒のよさを具体的に知らせることで、児童生徒のことを温かく見守り、支えたい気持ちがあることを保護者や児童生徒に伝わるように、話を進めていきましょう。

4-5 問題行動等を示す児童生徒の指導

指標 Bc1 子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。

問題行動等を示す児童生徒は、問題行動等と直接関係ないところで、悩みや不安を抱えている場合があります。

問題行動等だけに捉われず、広い視野で背景を含めた児童生徒理解に努めることが、指導の鍵になります。

1 問題行動等を示す児童生徒の指導の在り方について考えてみましょう

児童生徒が起こす問題行動は様々で、児童生徒が内面に抱える問題も多種多様です。したがって、指導についても、児童生徒が抱える問題と向き合いながら、状況に応じた対応が求められます。

問題行動を示す児童生徒の指導について、事例から学ぶことにも効果があります。児童生徒の抱える悩みや不安の本質を見抜くには、どのような見方や捉え方がよいのか、基本を確認しましょう。

【例：友達に暴力をふるってしまう児童への指導の概要】

【小学校4年生 Aについて】

○児童の行動

[事実]

- ・ちょっとしたことですぐに感情的になり、友達をたたくことがある。
- ・授業中、分からなくなると投げ出してしまい、席を離れることがある。

○原因を探る

[学校や家庭での状況]

- ・自分の思いや考えをうまく友達に伝えることができず、みんなは自分のことを分かってくれないと思っている。
- ・勉強もだんだん分からなくなってきており、授業中に活躍する場があまりない。
- ・家族の仲がうまくいっておらず、Aも家庭で叱られることが多い。

○指導の要点

[校内の体制]

- ・生徒指導委員会等で、教職員全体の共通理解を図るとともに適切なかかわり方について話し合う。

[学級での指導・配慮]

- ・友達をたたくなど、危害を加えることは、いかなる状況でも許されないという毅然とした態度をとる。
- ・積極的に声をかけたり休み時間を一緒に過ごしたりすることで、Aと信頼関係を築く。
- ・どうしてそのような行動をとってしまうのかAに話を聴き、思いを受容的・共感的に受け止める。
- ・学級の中でAに役割をもたせ、頑張ったことを称賛する。称賛したことを家族に伝え、家庭でもAを褒めてもらうよう伝える。

2 問題行動等を示す児童生徒の傾向と予想される要因について、考えてみましょう

【参考事例】

依存心が強い	<ul style="list-style-type: none">○ 小1、健康診断や体育の時、衣服の着脱で教員の手を必要とする。○ 中1、体育の見学理由を自分で言わず母親が連絡する。<ul style="list-style-type: none">→ 周囲の人が世話を焼きすぎるため、自分でやることに自信をなくしている場合があります。
衝動的	<ul style="list-style-type: none">○ ちょっとしたことから興奮して、物を投げたり、暴れたりする。○ 授業中や休み時間に乱暴な言動が見られる。<ul style="list-style-type: none">→ 自分の思い通りにならない時に、感情を抑制することができない場合があります。→ 家庭生活や学校生活での不安から問題行動を起こす場合があります。
自己中心的	<ul style="list-style-type: none">○ 周りの友達の思いや状況を考えずに、自分中心に行動したり、集団の規則を破ったりする。<ul style="list-style-type: none">→ 状況に応じてどのように行動すればよいか理解できていない可能性があり、生活環境にも目を向ける必要があります。
落ち着きがない	<ul style="list-style-type: none">○ 授業中に私語や手遊びが多い。また、絶えず体を動かしたり、周りの友達にちょっかいを出したりする。○ 注意散漫で他のことに気をとられやすい。<ul style="list-style-type: none">→ 落ち着いて過ごす時間を取りにくい生活環境も、要因の一つとして考えられる場合があります。→ 学習内容や指示されたことを十分に理解できていないため、学習や活動に対する意欲を失っている場合があります。
友達をつくれな	<ul style="list-style-type: none">○ はっきりした理由もなく学校を休むことがある。○ 学習に限らず、意欲が感じられない様子が見られる。○ 友達に誘われても、休み時間等、一人で過ごすことが多い。<ul style="list-style-type: none">→ 自尊感情や自己肯定感が育っていない場合があります。

【問題行動の兆候の目安】

- ・すぐにカッとなる
- ・人の嫌がることをする
- ・自分を否定する
- ・自己中心的な言動が多い
- ・周りの言うことを受け入れない
- ・威圧的な態度を取ることがある
- ・すぐにあきらめることがよくある

※ これらの兆候は、発達障害の特性や二次障害から問題行動として現れている場合も考えられるため、その原因を明らかにして適切に対応することが大切です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、専門家、関係機関等と連携を図ることが大切です。

3 生徒指導上の留意事項を整理してみましょう

(1) 不登校対応における留意事項

○ 不登校を未然に防止するための取組

- ・ 全ての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、一人一人の児童生徒と共感的な人間関係を築き、児童生徒にとって魅力あるよりよい学校をつくることが重要です。
- ・ 教育内容や指導法を見直し、児童生徒が安心感、充実感を得られる指導をしましょう。
- ・ 保護者からの相談で不登校の兆候が確認されることもあります。日頃から、保護者と連携をとり、共に歩む態度で接することが大切です。

1日欠席したら電話連絡をする、2日欠席したら家庭訪問をするなど、日数や理由に応じて、欠席したときの対応の仕方を、学年団や学校で学期始めに話し合っておくとよいでしょう。



○ 不登校の早期発見に向けて

- ・ 児童生徒の言動の小さな変化に気付いたときは、すぐに情報を学校内で伝達・共有できるようにしましょう。
- ・ 観察や面接の記録を活用し、日頃から児童生徒理解を深めましょう。
- ・ 養護教諭やスクールカウンセラーとの連携を図り、情報を収集しておきましょう。
- ・ 学校での些細な変化でも家庭に伝え、保護者の家庭での気づきを共有することで、不登校を早期に発見できる場合があります。

【不登校になる前に示すシグナルの例】

学校で

- ・ 口数が減り、同級生と遊ぶより年下の子どもと遊ぶことが多くなる。
- ・ 友達から孤立し、一人で教室にいることが多い。
- ・ 表情に活気がなくなり、授業にも消極的になる。
- ・ 休憩時間に保健室に行くようになる。
- ・ 集中力がなく、投げやりな態度が目につく。
- ・ 宿題等の忘れ物が増え、急に成績が低下する。

家庭で

- ・ 友達や教員への不満等のつぶやきが聞かれる。
- ・ 「疲れた」とよく口にし、部屋で一人で過ごしている。
- ・ 起きるのが普段より遅くなり、登校準備に手間取る。
- ・ 元気がなくなり、ぼんやりしている時間が増える。
- ・ 何か話したそうに寄ってくる。
- ・ 朝寝・夜更かし等の生活リズムや服装が変化する。



○ 不登校の児童生徒に対する支援

- ・ 不登校のきっかけやその継続理由、家庭での状況等について学校や学年で共通理解し、組織的な対応をすることが必要です。
- ・ 児童生徒の心情の理解に努め、社会的自立を目指し、根気強く働きかけましょう。
- ・ 状況によっては、家庭が居場所として必要な場合もあります。また、不登校は休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味をもつこともあります。家庭訪問をする場合は保護者や児童生徒の状態を十分に把握して行いましょう。
- ・ 状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや関係機関との連携を図り、保護者や児童生徒の意思を十分に尊重しつつ適切な支援をしましょう。

○ 自ら登校を希望した児童生徒を円滑に受け入れるための配慮

- ・ 教室以外に登校できる部屋を用意するなど、徐々に学校生活に対応できるよう準備しておきましょう。
- ・ 学級内に受容的雰囲気醸成し、温かく迎え入れるようにしましょう。
- ・ 学級編成、班編成等の時には、本人の意向を聞き、人間関係等に配慮しましょう。

【参考】

「ありのままの自分でいられる学級をどの子にも～不登校対応 今、大切にしたい「3つのアプローチ」～」(香川県教育委員会義務教育課 平成27年3月)



「不登校児童生徒支援の手引き Let's Team Support (さぬきっ子の社会的な自立をチームで支えよう)」(香川県教育委員会 令和6年6月)



(2) いじめ問題に取り組むための留意事項

○ いじめ防止対策推進法の要点

- 平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、いじめは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。法の定義を踏まえ、些細な兆候であっても、「いじめではないか」との疑いをもって、児童生徒が示す変化を見逃さないようにし、いじめを積極的に認知していくことが、対応の第一歩になります。
- いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童生徒を守り通すことを前提に、いじめを行った児童生徒には毅然とした指導等を行います。このため、学校は教職員全員の共通理解のもと、保護者や関係機関の協力を得て、各校が定める「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応をします。また、管理職への報告をする必要があります。

○ いじめ発見のポイント

いじめは、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるものという認識のもと、早期にいじめを発見し対応することが求められています。ただ、いじめは教員や大人に見えないところで行われがちですので、教員は「今もいじめに苦しんでいる子どもがいるのではないか」との意識を常にもち、児童生徒との触れ合いの時間を多くし、日常的な観察を通して、いじめを見抜く鋭い感覚を身に付けることが必要です。



【参考：いじめが疑われる児童生徒のサインの例】

場面	観察の視点
登下校時	・理由もなく、一人で朝早く登校する。 ・一緒に登下校する友達が違ってくる。
朝の会	・体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
授業の開始時	・担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。
授業中	・周囲の状況に関わらず、一人でじっとしている。 ・発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。
休み時間	・一人であることが多く、集団での行動を避けるようになる。
給食時	・配膳の時、極端に多く盛られたり、少なく盛られたりする。
清掃時	・人の嫌がる仕事をいつもしていたり、最後まで一人でしていたりする。
放課後	・持ち物がなくなったり、掲示した作品等にいたずらをされたりする。 ・教職員の近くから離れようとしめない。

○ いじめを認知したときの対応

ア 学校全体での組織的な対応 ～一人で抱え込まず、速やかに相談しましょう～

- いじめの疑いがあった場合は、担任等の特定の教員が抱え込んではいけません。学校全体で対応していくことを心に留めておきましょう。
- いじめの疑いがあった時点で、担任だけで判断することなく、速やかに学校いじめ対策組織に報告しましょう。いじめか否かの判断は、学校いじめ対策組織が行います。
- 学校いじめ対策組織がいじめであると判断した時点で、いじめを認知したことになります。
- 学校いじめ対策組織は、全ての学校に置かれています。年度初めに窓口の教員を確認しておきましょう。
- いじめの内容が犯罪行為として認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして、対応する必要があります。

イ 事実関係の把握 ～正確かつ迅速に対応しましょう～

- ・ いじめの情報が寄せられた時は、まず被害・加害両者の話を個別にじっくりと聞き、状況を正確に把握しましょう。両者の主張に食い違いがある場合には、いじめられる側の心理的な苦痛を共感的に受け止め、追い込まれることのないよう配慮することが大切です。
- ・ 当事者だけでなく、保護者や友人からも情報収集を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行います。知り得た個人情報の取扱いについては十分注意しましょう。

ウ いじめられる児童生徒への援助 ～徹底して守り通すという姿勢を示しましょう～

- ・ 「あなたを必ず守る」という姿勢を伝えることで信頼関係を築き、ゆっくり時間をかけて心の平穏を保つよう支援しましょう。
- ・ いじめられる児童生徒の立場に立ち、つらさや苦痛を共感しながら、励まし、心の支えとなるよう支援しましょう。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と積極的に連携を図りながら支援しましょう。

エ いじめられる児童生徒への指導 ～毅然とした対応をしましょう～

- ・ いじめられる児童生徒の心身の苦痛がどのようなものであるかを理解させることにより、自分のした行為がいじめに当たることを認識させることが大切です。
- ・ いじめを繰り返さないようにするために、いじめの動機やいじめている時の気持ちをじっくりと聞き、ただ厳しく叱るのではなく、いじめられる児童生徒が抱える問題の本質に向き合い、指導（支援）するようにしましょう。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、状況に応じた一定の教育的配慮のもと、「社会で許されない行為は子どもでも許されない」との毅然とした態度で指導に臨むとともに、必要に応じて警察等関係機関と連携を図ったり、協力を得たりすることが大切です。

オ 周囲の児童生徒への指導 ～見て見ぬふり(傍観者)をなくしましょう～

- ・ いじめられる児童生徒、いじめられる児童生徒を含め、集団の中で孤立する児童生徒が出ないように、望ましい集団づくりを実践していきましょう。
- ・ いじめに対して観衆や傍観者のような立場にある児童生徒も、結果としていじめを肯定・助長していることに気付かせ、集団を構成する一人としての責任と自覚を促すことが大切です。
- ・ いじめられた児童生徒のつらさに共感させ、児童生徒のもつ正義感が表出するよう励まし勇気付けることで、学級全体に自尊感情が高まるよう配慮しましょう。
- ・ いじめを自分の問題として捉え、どのようにかかわっていけばよいかを真剣に考えさせる機会を設けましょう。

カ 家庭・地域社会への働きかけ ～状況によって学校外との連携を考えましょう～

- ・ 保護者からの訴えによっていじめが報告される場合もありますので、保護者が教員を信頼して学校に相談できるよう、当初から信頼関係を築いておくことが大切です。また、いじめは校外で行われる場合もありますので、保護者との連携のもと、地域の人々からも情報が寄せられるようにしておきましょう。
- ・ いじめられる児童生徒、いじめられる児童生徒双方の保護者に、いじめの経緯と学校の対応及び指導方針等を速やかに、かつ具体的に説明し、指導についての理解・協力を得ることが大切です。

- 【参考】 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)
「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省 平成29年3月改定)
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省 令和6年8月改訂)
「香川県いじめ防止基本方針」(香川県 平成29年6月改定)
「いじめ対策に係る事例集」(文部科学省 平成30年9月)

(3) ネット上のトラブル問題に取り組むための留意事項

- 令和6年9・10月に香川県教育委員会が実施した、「スマートフォン等の利用に関する調査」によるとスマートフォン等の高機能の携帯型端末が子どもたちに広く普及するとともに、その利用の低年齢化が進んでいます。
- ゲームや音楽機器等、様々な情報端末がインターネットに常態的に繋がる環境の中、児童生徒は、昼夜を問わずメッセージのやりとりをするようになっていきます。
その結果、「使わないとイライラしたり、暗い気持ちになったりする」等ネット依存傾向を示したり、「悪口や嫌なことを書き込まれた」等ネット上で人間関係がこじれたりして、学校生活に影響が出る児童生徒もいます。
- ネット依存傾向を示す児童生徒には、現実の世界で満たされない思いが隠されている場合があるので、児童生徒の思いを受容する中で解決を図ることが重要です。また、スマートフォンやゲーム等の適正な利用に関する指導・啓発については、令和2年4月「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」で学校の責務を明確にしています。リーフレット「さぬきっ子の約束」や「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」を参考に、家庭でルールをつくり、守っていくことも必要になります。機会を捉えて、家庭に呼びかけるようにしましょう。
- SNSの普及に伴い増加傾向にあるネットを通じて行われるいじめは、教員や保護者から発見しにくく、特に迅速な対応が求められます。関係する児童生徒への対応だけでなく、問題となる画像や書き込み等の個人情報がネット上に拡散するのを早期に防がなければなりません。
- ネットいじめを未然に防ぐには、児童生徒自身がネットをうまく使いこなせず苦しんでいる状況も考え、ネットの利便性と危険性の両面から保護者も含め情報モラルに関する啓発を行う必要があります。



【参考】「さぬきっ子の約束—小・中学生向けリーフレット—」（香川県教育委員会ほか 平成27年2月）

「スマートフォン等の利用に関する調査について」（香川県教育委員会 令和6年9・10月）

「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」（令和2年4月1日施行）

「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」（香川県教育委員会）

「学校現場におけるネット・ゲーム依存予防対策マニュアル」（香川県教育委員会 令和6年3月）

(4) 生徒指導全般における留意事項

- 行動観察等によって児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒に関する資料を集め、保管しておきましょう。
- 家庭訪問・保護者懇談会等の機会を通して、生徒指導に関する保護者の理解と協力を得られるようにしましょう。
- 他の教員との連絡を密にし、連携して児童生徒に関する情報を共有できるよう努めることにより、全教職員の理解と協力を得て、生徒指導の実効を上げることができます。学校全体で指導の視点や基準を明確にし、共通理解を図ることが大切です。
- 児童生徒に、先入観をもってかかわることは避けましょう。
- 問題が発生した場合、担任一人で抱え込まず、周りの教員や管理職の援助、協力を求めて組織で対応するとともに、専門家や関係機関との連携を図るようにしましょう。
- 全ての児童生徒に対して公平な態度で接するよう努めましょう。
- 児童生徒一人一人に十分気を配り、児童生徒の思いや、何気ない態度の変化の裏にある問題を見落とさないようにしましょう。
- 学力が十分に定着していない児童生徒や問題行動の多い児童生徒の保護者の不安や焦りに寄り添い、子育ての苦労を労いながら温かい姿勢で接するよう心がけましょう。
- 「自殺総合対策大綱」（R4.10.14閣議決定）を踏まえ、「SOSの出し方に関する教育」「心の健康の保持に係る教育」の推進に努めましょう。また、周囲の大人が、児童生徒のSOSに気付く感度を高めていきましょう。



ぼう然となったわたし

私は、この春、初めて小学3年生を受け持ちました。男子13名、女子14名の学級です。子どもたちを明るく伸び伸びと育てようと考え、あまり叱らないようにしてきました。素顔を見せ合い、心を触れ合わせていこうと思ったからです。

ところが思いもよらない厳しい状態になってきました。一人の男子Aが、自分勝手な行動をとるようになり、それが次第にエスカレートし、友達への暴力や暴言になってしまったのです。

私は、「友達には絶対に手を出したり、悪口を言ったりしてはいけない」と言い続けましたが、Aは少しも聞き入れず、かえって私に反抗するようになったのです。

明るく伸び伸び生活してほしいという私の願いとは反対に、1学期中、Aの自分勝手な行動が続いています。

Aの行動の要因と思われるものを考えてみると、

- ・ Aは2年のときに転入してきたが、まだ学級になじめずにいること
- ・ Aが性格的に周りを受け入れにくいこと
- ・ 私がAの行動のみにこだわり指導していること
- ・ 私がAのよさを見付けられずにいること

などが思い浮かびます。

このような状態になると、私自身どうしようもありませんでした。「子どもは元来よいもの」だと思っていましたから、教壇に立ってぼう然としてしまいました。そんな私の姿を見て取り、子どもたちはAを中心に騒然となっています。

教壇に立つたびに焦りを感じ、かえって子どもたちは背を向けていくようです。1学期も残り少ない現在、「叱るべきときには叱り、褒めるべきときには褒めることが大事だ」と同学年の先生から言われています。しかし、これからどのように子どもたちに接すればよいのか悩んでいます。

<改善の視点>

- ・ 学級がこのような状態になった要因(背景)として、どんなことが考えられるか。
- ・ Aを含め、学級全体への対応として、今後どのようなことが考えられるか。
- ・ Aの今後について、保護者とどのようなかかわりが考えられるか。

陰で友達に指図して、特定の友達をいじめる

中学3年生男子のAは、実母と継父、姉(継父の子)の4人家族である。姉は素直で成績は常に学年のトップであった。Aも小学校では児童会長を務め、成績も優秀で入学当初は学級委員にも選ばれており、両親はAにも期待をかけていた。2年生の1学期までは上位の成績を収めていたが、その後、部活動の忙しさや勉強を怠けたことで徐々に成績が下がり、学校生活全般に意欲が見られなくなった。2年生の終わり頃から、友達に威圧的な物言いをしたり、気弱なBを子分のように扱ってCに金品を持って来させたり、Bに暴力を振るわせたりするようになった。自分が直接行動しないためにいじめの実態が見えにくく、教員の指導もAには及びにくい。周りの生徒たちは、Aが陰でBに指示していじめをさせていることを知っており、自分がいじめのターゲットになることを恐れてAには逆らえない。

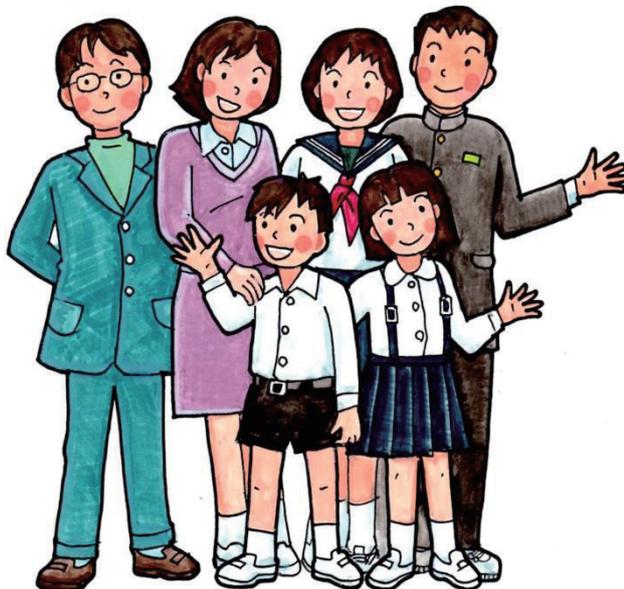
<改善の視点>

- ・ Aは、Bに指示してCをいじていることを認めようとしなない。Aとの力関係から、いじめを実行していたBもなかなか事実を教員に語ろうとしなない。今後どのような対応が必要か。
- ・ 周りの子どもたちは、周囲に教員がいないときのAの実態(命令口調やいじめの指示)を知っており、その陰湿さや影響力を恐れている。今後、どのような対応が必要か。
- ・ 母親は、小学校時代のAの活躍や教員から高い評価を受けていたこと、成績も上位であったことからAの学校生活に対して安心している。頭髪等、部分的な変化には気付いていたが、Aが学校での出来事を家庭で話さないため、母親はAが問題行動等を起こしているとは思っていない。保護者に対してどのような対応が必要か。
- ・ Aの小学校時代を知っている周りの子どもたちの保護者は、なかなかAの変容に気付かず、Aの保護者と同じく信じ難い思いである。ただ、他の保護者は自分の子どもから話を聞き、陰湿ないじめが学級で発生していることに不安を感じ、担任への不信感を抱きつつある。保護者に対してどのような対応が必要か。

【参考】「教職員のためのサポートブック2 ―だれもが安心して過ごせる学級をつくるために―」
(香川県教育センター 平成24年2月)

5

特別支援教育



日本語は豊かな表現をもつ言葉だ。
使われる状況や前後の文脈で意味が全く変わることがある。

ある日のこと、私はAさんの発表に感動して思わずこう言った。

「あなたは頭がきれいなあ。」

褒めた私にAさんが真剣に反論する。

「ええ！切れてないよ。」

「あなたには反省の色が見えない。」と叱ると、
「先生、反省の色ってどんな色ですか。」と聞く。

毎日の校務に手一杯で余裕のない私には、そのずれが分からなかった。

それはAさんを不適應に追い込み、私もまたつらかった。

今なら分かる。

Aさんは真剣に私の言葉に向き合ってくれていた。

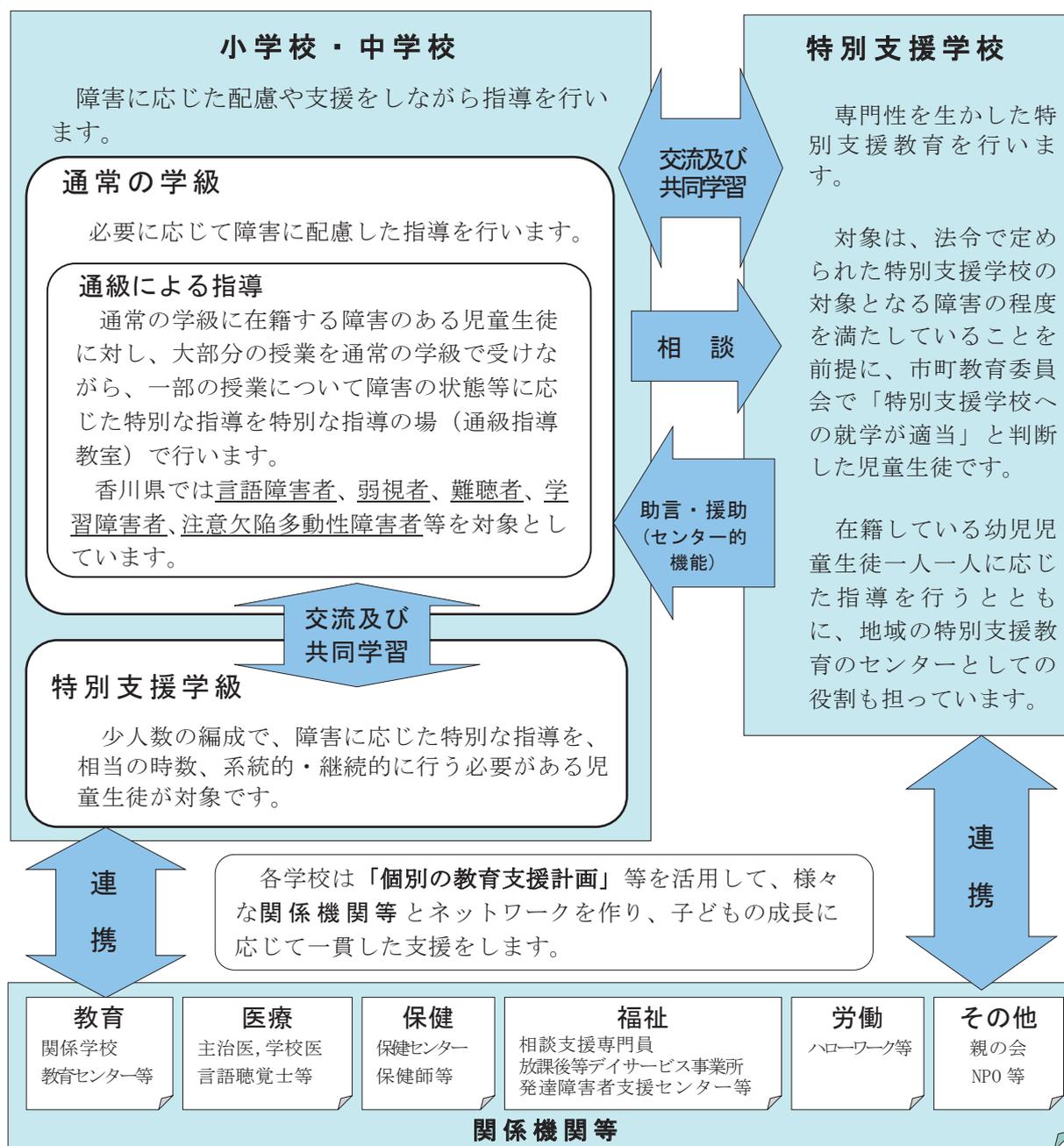
5-1 特別支援教育とは

指標 Aa1 教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。

特別支援教育の対象は、障害により教育上特別の支援を必要とする、通常の学級に在籍する児童生徒を含む全ての児童生徒であり、全ての教員が、特別支援教育に関する一定の知識や技能を有することが求められます。

特別支援教育は全ての学校において、障害により教育上特別な支援を必要としている児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものです。私たち教員は誰もがその役割を担っています。

では、実際にどのように進めていけばよいのでしょうか。まずは、特別支援教育の全体像を見ることを通してイメージをもち、明確な役割意識をもって臨めるようにしましょう。



5-2 通常の学級における特別支援教育

指標 Ba1 子どものかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。

～「困った子」から「困っている子」へ～ その児童生徒がわがまなのではない、児童生徒自身が困っている、という意識をもつことから支援は始まります。

1 支援は「気づき」から始まります

(1) 児童生徒理解の基本～視点が始点～

学校における支援の多くは、担任の気づきや保護者からの申し出で始まっています。担任から見て「困ったなあ」と感じる児童生徒は、実は本人が困っています。児童生徒の気になる言動は支援を求めるサインでもあります。障害の診断の有無に関わらず、児童生徒の学習上の困難さや生活のしづらさに着目し、できるところから支援をスタートさせましょう。

支援を考える際には、児童生徒の正しい理解が基になります。次のような視点で児童生徒を見てみましょう。

- 「興味・関心・好きなこと」はなんだろう？
→ 児童生徒とのよりよい関係づくりや、やる気を引き出すきっかけとなります。
また、できないことや気になることに目がいきがちですが、「～しかできない」から「～すれば～できる」と気になる言動の見方を変えることも大切です。
- 「気になる言動の要因・背景」はなんだろう？
→ その言動には必ず理由があります。「なぜそうなるのか」を考えることが指導・支援のヒントになります。例えば、最後まで課題を終えられないとき、手順が分からなくなってしまう場合と集中が続かない場合とでは対応が変わってきます。
- 「他に困っていること」はないのだろうか？
→ 気になる言動の一面だけに捉われず、一日を通していろいろな場面で全体的な様子を見るようにしましょう。
→ 本人の成長とともに、学年が進んで学習内容の理解が難しくなったり、友達関係が複雑になったりして表れる様子も変化するので、固定的に見ないことも大切です。

記録をつける

正しい児童生徒理解のためにも、まずは気づきをファイルしましょう。例えば、気になる言動はいつ、どんな状況の時に、どんな言動として起こるのかを記録していくと、一つ一つのエピソードでは見えなかった傾向に気付くこともあります。

(時間割表を利用してチェックすると、教科との関連が見えることもあります。)

ここから、要因・背景を探る、対応策を講じるといった次のステップへ進みますが、“即解決”とはなかなかかならない現実もあります。次の手、また次の手…と考えるときにも、それまでの取組の記録は大切です。

【参考資料】

「すべての教員のための「特別支援教育」ハンドブック（リーフレット）」
(香川県教育委員会事務局 特別支援教育課 令和7年3月)



【<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/14796/handbookleaflet.pdf>】

(2) 特性の理解

特別な支援の必要な児童生徒には、特徴的な言動が目立つことがあります。医師による障害の診断の有無に関わらず、気になる言動の背景を考えるとときに、これらの特性がヒントとなってきます。

① 学習面で気になる児童生徒

知的発達に遅れがないにも関わらず、聞いたり話したりすること、読んだり書いたりすること、計算すること、推論すること等の能力のうち、特定のものが極端に苦手なことがあります。また、記憶や認知に特有の困難さがあると言われていています。文字や言葉による情報を、脳の中で整理したり、関係付けたり、表出したりすることがうまくできないということです。

そのため、通常の方法で練習を繰り返しただけでは、十分な成果が上がりなかつたり定着が悪かつたりします。

このような様子の児童生徒は授業中ぼんやりしていたり、いくら練習しても定着しなかつたりすることから、努力不足と見られてしまいがちです。

個々の記憶や認知の特性を理解し、その児童生徒に合った指導・支援を工夫することによって学習への意欲を高め、自分の得意な学び方を身に付けられるようにすることが大切です。



特徴的な様子と支援の例

- 個別に言われると聞き取れるが、集団指示では難しい。
→ 注意が向いたことを確認し、具体的に指示しましょう。文字による指示等、分かりやすい方法を試してみましょう。
- 思いつくままに話すなど、筋道の通った話をするのが難しい。
→ 時間経過や順序に沿っていったんカード等にまとめてから話すようにしてみましょう。
- 文中の語句や行を飛ばしたり、繰り返して読んだりする。
→ 読む部分だけを見ることができると手立てを講じましょう。例えば、文字を指で追いつながりながら読んだり、定規を当てながら読んだりするなど、よりよい方法を探りましょう。
- 黒板の文字を正確に写せない。
→ 黒板と同じ手本を手元で見せたり、書く文章を声に出して読みながら書いたりしましょう。それでも困難な場合は、穴埋めプリントを配布したり写真で黒板を記録したりすることも考えてみましょう。
- 筆算の桁がずれるなど、計算ミスが多い。
→ 手順を言葉で言いながら計算したり、マス目を使って計算したりするようにしましょう。
- 物事の因果関係を理解することが難しく、問題の意味が理解できない。
→ 具体物や絵、図等を使いながら、言葉や式につないでイメージをもちやすくする活動を多くとりましょう。

② 行動面で気になる児童生徒

気が散りやすく（不注意）、落ち着きがない（多動性）、しかも、何かに駆り立てられるかのように衝動的な行動をとる（衝動性）ことがあります。また、忘れ物が多い、身の回りの整理ができないこともあります。好きなことに熱中しているときは落ち着いています。そうでない時には自分の行動をコントロールすることが困難な場合があります。

このような様子が、学校生活や家庭生活等、複数の場面で見られます。

このような様子の児童生徒は、様々なことに関心をもち、行動力がある反面、一つのことがやり遂げられなかったり、気持ちが抑えられなかったりするなど、行動面の課題が目立ちます。

よさを認め、活躍する場を用意しながら、苦手なことへの取り組み方や集団生活のルールを、具体的に繰り返し指導し、身に付けられるようにすることが大切です。



特徴的な様子と支援の例

（不注意）

- 気が散りやすい。
→ 注意が向いたことを確認した後、短く、具体的に指示しましょう。
- 忘れ物が多い。
→ 学習用具のチェックリストやファイルでの管理等、確認できる方法を一緒に考えましょう。

（多動性）

- 落ち着きがなく常に手足を動かしたり、着席していても、もじもじしたりする。
→ まず、どのような時に動きが増すのか確認しましょう。
→ 「〇分」といった目標を立て、着席できたら「よく頑張ったね」という言葉かけやシール等の本人に伝わりやすいご褒美を用意しましょう。タイマー等で時間の見通しをもてるようにすることも有効です。
→ また、体を動かすことで自身の集中を保つことができていることもあるので、他者に迷惑がかかっていないのであれば、ある程度許容する視点も必要です。
- 授業中に席を離れてしまう。
→ どの授業で、どのような時に席から離れるか記録し、その結果を基に対策を考えてみましょう。何もせずに待つという場面が減るよう、取り組む内容や休憩等を調整してみましょう。

（衝動性）

- 質問が終わらないうちに出し抜けに答えてしまう。
→ 授業や活動のルールを具体的につくり、視覚的に掲示したり、その都度確認したりするなど、適切な行動を繰り返し経験させましょう。ルールづくりは、周りの児童生徒にとっても有効です。

③ 対人面で気になる児童生徒

相手の気持ちを察したり、周りの状況に合わせて行動したりすることが苦手です。また、程度の差はありますが、様々な事柄にこだわりを示す傾向があります。そのため、対人関係やコミュニケーションのトラブルが起こりがちです。

このような様子の児童生徒は、自分の世界をもっており、好きなことや得意なことに集中して取り組めます。半面見通しがもてないことに強い不安を感じたり、言葉を字義どおりに受け止めたりするなどの特性から、不安な気持ちで学校生活を送っていることもあります。

見通しがもてるように具体的に情報を伝えたり、正しい行動を教えたりして、集団の中で生活する力を身に付けられるようにすることが大切です。



特徴的な様子と支援の例

- 集団行動がとれずに、勝手な行動をとる。
 - 全体に指示を出した後、もう一度個別に指示を出したり、図や文字を用いた視覚的な手がかりを示したりして、見通しがもてるようにしましょう。
- 含みのある言葉や冗談を言われても分からず、言葉どおりに受け止めてしまうことがある。
 - 紛らわしい表現は避けること、抽象的な表現は使わないこと等に留意し、簡潔で明確な言葉をかけましょう。
- 自分なりの日課や手順があり、変更や変化を嫌がる。
 - あらかじめ分かっている変更や変化があるときは、不安を軽減するため、できるだけ早めに情報を提供し、変更等に対応する心構えがもてるように配慮しましょう。
- パニックになる。
 - パニックになったときは、まず本人や周囲の児童生徒の安全を確保しましょう。落ち着くための場を準備するなどして、落ち着くのを待ちましょう。不要な言葉かけは逆効果になることもあります。
 - 落ち着いた後で振り返りの時間をとり、正しい行動を一緒に考えましょう。原因を探り、パニックを防ぐ配慮を考えておきましょう。

支援のポイント

特別な教育的支援が必要な児童生徒は、これまでにうまくいかなかった経験が多いため自信を失い、自尊感情が低くなっている場合があります。「何をやってもうまくいかない」「できそうな気がしない」という気持ちから、活動そのものに参加しない場合もあります。苦手なことでも支援を受けたり、手段を変えたりすることで成功するという経験を積み重ね、やる気と自信を育みましょう。

また、間違った言動には毅然とした態度で対応するとともに、そのような言動に至った気持ちを共感的態度で受け止めながら、適切な言い方や行動を教えていくことも大切です。頑張ったことを認め、褒めることで「自分は頑張れる人間だ」「よりよい人間になりたい」といった気持ちを育てます。

2 指導の工夫について、考えてみましょう

学校生活の中心は授業です。児童生徒それぞれの困難さは違っていますが、一人一人の「分かった、できた」という実感につながる授業になるよう工夫していきましょう。

ここで大切にしたいことは、集団を意識することです。「一人一人に」というと、つい個別指導の視点になりがちですが、集団の中で自分の力を発揮できる児童生徒に育てていくことが目標です。まずは土台として、どの児童生徒も安心して学ぶことができる学級、居心地のよい学級をつくりましょう。一人一人の違いを認め支え合うことのできる学級、困っていることを伝えられる学級をつくることで、学級全体の学びの力が育ちます。

(1) 学級づくり

基本的な考え方は「**3** 学級経営」に示しています。そこに、気になる児童生徒への支援として次のような視点を加えましょう。

- 目標やルールをつくり、分かりやすく示す。
 - 掲示していつでも見ることができるようしておきましょう。あらかじめ分かっていたら、意識してできることもたくさんあります。自分で行動を調整する習慣を身に付けられるようにしましょう。
 - 評価も大切です。結果と同じように過程もしっかり評価しましょう。その際、本人に伝わりやすい称賛の仕方（ごほうびシール帳等）を工夫しましょう。また、「だめ」と言うだけではなく「こうすればいいよ」と正しい行動を伝えると行動の改善につながります。
 - 教員もルールを大切にし、対人関係を築くよいモデルとなりましょう。一人一人を大切にする気持ちは周りの児童生徒にも伝わります。
- 学習環境の調整をする。
 - 学習の妨げになる刺激は、できる限り取り除きましょう。例えば、教室前面から掲示物をできるだけなくして教員や黒板に集中しやすくするなどです。
 - 座席は、「教員がすぐに声をかけられる」「モデルとなる友達が近くにいる安心できる」等の必要性を考えて決めましょう。

(2) 授業づくり

一斉指導中での個別対応を考えましょう。児童生徒のつまずきの把握の仕方や対応の手立てについては、特別支援教育コーディネーター等に相談するとよいでしょう。

- 授業の流れを工夫する。
 - 授業の目当てをしぼり、板書や掲示で分かりやすく提示しましょう。その際、復唱させるなどして意識付けるとよいでしょう。
 - 作業的課題や操作的課題を取り入れる、動画を視聴する、グループ活動をするなど、授業に変化をもたせると学習への集中が続きやすくなります。
- 教材・教具を工夫する。
 - 量と質、両方の視点で考えましょう。情報量が多すぎると、どこを見ればいいのか分からない状況になる児童生徒がいます。例えば、大きな資料を使う場合は、学習内容ごとに切り取ったものも用意しておく、道具の準備ができたか隣同士で確認する時間をとるといった配慮が必要です。また、ノートは板書と連動するように書き取り方を決めておくといったことも有効です。
- 指示や発問等、分かりやすい、答えやすい言葉かけを工夫する。
 - 教員の意図が伝わっているかどうかをまず確認しましょう。また、特性に合わせた対応も必要です。例えば、他人の立場に立って考えることが難しい児童生徒は、「主人公の気持ちはどうだった？」の発問に答えられないことが想定されます。そのような時は、①自分で考えるためのヒントを提示する、②答えを選択肢から選べるようにする、③○×で答えられるような発問をする、等の対応の段階が考えられます。

5-3 支援を広げる・つなげる

指標 Cb1 保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかわりを持つ。

「困っている児童生徒を何とかしたい」と、一人で抱え込まないことが大切です。多くの目を見て考えると、その子の違った面が浮かび上がり、必要な支援のヒントとなることもあります。

児童生徒が困っていることに気付いたら、担任として「自分が何とかしなくては」と思うことでしょうか。できれば、一番に気付くのは児童生徒のすぐ近くにいる担任であってほしいと思います。そして、早々に支援をスタートさせましょう。

ただ、「自分だけで何とかしなければ」と考える必要は全くありません。様々な立場からの考えを聞き、よりよい支援にしていきましょう。

1 校内では、どのように連携していけばよいのでしょうか

児童生徒の気になる言動に気付いたら、クラスに関係する同僚、特別支援教育コーディネーターや学年主任等に相談し、一緒に言動の背景や支援を考えましょう。専科教員、少人数担当教員、教科担任、部活動担当者等、多くの目から見た姿を教えてください。児童生徒に関わる教員が同じ対応をしなければならない場合は、校内委員会を開いて、対応の方針をまとめていきましょう。

個別の指導計画に指導・支援の方針や目標を記入しておくといよいでしょう。支援の目標がより明確になります。また、児童生徒の様子を教職員間で共有したり、次の学年や進学先へ支援をつなげたりするツールとしても役立てることができます。通常の学級に在籍する児童生徒においても、特別な支援を必要とする場合には個別の指導計画を作成しましょう。

2 保護者とは、どのように連携していけばよいのでしょうか

学校で気になる言動があっても、家庭では問題ないと保護者が考えている場合があります。また、口には出さなくても「どこか周りの子と違いがあるような…」と不安を感じている保護者もいます。学校での子どもの様子と取り組んでいる支援を根気よく伝えながら、保護者の気持ちに寄り添っていくことで、児童生徒の育ちを共に考えていくための連携が生まれます。

また、専門機関（p. 80 関係機関参照）が児童生徒の支援に関わっている場合があります。保護者を通して情報をやり取りし、支援の目標や内容について個別の教育支援計画にまとめましょう。個別の教育支援計画は、児童生徒一人一人の教育的ニーズを家庭や関係機関が共有し、連携した支援を行うためのものです。支援者が役割を分担し、チームで関わっていくとする姿勢を大切にしながら、支援を進めていきましょう。

まると支援する

発達障害を含む障害のある児童生徒については、学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業までの一貫した支援を行うことが重要です。児童生徒の過ごす場所は、学校、放課後の活動、家庭等多岐に渡り、医療機関や福祉機関を利用している場合もあります。

児童生徒の発達は生活の中にあります。児童生徒の生活の場をしっかりとつないで生活をまると視野に入れて支援していく、そのような心構えで指導・支援に臨みましょう。

支援が必要な児童生徒への対応 Q&A

Q 3年生の児童です。言葉かけをしてもなかなか学習の準備ができません。特に音楽等、教室移動がある学習の準備に時間がかかり、必要な学習道具を全てそろえることも困難です。授業終了後は、机の上に学習道具を出したままで、次の行動に移ってしまいます。また机の上で収まりきらず、机の周囲に物が落ちていることもよくあります。このような児童に対して、どのように指導すればよいのでしょうか。

A 学習用具の準備や片付けができない原因はいろいろあり、それによって対応が変わります。

1 自分が今、何をするかという意識が弱い

このような児童は、準備や片付けをしている途中で注意がそれて、別のことを始めてしまいます。この場合では学習のルールをしっかりと教える必要があります。

学習用具の準備・片付けのタイミング(授業開始と終了のルール)を明確にし、一貫させることで定着を図ります。例えば、①授業の終わりの挨拶の前に学習用具を全て片付け、次時の準備をしてから終わりの挨拶をする、②終わりの挨拶の後、机の上に何も置かないという約束をして、机の上の物をしまう、③授業開始の挨拶の後、教員の指示で準備をする、等です。指示の際には、児童の特徴に合わせて、言葉だけでなく文字カードや実物を見せるなど、分かりやすい提示を工夫してみましょう。これらのルールは、学年段階に応じた見直しが必要ですが、全校的にあるいは学年全体で統一することが望ましく、学校全体での共通理解が不可欠になります。

2 学習に必要な物が理解できていない

見通しをもって行動することが苦手な児童の場合は、今必要な物とそうでない物を分けることが難しいことがよくあります。このような児童には、何を準備したらよいか確認できるよう準備物リストを提示するとよいでしょう。最初は個別の言葉かけ、次に掲示を見るように言葉かけ、最後に自分で掲示を見て確認するといったように、スモールステップで指導します。また、教科ごとにブックバンドでまとめておくという方法もあります。音楽等の教室移動がある教科は、まとめたものをカバンに入れて持って行くのもよい方法です。

【例：準備物リスト】

<音楽> 教科書 ファイル リコーダー 筆箱

3 空間認知能力が弱い

机の上に学習用具を整理して置くのが難しい原因として、空間認知能力の弱さがあります。この場合、机の上の一定の位置に収まるように整理して置くことは難しくなります。机の上に整理して置けない児童には、学習用具の机の上への並べ方を掲示すると分かりやすくなります。また、鉛筆を頻繁に落とす児童には、使ったら必ず筆箱に入れる習慣をつけさせることも大切です。さらに、筆箱を頻繁に落とす児童の場合は、鉛筆一本と消しゴムだけを机の上に置くようにさせ、消しゴムを鉛筆の横に置くことにより、鉛筆の落下を防ぐことができます。

事例研究 4 - 2 「特別支援教育上の事例」(中学校編)

支援が必要な児童生徒への対応 Q & A

Q 学級の友達が掃除をまじめにしない、給食を食べるのが遅い等が気になり、強い口調で注意します。また、自分のことが話題になると、悪口を言われているのかと勘違いして怒り出すなどのトラブルが絶えません。このようなカッとなりやすく、感情のコントロールがうまくできない生徒に対して、どのように指導すればいいのでしょうか。

A 衝動性の強い生徒は、周囲の言動に対してすぐにカッとなり、それがもとでトラブルを起こすことがあります。自分で怒りの感情や衝動をコントロールする力が弱いのです。そこで、相手を傷つけたり、人間関係を壊したりしないように、感情や衝動をコントロールする適切な方法をトレーニングによって身に付けさせていく必要があります。まずは、授業として学級全体でスキルを確認していきます。

【スキル獲得のための授業の進め方】

- 1 「怒りはどんな時に起きるか」「体にどんな変化が起こるか」を考える
相手と自分に影響を与えた体験を思い出す。
○ 「怒り」を我慢するのではなく、うまく感情をコントロールすることが大事だということに気付かせる。
- 2 四つの怒りのコントロール法を教える
○ 深呼吸を繰り返す。「大きく息を吸って、ゆっくり吐き出す。」
○ 数を数える。「5、4、3、2、1。 はい、落ち着きます。」
○ 自己会話をする。「落ち着いて。大丈夫。」
○ 心地よいイメージを思い浮かべる。「目を閉じて、海にぷかぷか浮いている自分を思い浮かべましょう。」
- 3 自分に適したコントロール法を考える
場面をいくつか想定して、その対処法を考える。
○ 4、5人のグループになり、各自のコントロール法を発表する。
○ それぞれの対処法のよさを話し合わせ、対処法の多様性に気付かせる。
- 4 チェックカードでチェックし、スキルの定着化を図る
○ 「気持ちのコントロール」チェックカードを活用する。

月 日		記 入 欄
気持ちを上手くコントロールできた時は、 どんな時ですか		
どのような方法で コントロールしましたか。 (うまくできたら○)	深呼吸	
	数を数える	
	自己会話	
	心地よいイメージ	
感じたことを書こう		

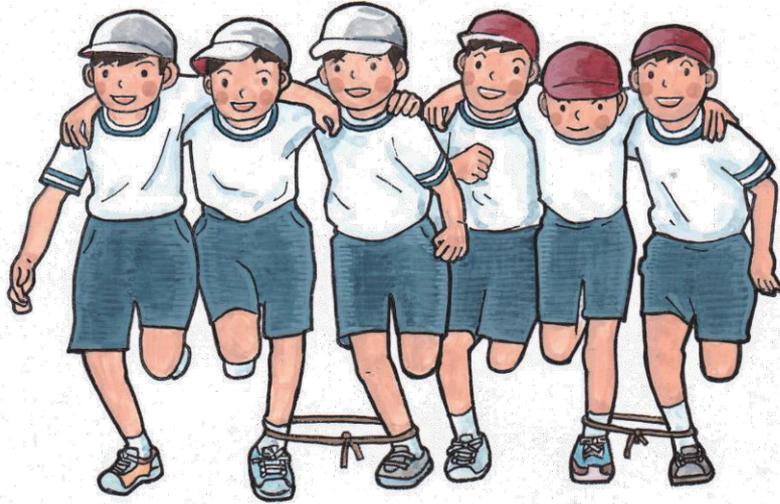
※ 事例は「教員のための特別支援教育ガイドブック」(香川県教育委員会特別支援教育課 2009年3月)より抜粋しています。このガイドブックは、就学前・小学校・中学校・高等学校と、それぞれの発達の段階に応じた内容に加え、「全般」を加えた構成で、93の事例について紹介しています。

特別支援教育課のWebサイトからダウンロードできます。



6

学校安全



子どもが心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いです。

安全な社会を実現することは、全ての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことです。

安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態のことです。

しかし、学校で起きる事件・事故災害はなくなり、また、それらにより尊い命が失われるということも発生しており、学校安全と危機管理の更なる充実が求められています。

そのため、個人や社会は、安全は言うに及ばず、安心をも強く求めるようになってきており、実際多くの自治体で安全に関する条例等を整備するなどしています。

このように、学校安全の果たす役割の重要性は、ますます高まっています。

6-1 危機管理体制

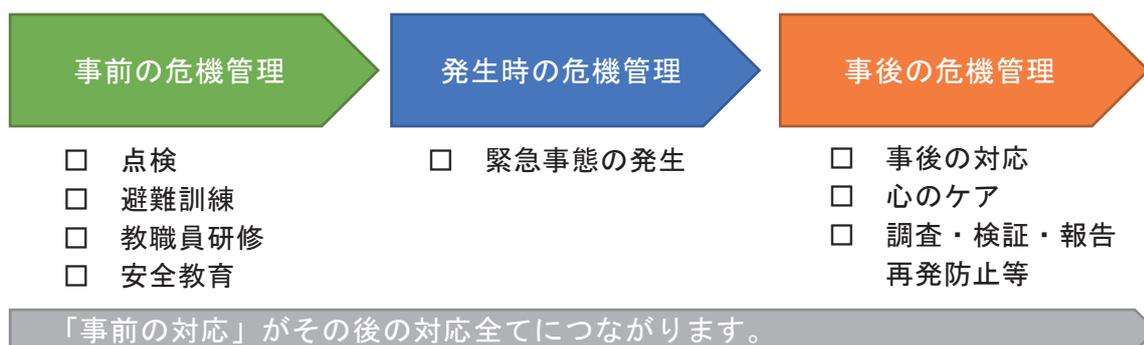
指標Cc1 学校で起こり得る多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。

突発的な事件や事故、自然災害の発生に備えて、一人一人の教員に的確で迅速な対応が求められます。

1 学校の危機管理の目的とは、どのようなことでしょうか

学校の危機管理の目的は、児童生徒や教職員等の生命や心身等の安全を確保することです。そのために、危険をいち早く発見して事件・事故災害の発生を未然に防ぎ、児童生徒や教職員等の安全を確保することが最も重要です。万が一、事件・事故が発生した場合でも、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、さらには、事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じることができるよう、学校の危機管理体制を確立しておくことが重要です。

2 学校における危機管理には三段階あります



(1) 事前の危機管理

事前の危機管理とは、安全な環境を整備し、事故等の発生を未然に防ぐとともに、事故等の発生に備えることです。万が一に備え体制をつくっておくことや、学校内や通学路等の点検、避難訓練、教職員研修、安全教育等がこれにあたります。

(2) 発生時の危機管理

発生時の危機管理とは、事故等の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えることです。学校内外の様々な事故や学校への不審者侵入、通学路での不審者遭遇、交通事故、食中毒や感染症、火災や気象災害、地震や津波、また近年増加しているインターネット上の犯罪被害等あらゆる事項に対処する必要があります。

(3) 事後の危機管理

事後の危機管理とは、危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開等、通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図ることです。

3 学校の危機管理における体制づくりには、どのような意義があるのでしょうか

学校の危機管理では、体制づくりが重要です。学校の危機管理体制においては、校長が責任者となり、安全担当の教職員等が中心となって活動を推進します。もちろん、学校の危機管理体制には全ての教職員の参加が必要であり、教職員はそれぞれの状況に応じて、平時から役割を分担し、連携を深めながら活動を進めていく必要があります。

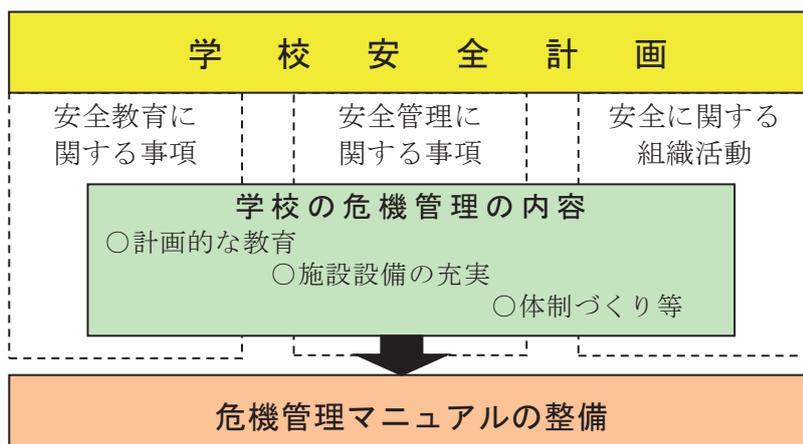
また、教育委員会をはじめ、警察等の地域の関係機関・団体との連携を確立し、迅速に連絡を取り合うこと、協力し合うことが可能な体制を作っておくことが大切です。

さらに、保護者や地域住民も、危機管理体制において重要な役割を果たします。学校内外における安全教育を通じて、児童生徒に自他の安全を守る態度を養い、自分自身で危険に気付き、それを回避する能力を育てることに加え、保護者や地域住民に対して危機管理への理解と協力を求めることも、児童生徒や学校の安全確保にとって不可欠な活動です。

4 学校安全計画と危機管理の内容について、確認しましょう

適切な危機管理を行うためには、綿密に計画を立案しておく必要があります。学校では、安全に関する計画として学校安全計画が策定されています。学校安全計画には、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項及び安全に関する組織活動が含まれます。したがって、危機管理の内容は、これら三つの事項にまたがって整備される必要があります。

なお、「学校保健安全法」第3章第27条には、「学校安全計画の策定等」が明記されています。また、「学校の施設及び設備の安全点検」、「児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導」、「職員の研修」の3項目が、必要な記載事項として位置付けられています。

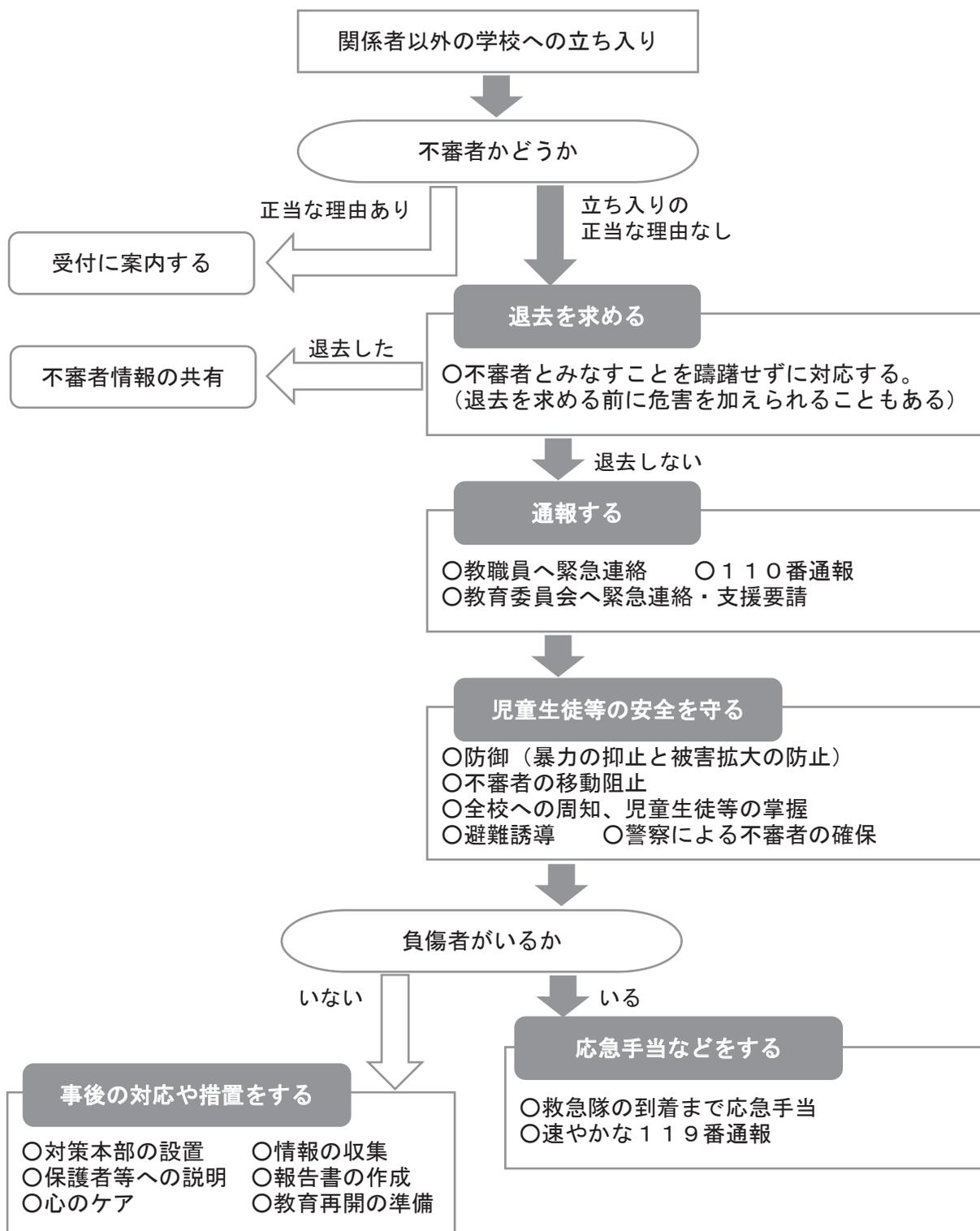


6-2 不審者に対する危機管理体制の例

指標Cc1 学校で起こり得る多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。

校内に不審者が侵入したり、校外で不審者に遭遇したりした場合、冷静にしかも安全で適切な対応が求められます。

1 校内への不審者の侵入に対し、どのような対応をすべきでしょうか



2 登下校時の児童生徒の安全は、どのように確保すべきでしょうか

(1) 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底

登下校時の児童生徒の安全を確保するためには、まず可能な限り安全な通学路を設定することが重要であり、それでも排除できない要注意箇所については、しっかりと把握し、関係者が共通認識しておくことが求められます。

- ① 安全な通学路の設定と定期的な点検の実施
- ② 通学路における要注意箇所等の把握と周知徹底

(2) 登下校時の児童生徒の安全管理の徹底

学校や地域の実情に応じ、安全な登下校方策を策定し、地域全体で見守る体制を整備するとともに、登下校のルートや時間等に関して、警察や地域の関係団体等と情報を共有しておくことが、通学路に不審者を近づけない、あるいは犯行に及ばせないための重要な要素です。

- ① 安全な登下校方策の策定・実施
- ② 児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備
- ③ 登下校のルートや時間等に関する警察や地域の関係団体等との情報の共有

(3) 児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全教育の推進

児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、様々な機会を通じて危険予測能力や危険回避能力を身に付けさせることが必要です。

特に、小学校低学年の児童については、登下校時にも様々な危険があり、知らない人に声をかけられて犯罪に巻き込まれたり、定められた通学路以外の道を通って犯罪に巻き込まれたりする可能性があること、また、通学路の近くにも危険な箇所があり、近づいてはいけないことなどについて、しっかりと理解させる必要があります。

- ① 通学安全マップの作成等を通じた指導
- ② 防犯教室等の実施
- ③ 万一の場合に対処するための指導



(4) 不審者等に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没や児童生徒への声かけ事案等について、警察と連携を取りながら、学校と保護者、地域の関係団体等で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくことが重要となります。

(5) 警察との連携

登下校時の児童生徒の安全を確保する上では、警察との連携が不可欠です。学校警察連絡協議会等を通じた平常時の情報交換や防犯教室・防犯訓練への参加、不審者に関する情報の共有等、様々な場面と様々な段階で連携を進めていくことが必要です。

6-3 火災や自然災害に対する危機管理

指標 Cc1 学校で起こり得る多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。

火災や南海トラフ地震等の自然災害に備え、実効性のある避難訓練や防災教育を行きましょう。

1 災害の種類と、その対応について確認しましょう

(1) 火災

学校または学校付近からの出火の際には、まず、発見者が他の教職員や周囲に火災発生を伝えます。あわせて、消防署へ通報し、可能ならば初期消火を試みます。児童生徒に対しては、動揺を抑え、安全に避難させます。また、負傷者には応急手当を行います。

防火体制としては、例えば、防災本部を設け、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護等の役割分担に応じて、全教職員が対応します。

(2) 地震、津波

地震は突発的であるため、発生時の児童生徒の動揺は極めて大きく、室外への飛び出し等混乱状態を引き起こすことがあります。したがって、まず教職員は、冷静さを失わず的確に指示を与え、混乱状態を沈静化させる必要があります。

地震の場合の避難は、震動がおさまった後、校内の防災本部の指示及び避難要領に従って迅速かつ安全に行います。その際、残留者や負傷者について確認します。また、負傷者には応急手当を行い、防災本部へ連絡します。また、津波、土砂崩れ、ガス管の破裂、運動場の地割れ、液状化現象等二次災害の原因となる状況が発生し得るので、特に留意しましょう。

(3) 集中豪雨や風水害

集中豪雨や風水害等の災害発生に対しては、教育委員会や関係機関等と連携を図り、児童生徒の緊急下校や避難の措置をとります。緊急下校の際には、通学路の安全を確認し、家庭と連絡をとるなどして、下校の時機やその方法を的確に判断する必要があります。

また、始業前の場合には、登校の可否を決定し、他の必要事項とともに、その旨を家庭へ連絡しなければなりません。

2 「南海トラフ地震」に備えましょう

今後 30 年以内に 60%～90%程度以上の確率で発生が予想されている南海トラフ地震に対して、継続的に対策を整える必要があります。激しい揺れから身を守り、学校や通学路付近の地すべりや津波から身を守るためには、防災教育を行い、知識として学習するとともに、学習効果を高めるために実効性のある避難訓練を実施する必要があります。

また、地震は学校での活動時だけに発生するものではないので、家族と話し合い、避難場所・避難経路の確認を行っておくことも併せて指導する必要があります。

6-4 学校における安全管理

指標Cc1 学校で起こり得る多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。

児童生徒が安全で快適な学校生活を送るために、施設設備の定期点検及び臨時の点検が大切です。

1 安全管理には、どのような意義があるのでしょうか

安全管理の意義は、児童生徒等の安全を確保することだけにとどまらず、児童生徒等がより安全な行動を意思決定したり、行動選択したりすることにもつながる点にあります。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければなりません。安全点検の確実な実施を促すために、実施方法等については、学校保健安全法施行規則に定められています。

2 安全点検の種類と方法を確認しましょう

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等について	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は、学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない (規則第28条第1項)
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、遊具、屋上等	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則第28条第1項)に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会等の学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災等の災害時 ・近隣で危害の恐れのある犯罪(侵入や放火等)の発生時等	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う (規則第28条第2項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない (規則第29条)

※ 通学路等の安全点検も、保護者や地域の方々の協力を得て定期的に行う必要があります。

7

学校保健



保健室は、いつでも、誰でも、どのような理由でも訪れることができる場所。
転んで、ひざこぞうをすりむくように、心もすりむけることがある。
かぜをひいて、熱が出るように、心もときどき熱を出して、苦しくなるときがある。

子どもの心に寄り添い、痛いところに手を当てたり、毛布をそっと掛けてあげたり…
子どもの心がほぐれてくると、

「先生、あのね…。」

「そうだったの。」

心が少し軽くなると、

「先生、ちょっと行ってみる。」

と自分で席を立つ。

保健室を出て行く背中に、エールを送り、見送る。

「行ってらっしゃい。」

7-1 健康観察

指標 Ba1 子どものかかわりを通して、子どもの発達の段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。

学校生活の様々な場面において健康観察を行い、健康状態を把握するとともに、その状態に応じた確かな対応をすることが重要です。

健康観察は、学校保健安全法の第9条（保健指導）に「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。」と規定されています。

1 健康観察の大切さについて考えてみましょう

毎日の学習活動を進める上で最も基礎的な条件は、児童生徒の健康状態です。学習指導も生活指導もこの時点からスタートすべきであると考えられます。

健康観察の目的は、以下のとおりです。

- ① 子ども的心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。
- ② 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- ③ 日々の継続的な実施によって、子供に自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

2 健康観察は、「いつ・誰が・どのような視点」で行うべきでしょうか

学校における健康観察は、学級担任や養護教諭が中心となり、教職員との連携の下で実施すべきものであることから、全教職員が共通の認識をもつことが重要です。

	時 間	主な実施者	主 な 視 点
学校における健康観察	朝の会 帰りの会	学級担任（HR 担任）	登校の時間帯・様子、朝夕の健康観察での表情・症状
	授業中	学級担任及び教科担任等	心身の状況、友人・教員との人間関係、授業の参加態度
	休憩時間	教職員	友人関係、過ごし方
	給食(昼食)時間	学級担任（HR 担任）	食事中の会話・食欲、食事摂取量
	保健室来室時	養護教諭	心身の状況、来室頻度
	部活動中	部活動担当職員	参加態度、部活動での人間関係、体調
	学校行事	教職員	参加態度、心身の状況、人間関係
	放課後	教職員	友人関係、下校時の時間帯・形態

【文部科学省「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」（平成21年3月）より】

- 記録簿作成上の留意点
 - ・ 観察項目を精選する。
 - ・ 簡便で、持続できるものにする。
 - ・ 集計しやすいものにする。
 - ・ 個人情報保護の観点から、取扱いには十分留意する必要がある。

朝、健康観察を行うとき、下記のようなことに留意しましょう。

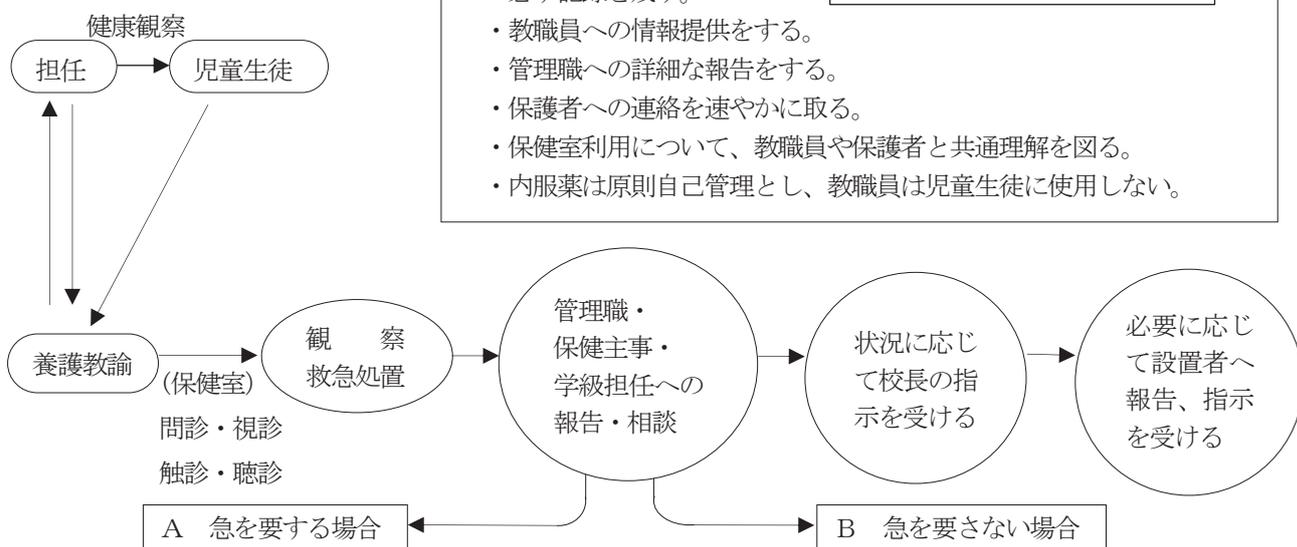
- 欠席 ○遅刻 ○心身の健康状態
 - ・ 他覚症状
(例) 普段と変わった様子がある
元気がない 顔色が悪い せき等
 - ・ 自覚症状
(例) 頭痛 腹痛 発熱
目がかゆい のどが痛い等

3 結果の処理の仕方について、考えてみましょう

- 健康観察記録の活用方法
 - ① 感染症及び食中毒等の集団発生の早期発見に役立てる。
 - ② いじめ、不登校傾向、虐待等の早期発見に役立てる。
 - ③ 個々及び集団の健康課題を把握する資料とする。
 - ④ 健康相談・保健指導につなげる。
 - ⑤ 健康診断の資料とする。
 - ⑥ 家庭訪問時や保護者面談時の資料とする。
 - ⑦ 児童生徒理解のための資料とする。
 - ⑧ 休業中の保健指導計画等の参考資料とする。
 - ⑨ 学校保健計画立案の参考資料とする。



○ 健康観察後の対応



【参考：対応における注意点】

- ・ 必ず記録を残す。
- ・ 教職員への情報提供をする。
- ・ 管理職への詳細な報告をする。
- ・ 保護者への連絡を速やかに取る。
- ・ 保健室利用について、教職員や保護者と共通理解を図る。
- ・ 内服薬は原則自己管理とし、教職員は児童生徒に使用しない。

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1 家庭へ連絡し、保護者の来校を要請 | 1 安静にし、経過観察 |
| 2 救急病院への移送手配と保護者への連絡 | 2 教室へ戻し、授業継続 |
| 3 学校医の助言 | 3 引き続き、経過観察の継続 |

【文部科学省「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」(平成21年3月)より】

【(公財)日本学校保健会「学校における薬品管理マニュアル」-令和4年度改訂[追補版]- (令和6年8月)より】

7-2 健康診断

指標 Ca1 学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。

健康診断は、疾病や異常の発見だけでなく、健康の保持増進を図るための保健管理の中核となるものです。

児童生徒の健康診断は、学校教育法第12条、学校保健安全法第1条（目的）及び第13条（児童生徒等の健康診断）の規定に基づいて行われます。学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるといって大きく二つの役割があります。

健康診断では、計画・実施・事後措置の三つの内容が考えられます。健康診断の結果は、すべての児童生徒の健康の保持増進に役立てることが大切です。

【例：学校行事における教育活動として実践効果を上げている学校】

○ 計画と準備は、このようにして…

項目	要 点
計画の立案 (日程・方法・場所)	<ul style="list-style-type: none"> 立案責任者である保健主事に資料を提供し、実施計画案作成に協力する。 学年、学級、項目ごとに日程、方法を考える。 合理的な実施ができるよう、保健室、検査室の配置を考える。 ついでに配置や個人情報の共有方法等を検討し、プライバシーの保護や個人情報の管理に配慮する。
学校医・検査機関等との打ち合わせ	<ul style="list-style-type: none"> 保健主事と協力し、早めに日程調整を行い、実施内容等について連絡、協議をしておく。 個票を作成する。
資料の準備	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断票を準備する。 学級担任等より資料（保健調査、日常の健康観察、アンケート等）の提供を受ける。 学校生活管理指導表から要管理者の状況を把握する。
機器・用具の準備	<ul style="list-style-type: none"> 必要な機器、用具の点検を行い、必要数を準備する。 事前に学校医等の指示を受けて準備する。
検査補助者との打ち合わせ	<ul style="list-style-type: none"> 検査方法や計測機器等の使用方法、補助する際の留意事項等について、共通理解を図る。 記録方法を統一しておき、周知する。
事前指導	<ul style="list-style-type: none"> 学級活動（ホームルーム活動）等において、健康診断の目的や受け方等を指導する。 実施に関する資料を作成し、学級担任等に、目的、内容、日程等を知らせ、協力を得る。
保護者への通知	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断の目的、検査項目、実施日、実施学年、保健調査等の記入の仕方、検査にあたっての注意事項等を保護者に知らせる。 保健だよりや学級通信等で知らせる。

○ 実施に当たっては、このようにして…

項 目	要 点
検査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査等を実施する方法や役割分担、会場づくりや人の配置等の工夫により、プライバシーの保護に十分配慮する。 ・ 衣服を脱いで実施するものは、全ての校種、学年で男女別に実施する等の配慮を行う。 ・ 並ぶ、移動する、待つなどの場面を通して、望ましい社会的態度を育てる。 ・ 検査場所の明るさ、清潔、保温、ついで、出入口を考えて設定する。
学校医・学校歯科医等の検診	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検診中の連絡・調整に当たる。 ・ 検診の補助、観察、資料提供を行う。

○ 健康診断が終わったら…

項 目	要 点
未受検者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校医等に確認の上、保護者と連絡を取り、今後の対応を確認する。
事後措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防処置が必要な疾病や異常については、適切な保健管理と保健指導を行う。 ・ 結果を保護者に通知し、必要な検査や医療を受けるよう指示する。 ・ 学校医、学校歯科医の指導を受け、健康相談、経過観察を行い、指導を行う。 ・ 健康と認められる児童生徒についても結果を通知し、健康の保持増進に役立てる。 ・ 学習・運動・作業の軽減や停止、座席の配慮等について、学級担任等に依頼する。
結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結果を集計、分析し、統計資料等を作成する。 ・ 健康課題を把握し、保健教育の資料として活用したり、学校保健委員会等で取り上げて協議したりする。 ・ 情報の管理については、プライバシーの保護及び個人情報の管理に十分配慮する。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画、事前・事後指導、事後措置の状況、自校の健康課題と対策について評価を行う。

【(公財)日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」(平成27年8月)より】

養護教諭が中心となって行う健康診断ですが、教諭や栄養教諭も、その内容に関心をもち、協力して実施しましょう。



7-3 健康相談・保健指導

指標 Ba1 子どものかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。



児童生徒の心身の健康問題の多様化、複雑化に伴い、問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応していくことが求められています。

健康相談と保健指導については、学校保健安全法の第8条（健康相談）に「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。」、同第9条（保健指導）に「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。」と規定されています。

1 学校における健康相談について、確認しておきましょう

(1) 健康相談の目的

健康相談の目的は、児童生徒の心身の健康に関する課題について、児童生徒や保護者に対して、関係者が連携し相談等を通して課題の解決を図り、学校生活によりよく適応していけるように支援していくことです。

心身の健康課題を解決する過程で、自分自身で解決しようとする人間的な成長につながることから、健康の保持増進だけではなく教育的意義が大きいとされています。

(2) 健康相談実施上の留意点

- ① 学校保健計画に健康相談を位置付け、計画的に実施する。また、状況に応じて計画的に行われるものと随時に行われるものがある。
- ② 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の医療的見地から行う健康相談・保健指導の場合は、事前の打合せを十分に行い、相談の結果について養護教諭、学級担任等と共通理解を図り、連携して支援を進めていくことが必要である。
- ③ 健康相談の実施について周知を図るとともに、児童生徒、保護者等が相談しやすい環境を整える。
- ④ 相談場所は、相談者のプライバシーが守られるように十分配慮する。
- ⑤ 継続支援が必要な者については、校内組織及び必要に応じて関係機関と連携して実施する。

(3) 健康相談における養護教諭、学級担任等、学校医等の役割

健康相談は、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、学級担任等の関係者が連携をしながら、それぞれの専門性に応じて行います。

① 養護教諭が行う健康相談

養護教諭が行う健康相談は、児童生徒の健康に関して専門的な観点から行われます。養護教諭は、職務の特質から児童生徒の心身の健康問題を発見しやすい立場にあることから、いじめや児童虐待等の早期発見、早期対応に果たす役割や、健康相談や保健指導の必要性の判断、受診の必要性の判断、医療機関等の地域の関係機関等との連携におけるコーディネーターの役割等が求められています。

② 学級担任等が行う健康相談

児童生徒の現代的な健康課題が顕在化している中、特定の教職員に限らず、問題に組織的に対応していく必要があることから、学級担任等においても、教諭の立場から健康相談を適切に行うことが求められています。

学級担任等が行う健康相談の実施に当たってのポイントは、一人で抱え込まず、養護教諭をはじめ、関係者と連携し、児童生徒の心身の健康課題について情報の共有化を図り、組織的に対応することです。また、必要に応じて医療機関等と連携していくことが大切です。

③ 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等が行う健康相談

学校医等が行う健康相談は、受診の必要性の有無の判断、疾病予防、治療等の相談及び学校と地域の医療機関等とのつなぎ役など、主に医療的な観点から行われ、専門的な立場から学校及び児童生徒を支援していくことが求められています。

学校保健安全法施行規則では、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の職務執行の準則において、「法第8条の健康相談に従事すること」と規定されています。

2 学校における保健指導について、確認しておきましょう

(1) 保健指導の目的

個別の保健指導の目的は、個々の児童生徒の心身の健康課題の解決に向けて、自分の健康課題に気づき、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的・実践的な態度の育成を図るために行われるものです。

(2) 保健指導実施上の留意点

- ① 指導の目的を確認し、発達段階に即した指導内容に努め、学級担任等との共通理解を図っておくことが大切である。
- ② 家庭や地域社会との連携を図りながら実施する。
- ③ 教科等及び特別活動の保健の指導と関連を図っていくことが重要である。

(3) 養護教諭・学級担任等・学校医等が行う保健指導

児童生徒の現代的な健康課題に対して、学校が適切に対応することが求められていることを踏まえ、健康相談又は日常的な観察により健康上の問題があると認めるときは、養護教諭その他の教職員が相互に連携して保健指導を行うこととされています。

また、従来、学校医・学校歯科医が行う保健指導は、健康診断の事後措置としての位置付けが大きかったのですが、学校保健安全法施行規則では、学校医・学校歯科医・学校薬剤師のそれぞれの職務執行の準則に、「法第9条の保健指導に従事すること」と規定され、組織的に対応できるように、連携体制が整えられました。

【(公財) 日本学校保健会 教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引

—令和3年度改訂—(令和4年3月)より】

7-4 救急処置

指標 Cc1 学校で起こり得る多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。

指標 養 Cc1 学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。

事故災害発生に際して、児童生徒の生命尊重を第一とする適切な処置を講ずるため、救急体制を確立しておくことが重要です。

校内で事故が発生した場合、発見者が誰に連絡し、連絡を受けた教職員はどのような経路で救急車を迎えるかという、連絡・報告のルートを決めておく必要があります。この場合、医師の手当を要するものと要しないものを見極めて最善を尽くすようにしましょう。

1 緊急時の対応について、考えてみましょう

項 目	要 点
連 絡 法	<ul style="list-style-type: none"> 救急車を呼ぶ手順や、救急医療機関の電話番号、緊急時対応マニュアル等、緊急時の対応に必要な情報をまとめ、掲示しておく。 災害が発生した場合の連絡方法を明示しておく。
養護教諭の所在の明示	<ul style="list-style-type: none"> 常に養護教諭の所在が分かるように明示しておく。 養護教諭が校内に不在の場合には、あらかじめ責任者を決めておく。
薬品・器材等の整備 (AEDを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 必要と思われる薬品・器材等を常に確保し、整備しておく。 薬品の保管や管理については学校薬剤師の指導を受ける。 定期点検日、補充日を決めておく。
記 録	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の疾病、事故等の経過を記録し、危機管理体制の確認に生かすとともに、月別等に集計し指導に活用する。
指 導 助 言	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒のために、簡単な応急手当の方法を表示しておく。 全教職員に一般的な応急手当の方法を講習しておく。
訓 練 研 修 会	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員を対象に、事故等を想定したシミュレーション訓練や研修会を実施する。

2 実際の対応について確認しておきましょう

(1) 内科的対応

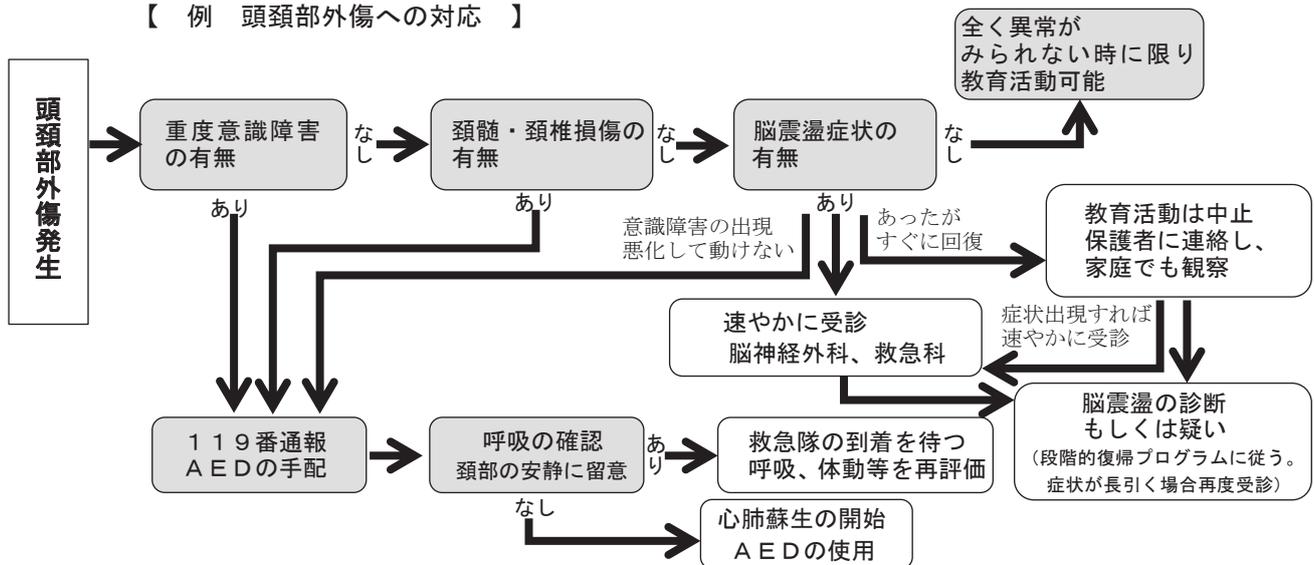
児童生徒の症状を把握し適切な処置をするためには、異常を早期に発見することが大切です。そのためには予想される病気を知っておく必要があります。

観 察 要 点	予 想 さ れ る 病 気 等
頭 痛	感冒、へん桃炎、副鼻腔炎、感染症初期 睡眠不足、疲労、肩こり、眼精疲労、ストレス 等
腹 痛	胃炎、腸炎、虫垂炎、 食べ過ぎ、生理痛 過敏性腸症候群、ストレス 等
けん怠感、めまい	睡眠不足、疲労、朝食抜き 等
悪寒、おう吐、食欲不振	胃腸障害、食中毒、脳貧血、頭部打撲 等

(2) 外科的救急処置

事故・災害等により傷病者が発生した場合には、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当、緊急連絡、救急要請等を行うことが重要です。このため基本の対応については、フロー図などの形で簡潔・具体的にまとめておくことが望まれます。

【 例 頭頸部外傷への対応 】



出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業
学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック
(フローチャート編)」令和2年12月

(3) 緊急時の対応の留意点

- 119番通報やAEDの手配をする。
- 他の教職員に協力を要請し、複数で役割分担をして対応をする。
- 救急車到着までに、意識の有無、出血の有無、呼吸、けいれん、吐き気等の状況に応じた適切な対応をする。
- 症状等の経過、学校が行った対応等を記録しておく。
- 事後措置として、過去と最近の健康状態、活動状況等を調べる。
- 心電図等の健康診断結果を調べる。
- 学校医等に状況を報告し、指導・助言を受ける。

- ※ 保健主事等と協力し、記録をまとめて管理職に報告する。
- ※ 迅速な判断、適切な対応ができるように常に自己研鑽に努める。

7-5 感染症・食中毒発生時の措置

指標 Cc1 **指標米 Cc1** 学校で起こり得る（食に関する）多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。

指標養 Cc1 学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。

感染症・食中毒発生の予防と対応に関しては、「学校保健安全法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて対応しなければなりません。

1 感染症・食中毒が発生した場合、どのように対応するべきでしょうか

感染症・食中毒が発生した場合、校長、学校医の指示及び保健所等の関係者の指導を受けて措置を行います。養護教諭の役割について、あらかじめ把握しておく必要があります。

(1) 学校における感染症の予防 → 「学校保健安全法施行規則」第 18 条から第 21 条を参照

(2) 学校における感染症の予防の実際

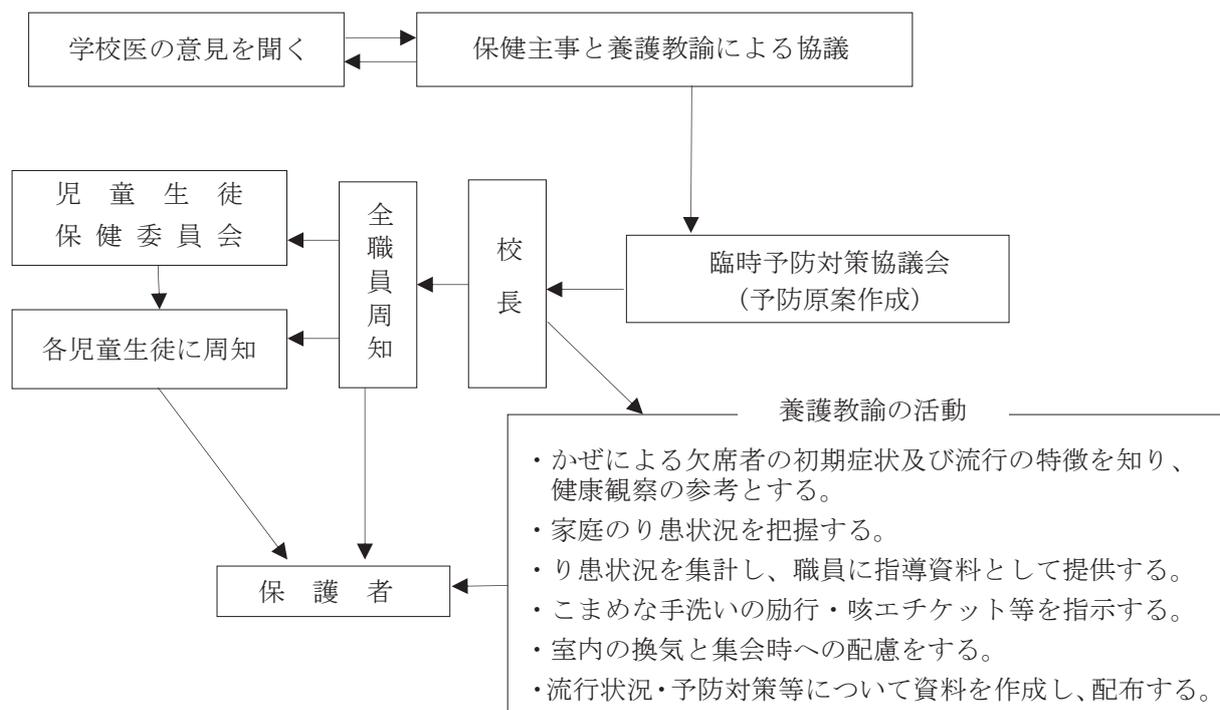
① 早期発見の方法…情報の収集に努めることが大切である。

【例：かぜによる欠席調査】

1 熱は何度ぐらい出ましたか。() 度ぐらい	4 鼻汁・鼻づまりは	ある・ない
2 熱は何日ぐらい続きましたか。() 日ぐらい	5 のどの痛みは	ある・ない
3 せきは	でる・でない	

② 事後措置の方法

【インフルエンザ発生時の措置例】



2 学校における感染症・食中毒の予防と発生時の対応について、確認しておきましょう 《発生の予防について》

(1) 健康管理の徹底、感染症・食中毒に関する知識の普及

- ・ 日常の健康観察、健康管理に努め、感染の予防と早期発見に努める。
- ・ 手洗いの徹底、ハンカチや衣服等の清潔、十分な休養、睡眠、規則正しい生活について指導する。
- ・ 常に健康に留意し、病状（下痢・腹痛・吐き気等）のある場合は、速やかに受診するよう指導する。
- ・ 感染症・食中毒に関する知識や予防方法について指導する。
- ・ 野外活動、学校行事、集団宿泊等で児童生徒が調理に携わる場合には、食材の入手、加熱、食器等の消毒、飲料水等に十分注意し、調理の際の衛生指導を十分に行う。

(2) 環境衛生管理の徹底

- ・ 飲料水の水質検査（定期及び日常検査）、施設・設備等の検査を実施する。
- ・ 手洗い場、便所等の清掃及び清潔管理の徹底に努める。
- ・ 水泳プールの水質検査、施設・設備等の安全管理の徹底を図る。

《学校における感染症としての取り扱いについて》

学校における感染症の種類と出席停止措置（「学校保健安全法施行規則」第18・19条）

感染症の種類(規則第18条)	出席停止の期間の基準(規則第19条)
第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ。）	第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）次条第2号チにおいて同じ。）結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。 ・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては、3日）を経過するまで。 ・百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 ・麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。 ・流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 ・風しんにあつては、発しんが消失するまで。 ・水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。 ・咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。 ・新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。（同法施行規則第18条第2項）
- ・ 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。（同法施行規則第19条第1項第4号）
- ・ 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。（同法施行規則第19条第1項第5号）
- ・ 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。（同法施行規則第19条第1項第6号）

【(公財)日本学校保健会「学校において予防すべき感染症の解説〈令和5年度改訂〉(令和6年3月)より】

【文部科学省 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)令和5年4月28日より】

7-6 保健室経営

指標 Ca1 学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。



児童生徒の健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められています。

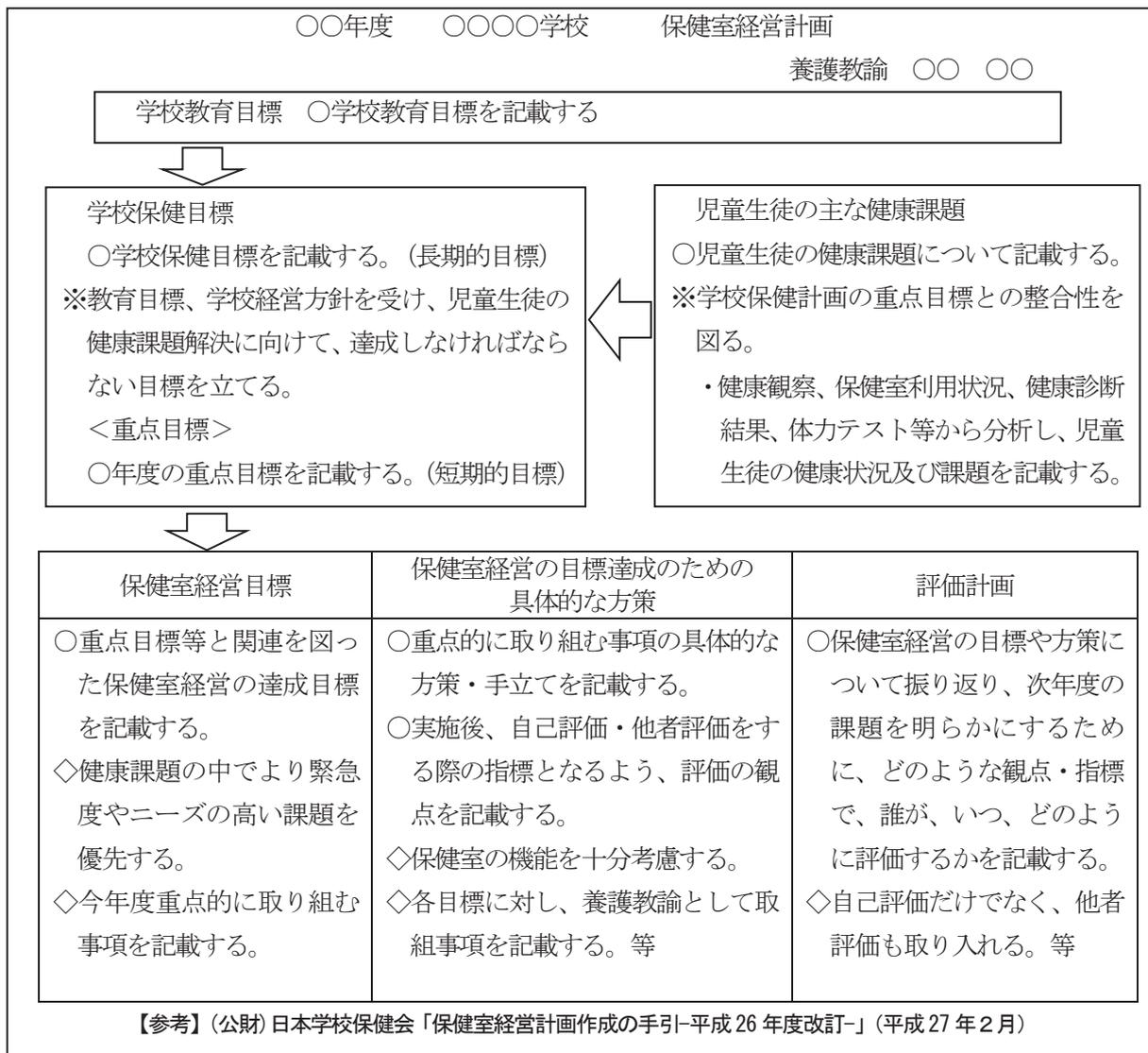
学校の保健室は、学校保健安全法第7条により、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、設けることとなっています。保健室の機能や学校保健活動のセンター的機能も含め、保健室経営を行うことが重要です。

1 保健室経営とは、どのようなことをいうのでしょうか

保健室経営とは、学校教育目標及び学校保健目標等を受け、その具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営することです。

学校全体に関わるとともに、学校・家庭・地域の連携のもとに推進していく必要があります。

2 保健室経営計画の様式(例)及び作成方法を確認しましょう



7-7 学校保健組織活動

指標 Ca1 学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。

学校保健は、学校保健担当者だけが携わるのではなく、児童生徒、全教職員、保護者、地域社会の人々と協力・連携することが重要です。

学校保健を学校教育の中で推進するためには、学校の規模や実態に応じた取組が必要です。また、学校保健委員会や児童生徒保健委員会を活性化させるとともに、家庭や地域社会と連携を図ることも大切です。

1 学校保健委員会、児童生徒保健委員会の在り方について、考えてみましょう

学校保健委員会

…保健主事が立案し、運営に当たる。学期ごとの実施が望ましい。

【参考資料】

- 学校保健計画
- 定期健康診断の結果
- 疾病、傷害に関する統計
- 体力と体格

等

【協議事項】

- う歯治療と予防対策
- 裸眼視力 1.0 未満の児童生徒に対する治療と予防対策
- 生活習慣に関する指導
- 肥満の実態と予防対策
- 性に関する指導
- 家庭における食生活

等

児童生徒保健委員会

【成果を上げている例】

- ・広報係……校内放送、保健だより、掲示物作成
- ・救急係……運動会、遠足等
- ・検査係……照度検査、空気検査、水質検査
- ・調査統計係……統計資料の作成
- ・消毒係……手洗い消毒液、石けん液等の補充
- ※活動は養護教諭の指導のもと行う

2 組織、活動内容、運営上の留意点を確認しておきましょう

- 参加者や積極的な発言が少ない場合は、次の点を検討してみましょう。

- ・組織的な取組となっていたか → 関係職員との連携
- ・会の運営は適切であったか → 日程の調整、進行や参加形態の検討
- ・課題意識をもつことができたか → 事前の準備と説明
- ・資料の量と説明は適切であったか → 資料の精選
- ・協議が活発に行われたか → 協議内容と方法の明確化
- ・協議時間は適切であったか → 時間の設定と厳守
- ・形式化、固定化はしていないか → 個々の活動や重点活動の実施



- 課題意識をもち、解決に向けた活動に取り組むことが大きなねらいであることを適切に指導しましょう。
- 委員会だけで解決できない課題は、学校保健委員会等のテーマとして提案してみましょう。

8 食育と学校給食



子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

【「食育基本法」前文より】

8-1 食育の推進

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。

成長期の児童生徒にとって、健全な食生活は、健康な心身をはぐくむために欠かせないものであり、将来の食習慣の形成にも影響を及ぼす重要なものです。

1 学校において「食育」が重要なのはなぜでしょうか

児童生徒の健康を取り巻く問題が深刻化する中、平成17年6月に「食育基本法」が制定され、児童生徒に対する食育の推進における教育関係者の取組が強く期待され、平成20年3月に告示された学習指導要領の第1章総則で「学校における食育の推進」が初めて位置付けられました。平成29年3月に告示された学習指導要領の第1章総則では、これまで以上に明確に位置付けられました。

また、平成20年6月に「学校給食法」が大幅に改正され、学校給食を活用した食に関する指導の充実や、学校給食実施基準、学校給食衛生管理基準が法律上位置付けられました。

学校における食に関する指導は、学校の教育計画等と関連付けながら、全体計画を作成し、給食の時間を中心としながら、各教科等における食に関する指導を相互に関連付け、学校給食を教材として、総合的かつ計画的な指導を行うことが求められています。

2 食に関する指導の目標を確認しましょう

学校の教育目標を受け、児童生徒に育成を目指す食に関する指導の目標を設定します。また、食育推進組織において児童生徒の実態を把握した上で、課題を整理します。さらに、国や各自治体の食育推進計画等を踏まえて設定します。

食に関わる資質・能力については、以下のように示されています。



食に関する資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って整理すると、以下のようにになると考えられる。	
知識及び技能	食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。
思考力、判断力、表現力等	食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。
学びに向かう力、人間性等	主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

3 食育の視点に関わる資質・能力の三つの柱を確認しましょう

視点	食育に関わる資質・能力（例示）
① 食事の重要性	<p>（知識及び技能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事は人間が生きていく上で欠かすことのできないものであること、食事には空腹感を満たしたり気持ちを静めたりする働きがあること、仲間との食事や食味のよさは心を豊かにすること、朝食をとるなど食事は規則正しくとることが大切であり、心と体を活動できる状態にし、持てる力を十分に発揮できるようになることなど、食事の重要性や食事の喜び、楽しさを理解できるようにする。 <p>（思考力、判断力、表現力等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食環境と自分の食生活との関わりなどを見つめ、必要な情報を収集し、健康な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定して行動できるようにする。 <p>（学びに向かう力、人間性等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事に興味・関心をもち、健全な日常生活の基盤を支えるために、自ら調理して食事の準備をしたり栄養バランスに配慮した食生活を実践したりしようとする態度を養う。
② 心身の健康	<p>（知識及び技能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましい栄養や食事のとり方とともに、手洗いやよく噛むこと、よい姿勢や和やかな雰囲気づくりは、食事の基本であることを理解し、健全な食生活に必要な技能を身に付ける。 ・ 心身の成長や健康の保持増進には、朝食を含む1日3度の栄養バランスのよい食事摂取、適切な運動、休養及び睡眠が必要であることや、様々な食品にはそれぞれ栄養的な特徴があることを理解できるようにする。 <p>（思考力、判断力、表現力等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日分の献立をふまえ、栄養のバランスをよくするために、簡単な日常食の調理を考えることができるようにする。 ・ 栄養や食事のとり方などについて、正しい知識・情報に基づいて自ら判断できるようにする。 <p>（学びに向かう力、人間性等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の食生活を見つめ直して、主体的によりよい食習慣を形成しようとする態度を養う。
③ 食品を選択する能力	<p>（知識及び技能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食にはいろいろな食品が使われていること、日常食べている食品、料理の名前、形、品質や栄養素及び安全面、衛生面等について理解し、これらを踏まえて簡単な調理を行うために必要な技術を身に付ける。 <p>（思考力、判断力、表現力等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の準備や調理、後片付けを行う際に、安全や衛生についてどういった点に気を付けることが必要かを考えることができるようにする。 ・ 食品の品質の良否を見分け、食品に含まれる栄養素やその働きを考え、適切な選択ができるようにする。 <p>（学びに向かう力、人間性等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示など食品の品質や安全性等の情報を進んで得ようとする態度を養う。

④ 感謝 の 心	<p>(知識及び技能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料の生産は、すべて自然の恩恵の上に成り立っていることを理解できるようにする。 ・食生活は生産者を始め多くの人々の苦労や努力に支えられていることや、食という行為は動植物の命を受け継ぐことであることを理解し、食品を無駄なく使って調理するために必要な技能を身に付ける。 <p>(思考力、判断力、表現力等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然界の中で動植物と共に生きている自分の存在について考え、食品ロス視点も含めて環境や資源に配慮した食生活を実践するために何が必要かを考えることができるようにする。 <p>(学びに向かう力、人間性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事のあいさつで、食に関しての感謝の気持ちを表現しようとする態度を養う。
⑤ 社 会 性	<p>(知識及び技能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はしの使い方、食器の並べ方、話題の選び方などの食事のマナーを身に付け、協力して食事の準備や後片付けをするために必要な技能を身に付ける。 <p>(思考力、判断力、表現力等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手を思いやることや、楽しい食事につながるために何が必要かを考えることができるようにする。 <p>(学びに向かう力、人間性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事が大切なコミュニケーションの場であるということを理解し、コミュニケーションを図ろうとする態度を養う。 ・健康で安心な社会づくりに貢献しようとする態度を養う。
⑥ 食 文 化	<p>(知識及び技能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分たちの住む地域には、昔から伝わる料理や季節、行事にちなんだ料理があることや、日常の食事は、地域の農林水産物と関連していることを理解できるようにする。 ・自分たちの食生活は、他の地域や諸外国とも深い関わりがあることを理解できるようにする。 <p>(思考力、判断力、表現力等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の食文化や食に関わる歴史にふれたり、諸外国の食事の様子を知ったりすることで、日本や諸外国の伝統や食文化を大切にするためには、何が必要かを考えることができるようにする。 <p>(学びに向かう力、人間性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の伝統や気候風土と深く結び付き、先人によって培われてきた多様な食文化を尊重しようとする態度を養う。

「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」(平成31年3月)より

8-2 食に関する指導の計画

指標Ca1 学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。

食育に取り組む上で、学校全体の食育の目標や具体的な取組について教職員が共通理解をもつことが必要です。栄養教諭は、教職員の連携・調整の要の役割を担います。

1 「食に関する指導に係る全体計画」の必要性について考えてみましょう

学校における食育を推進するためには、児童生徒が食に関する資質・能力等を発達の段階に応じて総合的に身に付けることができるように全体計画を作成し、計画を踏まえた効果的な指導を進めることが必要です。その際、校長のリーダーシップのもとに栄養教諭が中心となり、全教職員が連携協力しながら組織的な取組を進めることが重要です。全体計画の作成を重視している理由として次の3点があげられます。

- ・ 食に関する指導の組織的・計画的な実施
校内に「食育推進組織」を設置するとともに、食に関する指導を実施する際、自校の「食に関する指導目標」を達成するために「いつ」「誰が」「どのように」行うのかを明確にすることが大切である。
- ・ 教職員の共通理解
各学校における「食に関する指導の全体計画」は、全教職員がチームとなって実施するための計画である。そのため、各学校の児童生徒や保護者、地域の実態を明らかにするとともに、法的な根拠などを明らかにし、作成する必要性を全教職員に理解してもらう必要がある。
- ・ 学校と家庭・地域等の連携
児童生徒が食について理解を深め、日常生活において実践していくためには、学校での指導と一体になった家庭や地域での取組が必要である。

【全体計画に掲げることが望まれる内容】

- ①実態：児童生徒、保護者や地域の実態から、課題を明らかにする。
- ②食育の推進状況に関する評価指標：課題解決に向けて、課題性・緊急性・方向性の観点から焦点化し、評価指標を設定する。
- ③食に関する指導の目標（学校・各学年）：学校教育目標を受け、目指す資質・能力を踏まえた目標を設定する。
- ④校種間の連携：校種間のつながりを意識して、方針等を記載する。
- ⑤地場産物の活用の在り方について示す。
- ⑥家庭・地域との連携の在り方について示す。
- ⑦関連教科等の指導内容：全学年の関連教科等における食に関する指導の内容等を抽出し、それらを年間を通しての一覧表に整理する。
- ⑧特別活動の指導内容：給食の時間における指導を含め、食に関する指導の内容等を年間を通しての一覧表に整理する。
- ⑨個別的な相談指導の在り方について示す。

2 各教科等との関連を図った全体計画、学習指導の例を確認しましょう

上記のような内容で構成される全体計画には、定まった形式やフレームはありません。校内で協議し、分かりやすく構成することが重要です。各教科等における食の指導に関する全体計画、指導目標、各教科等の学習内容や実践例等については、「食に関する指導の手引 ー第二次改訂版ー」（文部科学省 平成31年）の下記ページに示されています。

参考例	小学校	中学校
全体計画	p. 42～45	p. 46～49
各教科等別目標・内容・実践例等	p. 74～217	

8-3 給食の時間における指導

指標 Bc1 子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。

学校給食は、給食の時間はもとより各教科等において食に関する指導を効果的に進めるための生きた教材です。

1 学校給食にはどのような役割があるのでしょうか

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科等において活用することができます。

【学校給食の目標（「学校給食法」第2条より）】

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2 教育課程において学校給食はどのように位置付けられているのでしょうか

学校給食は、特別活動の「学級活動」に位置付けられています。給食の時間は年間にわたり日々1単位時間程度を充てて行われていることから、特別活動の標準授業時数（35時間、小学校第1学年は34時間）には含まないものの、教育課程上の学級活動として指導計画に基づいて行われる重要な学校教育活動であり、給食の時間の設定に当たっては、ゆとりをもって食事や指導ができるよう時間の確保に努める必要があります。

給食の時間における指導を充実していくためには、年度当初に給食の時間の指導等について学級活動の授業時間を確保するなど、計画的に行うことが大切です。



3 給食の時間における「食に関する指導」の在り方について、考えてみましょう

給食の時間における指導は、給食の準備、会食、後片付け等の一連の指導を実際の活動を通して、繰り返し行うことができる大きな特長があります。計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができます。また、学校給食に地場産物を活用したり、郷土食や行事食を提供したりすることを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど高い教育効果が期待できます。特に、毎日の給食指導は、学級担任が行う食に関する指導であり、学級全体の好ましい人間関係を育てる上でも、給食指導の重要性を認識して日々指導を行う必要があります。

具体的な指導方法については、栄養教諭が専門的な立場から学級担任に情報提供したり助言したりするなど連携して指導を行うことにより、一層の教育効果が期待できます。

給食の時間における食に関する指導

- 教科等で取り上げられた食品や学習したことを、学校給食を通して確認させる。
＜栄養教諭の役割＞
 - ・給食の時間における食に関する指導を年間計画に位置付ける。
 - ・計画を踏まえた打合せを行い、直接指導したり、学級担任が指導できるよう資料提供したりする。
 - ・児童生徒の行動変容を観察し、その後の指導に生かす。
- 献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴等を学習させる。

給食指導

給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナー等を習得させる。

4 給食の時間における危機管理の在り方を確認しましょう

給食の時間や学校給食で、児童が給食のパンをのどに詰まらせたり、ノロウイルスの二次感染が広がったりする事故事例が発生しています。事故予防、感染拡大防止の実践例等について、「食に関する指導の手引 一第二次改訂版一」（文部科学省 平成 31 年）を参考にしましょう。

以下に関連する事項の掲載されているページを示します。

内 容	食に関する指導の手引(文科学省)
学校給食におけるリスクマネジメント	p. 229～233

【参考：給食の時間の指導内容例】

	学級担任	栄養教諭										
準備	<ul style="list-style-type: none"> ○給食当番・教員の健康状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・下痢や腹痛、嘔吐等の症状がある場合は、給食当番を交代させる。 ・給食当番の仕事は、自分だけでなく他の人の食事を安全に衛生的に準備する責任があることを認識させる。 ○手洗いを確実にさせる。 ○安全・衛生に気を付けて給食を運ばせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の場合は、担任が引率する。 ○1人分の量を把握し、つぎ分けた後の残り分に気を付けさせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人差に応じて量を加減する。 ○盛付表を参考に食器を並べさせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・1人分がそろっているか確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症や食中毒予防のために、給食当番のチェック表を配布する。 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px;"></td> <td>下痢をしている者はいない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発熱、腹痛、嘔吐はない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清潔なエプロン、マスク、帽子を着用している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>爪を短く切っている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手指は洗浄し、消毒している。</td> </tr> </table> ○正しい手の洗い方を提示したり、動画で紹介したりする。 ○運搬や配膳の様子を巡視し、安全・衛生面に配慮した助言をする。 ○盛り残しがあると、そのまま残食になる場合があるので、残食の状況により助言する。 ○献立に応じて盛付表を作成する。 		下痢をしている者はいない。		発熱、腹痛、嘔吐はない。		清潔なエプロン、マスク、帽子を着用している。		爪を短く切っている。		手指は洗浄し、消毒している。
	下痢をしている者はいない。											
	発熱、腹痛、嘔吐はない。											
	清潔なエプロン、マスク、帽子を着用している。											
	爪を短く切っている。											
	手指は洗浄し、消毒している。											
食事中	<ul style="list-style-type: none"> ○食事の挨拶の意味を知り、感謝の気持ちをこめた挨拶をさせる。 ○好き嫌いせず食べる習慣を身に付けさせる。 ○教科等と関連を図って指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・教科等で学習する内容について、事前に栄養教諭と情報交換する。 〈小学校〉 <ul style="list-style-type: none"> ○正しい姿勢でよくかんで食べさせる。 ○食器や箸を正しく持って食べさせる。 ○食事中的会話に気を付けて、楽しい雰囲気の中で食事をさせる。 〈中学校〉 <ul style="list-style-type: none"> ○基本的なマナーを身に付け楽しく会食できるようにさせる。 ○地域の食材に関心をもち、生産者の努力をより身近に理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食材について関心をもたせるためにクイズ等を作成する。 ○クイズや一口メモ等を作成し、関連した献立の日には生きた教材として活用できるように学級担任と連携する。 ○給食指導年間計画に沿って、指導内容に関する資料を作成し、各学級を巡回する。 ○地場産物についての情報提供をする。 										
片付け	<ul style="list-style-type: none"> ○挨拶をしてから、みんなで協力して安全に能率的に行わせる。 ○食器の中に食べ物が残らないように気を付けさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○残食が多い場合は、学級活動や道徳の時間に学級担任と連携して指導を行うことも考えられる。 										

8-4 教科等における指導

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。

食育を充実させるためには、各教科や特別活動、道徳教育、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通して取り組むことが大切です。

1 教科等において、食に関する指導を行うことが重要なのはどうしてでしょうか

食に関する指導を充実するためには、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、道徳科、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通して行われることが必要です。各教科等では、それぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせ、三つの柱に沿った資質・能力の育成を目指し目標を示しています。関連する教科等において食に関する指導を行うことで、食育の充実につなげることのみならず、当該教科の目標がよりよく達成されることを目指します。

教科等においては、目標や内容、教材や、学習活動など様々な面で食に関する指導と関連付けて指導することで、学校として食育の充実につながります。一方で、教科等の内容と食に関する指導の目標等が一致しない場合もあります。ここでは、当該教科等の目標がよりよく達成されることを第一義的に考え、その実現の過程に「食育の視点」を位置付け、意図的に指導することが重要です。

(1) 教科における指導

教科等における食に関する指導においても、「食育の視点」で例示された三つの柱に沿った資質・能力を踏まえ「何ができるようになるか」を意識した指導が求められます。

「食育の視点」に関しては、学校における食育の推進を評価するための指標として活用することから、児童生徒の変容を「食育の視点」別に整理・蓄積しておくことが大切です。

(2) 特別活動における指導

特別活動は、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、資質・能力を育成することを目指しています。食に関する指導は、学級活動の「内容(2)食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」において行うこととされています。

学校の教育計画等と関連付けながら食に関する指導の全体計画を作成し、給食の時間を中心としながら、各教科等における食に関する指導を相互に関連付け、総合的かつ効果的な指導が行われるようにすることが大切です。

(3) 総合的な学習の時間における指導

総合的な学習の時間で食に関する内容を扱う場合は、扱う課題を解決するために児童生徒は何を考え、どのような活動を行うかを明確にする必要があります。それぞれの課題を地域や学校、児童生徒の実態に応じて、設定すると同時に、育成を目指す資質・能力も具体的に設定していくこととなります。

(4) 道徳教育における指導

基本的な生活習慣に関する内容には規則正しい食習慣が関わっており、感謝や生命尊重には食への感謝、郷土には地域の食文化に関わるなど、それぞれ食に関する指導と関わっています。食に関する指導にあたっては、食育の視点と関連する道徳の内容を理解し、道徳科の特質を生かした学習をしていくことが大切です。

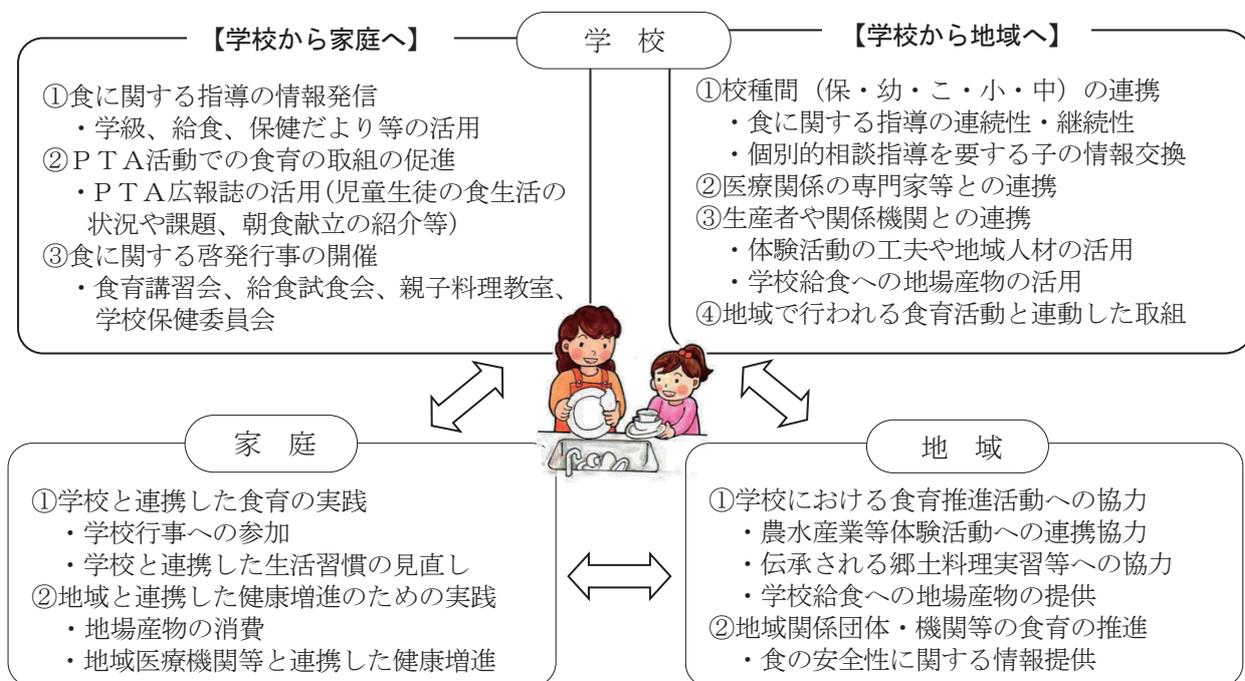
8-5 家庭・地域との連携

指標Cb1 保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかわりを持つ。

家庭や地域において食育についての理解が進み、児童生徒の健全な食生活が実践できるよう、学校からの積極的な働きかけや啓発活動が大切です。

1 「食育」を進めていくためには、家庭や地域とどのように連携していくべきでしょうか

児童生徒が食に関する理解を深め、日常生活で実践していくことができるようになるためには、学校と家庭との連携を密にし、学校で学んだことを家庭の食事で実践するなど、家庭において食に関する取組を充実させる必要があります。また、地域の産物を学校給食に取り入れたり、食に関する知識や経験の豊富な人材や教材を有効に活用したりすることで、児童生徒が地域のよさを理解し、愛着をもつことにもつながります。学校における食育推進には、家庭や地域、学校間との連携を図り、食に関する指導を行うことが必要です。家庭や地域においても食育に対する理解が進み、食育の取組が推進されるよう、学校から積極的に働き掛けや啓発を行うとともに、地域と協働して進める体制整備を充実していくことが大切です。また、地域の食育推進計画等において、明らかにされている学校や家庭、地域の役割とも関連させた取組を行うことが大切です。



【参考：親子料理教室開催の流れの例】

主な内容	時期(目安)
①年間行事予定の確認	年度始め
②給食主任等、関係する教職員との打合せ	2か月前
③管理職との相談(目的、時期、内容、対象、場所、講師等)	2か月前
④実施計画書の作成	1か月半前
⑤企画委員会での提案(置籍校は栄養教諭、兼務校は給食主任等)	開催日の前月
⑥職員会議で協議	開催日の前月
⑦案内状配布	1か月前
⑧開催準備(調理器具等の確認・準備、食材調達、講師との打合せ等)	1～2週間前
⑨親子料理教室開催	当日
⑩開催報告(学校だより、給食だより等)	開催後速やかに

8-6 個別的な相談指導

指標Ba1 子どもとのかかわりを通して、子どもの発達の段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。

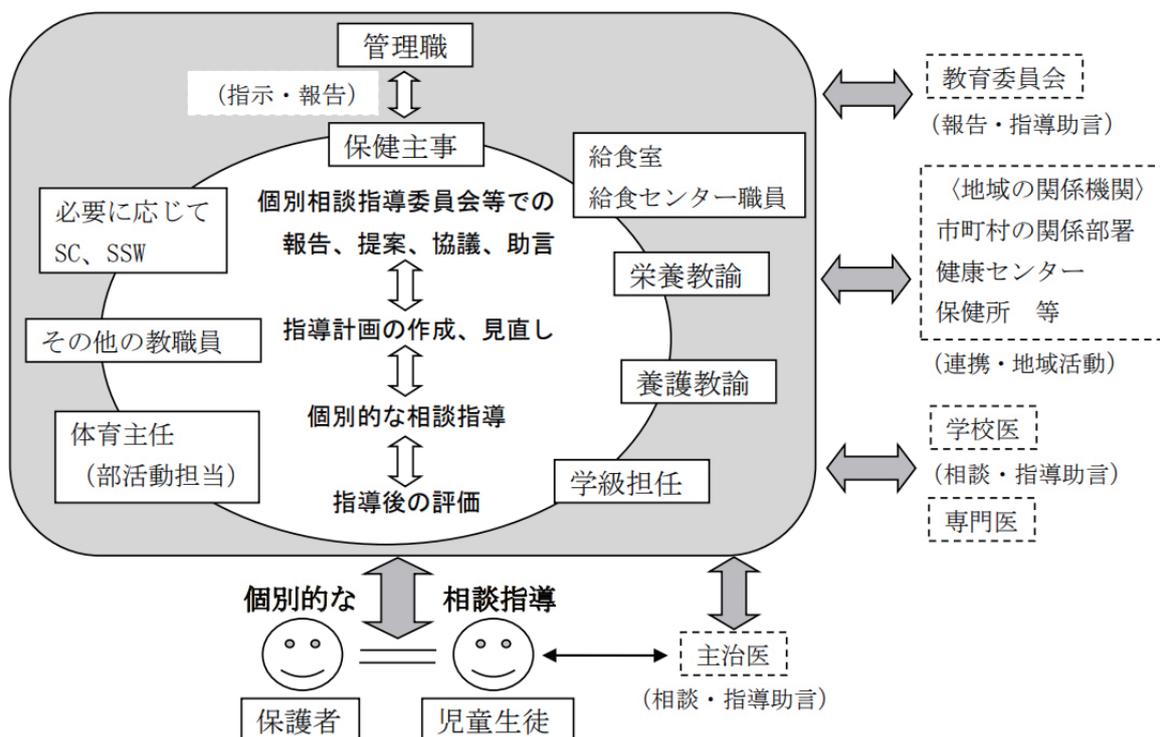
食に関する健康課題を有する児童生徒には、個別的な相談指導を行いましょう。

1 個別的な相談指導における指導体制の在り方について、考えてみましょう

個別的な相談指導は、授業や学級活動の中など全体での指導では解決できない健康に関係した個別性の高い課題について改善を促すために行います。また、発育・発達期である児童生徒が健康に過ごすために必要であるとともに、将来に向けた望ましい食生活の形成を促すためにも重要です。

全教職員が児童生徒の食に関する課題を理解し、学校として計画的、組織的に個別指導を行うよう、管理職のリーダーシップのもと、校内の指導体制を整備することが重要です。「食に関する指導の全体計画」に個別指導の内容を具体的に明記し、教職員及び関係機関等が連携協働の上、PDC Aサイクルに沿って取り組むことについて校内で共通理解を図ります。取組にあたっては保健主事等が中心となり、協議の場を設定します。

【例：個別的な相談指導における指導体制】：「食に関する指導の手引 —第二次改訂版—」
(文部科学省 平成31年)より引用



※ SC：スクールカウンセラー、SSW：スクールソーシャルワーカー

2 具体的な指導方法を確認しましょう

(1) 食物アレルギーを有する児童生徒

実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活管理指導表の提出を必須とし、対象者を限定 ・保護者からの情報収集と相互理解・情報共有 ・学校生活管理指導表運用のため、主治医・学校医・医師会との連携が必要 <p style="text-align: right;">等</p>
指導及び配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」による対応を基本とする。 ・食物アレルギー対応で、最優先すべきことは“安全性”であり、そのためには、学校生活管理指導表により対応者や対応食品を精選し、必要最小限の除去とする。 ・原因食物の完全除去を基本とする。 ・食物アレルギーを有する児童生徒とその保護者に対し、個別指導を実施する。(調査票等に内容を補う、学校の基本方針を理解してもらい関係を構築する 等) ・学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。 ・食材・食物を扱う活動等では、個別取組プランに基づき監督者が確認する。 ・児童生徒が誤食、症状出現時の緊急対応について、職員間で共通認識のもと、具体的・確実にできる体制を整えておく。(各教職員の役割を明確にし、それを理解し、習熟しておくための研修やシミュレーションを実践する 等)

(2) 肥満傾向や生活習慣病の兆候がある児童生徒

実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断における身長、体重測定等の結果 ・各市町で独自に実施している小児生活習慣病予防検診等の結果 ・定期的な身長、体重測定や肥満度(+20%以上肥満傾向)、食事・運動習慣の調べ <p style="text-align: right;">等</p> <p>※ 肥満度 = [実測体重(kg) - 身長別標準体重(kg)] / 身長別標準体重(kg) × 100</p>
指導及び配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と連絡を取り合う場合は、対象児童生徒のプライバシー保護に努める。 ・個人記録を作成し、定期的に保護者に身長、体重、肥満度等を知らせるとともに、必要に応じ個別の相談指導を行う。 ・児童生徒と保護者の悩みや問題解決のために、定期的に学校医や専門医等の指導や助言を受けられるように工夫する。 ・専門医からの指導が必要な場合には、定期的な専門医への受診を勧め、専門的な指導や助言を継続的に受けられるようにする。 ・肥満傾向や生活習慣病に改善の傾向が見られた児童生徒と保護者に対して努力を称賛する。 ・肥満の解消だけでなく、一生につながる生活習慣の獲得も視野に入れて進める。

(3) やせ傾向がある児童生徒

実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断における身長、体重測定等の結果 ・給食の時間の児童生徒の様子 ・保護者から聞き取った家庭での様子 <p style="text-align: right;">等</p> <p>※ 「肥満度-20%以下」はやせ傾向</p>
指導及び配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人記録を作成し、定期的な体重測定結果と標準体重を比較することにより、やせ傾向が改善されているかを確認する。 ・やせるための過度な運動や下剤の乱用をしたり、嘔吐等不適応行動を起こしたりする児童生徒については、健康な体をつくるためにより適切な行動を再学習するための手立てを工夫する。 ・無理な減食は体調に変化をきたし、貧血、無月経、集中力の低下等の弊害をおこす可能性があることを、児童生徒や保護者に理解させる。 ・医療機関と連携して、やせの原因となる他の器質的疾患がないかを確認する。また、栄養や食に関する指導だけで、問題解決できない場合には、さまざまな関係機関と連携する。 ・相談機関やスクールカウンセラーと連携し、自我発達や自己成長へ向けた支援をする。

(4) スポーツをする児童生徒

実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団や運動部活動等への所属状況 ・学級担任、体育関係教員、部活動担当者(外部指導者との連携)による健康状態の観察 ・貧血症状(めまい、頭痛、顔色が悪い、動悸・息切れ、倦怠感、注意力低下等)の把握 等
指導及び配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・集団指導を実施した場合においても、身体状況や栄養補給量等は個人差があるため、指導や評価にあたっては、個々の特性に留意する。 ・補食や間食によって栄養補給する場合は、穀類を中心とした食事の一部と考え、間食については、エネルギー及び栄養素の1日の総量は変わらないようにする。また、補食や間食は菓子等のおやつとは異なることを児童生徒や保護者、指導者と共通理解を図る。 ・熱中症の予防のため、運動時の水分補給を十分に行う。 (目安は運動開始20～40分前に250～500mlの摂取、運動中は15分おきにコップ1杯) ・激しい運動や不規則な生活等が原因となり、貧血を起こしやすくなることを指導者や学校関係者・保護者が共通理解をして指導にあたる。 ・児童生徒自身が健康管理できる能力を育てる。

このほか、学校における個別的な相談指導には、摂食障害や発達障害またはその疑い等による食行動に問題を抱える児童生徒への指導が考えられます。摂食障害は、体重が著しく減少しているにも関わらず太ることを恐れた食事制限や嘔吐を繰り返したり、反動で大量に食事を摂取したりするなどの食行動の問題がみられます。発達障害またはその疑いのある児童生徒は、身体感覚の過敏や食べ物に対する特異な認識の仕方による食行動の問題を生じる場合があります。一般的に感覚や認識の問題は理解されにくく、不適切な指導によりさらに強い不安やこだわりを生じてしまう場合もあるため注意が必要です。

【参考】

「食に関する指導の手引 ー第二次改訂版ー」(文部科学省 平成31年3月)

「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省 平成27年3月)

「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 ～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」

(文部科学省 平成29年3月)

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」《令和元年度改定》

(日本学校保健会 令和2年3月)

9 人権・同和教育



人間の生命はまさにかげがえのないもので、これを尊重することは何よりも大切なことです。このことは、全ての人は、人としての尊厳と価値が尊重されなくてはならず、誰であれ、他の人の尊厳や価値を侵害してはならないことを意味しています。

全ての子どもが「この学校に通ってよかった」と思える学校にするために、全教職員が一体となって、人権尊重の視点に立った学校づくりをすることが求められています。

9-1 人権教育の指導方法等の在り方について —[第三次とりまとめ]の活用—

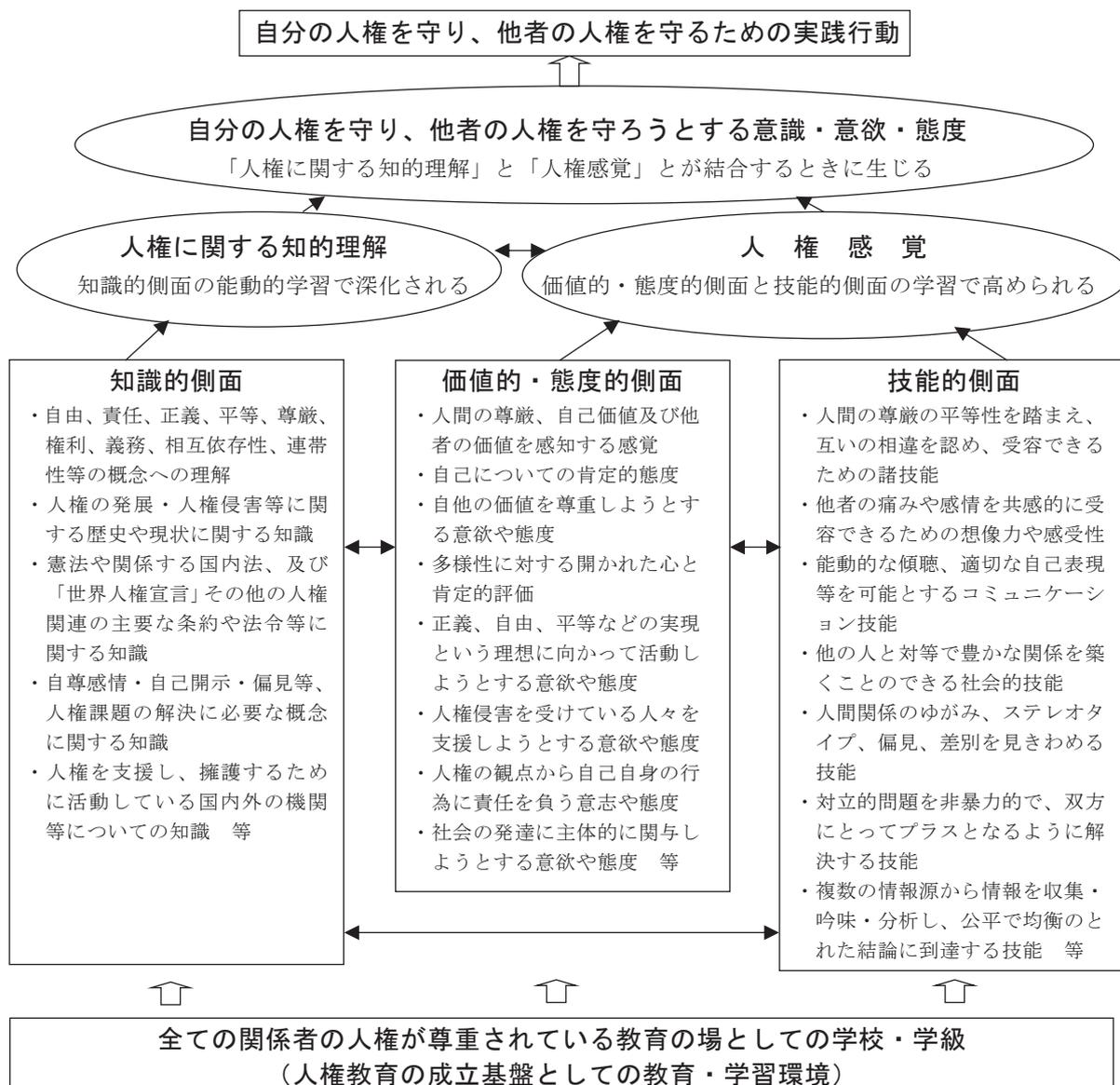
[第三次とりまとめ]は、国が示した人権教育に関する取組等についての指針です。その活用が強く求められています。

指標 Aa1 教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。

1 人権教育の目標を確認しましょう

一人一人の児童生徒がその発達の段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標です。

2 人権教育を通じて育てたい資質・能力とはどのようなものでしょうか



3 学校における人権教育の取組には、どのような視点が重要なのでしょうか

[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけでは身に付くものではありません。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要です。個々の児童生徒が、一人の人間として大切にされているという実感をもつことができたときに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つことが容易になるからです。

とりわけ、教職員同士、児童生徒同士、教職員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気等は、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、校長はじめ教職員一人一人の意識と努力により、即座に取り組めるものです。

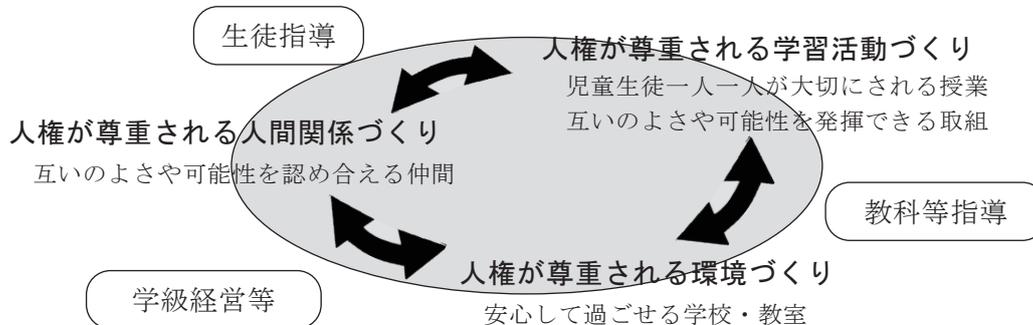
4 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上との関わりについて考えてみましょう

「確かな学力」を育む上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、そのためには、学校・学級の中で、児童生徒一人一人の存在や思いが大切にされるという環境が成立していなければなりません。

このように考えると、校内に人権尊重の理念に基づく教育活動を行き渡らせることは、学習指導の効果的な実施を図る上で重要な観点となります。

5 人権尊重の視点に立った学校づくりの在り方を確認しましょう

活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていきましょう。



「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」より

【参考1】 隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘があります。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものです。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分です。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができます。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要です。

9-2 人権が尊重される授業づくり

指標 Bb1 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。

「人権を大切にしよう」という雰囲気
が浸透する学校・学級の中でこそ、
よりよい人権感覚を身に付けた子ども
が育ちます。

人権教育の推進に当たり、日々の授業における活動の一つ一つが、人権尊重の雰囲気を醸成する上での重要な要素となります。教員は、児童生徒の感情や考えを焦らず、慌てず、最後まで聴く姿勢をもつとともに、児童生徒の言葉や行動の背後にある心情や意味を理解するよう心がける必要があります。また、授業中には、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に、受容的かつ共感的な姿勢や態度で接することが求められます。さらに、児童生徒が有用感、達成感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切です。

1 自己存在感をもたせる支援を工夫しましょう

- ・ 「授業に参加している」という実感をもたせる。
- ・ 「自分が必要とされている」という実感をもたせる。
- ・ 教員自身が一人一人を大切に作る姿勢を示す。

2 共感的人間関係を育成する支援を工夫しましょう

- ・ 「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。
- ・ 「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる。

3 自己選択・決定の場を工夫して設定しましょう

- ・ 学習課題や計画を選択する機会を提供する。
- ・ 学習内容、学習教材を選択する機会を提供する。
- ・ 学習方法を選択する機会を提供する。
- ・ 表現方法を選択する機会を提供する。
- ・ 学習形態や場を選択する機会を提供する。
- ・ 振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する。

⇒詳しくは、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～実践編～」p. 3、4を参照

【参考2】 人権・同和教育教職員ハンドブック「みんなですすめる人権・同和教育」

全ての初任者へ初任者研修において配付しているこのハンドブックには、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、性的少数者等の人権課題や、人権課題に関する用語の解説、香川県人権教育基本方針など、人権・同和教育を進めていく上で必要な内容がまとめられています。

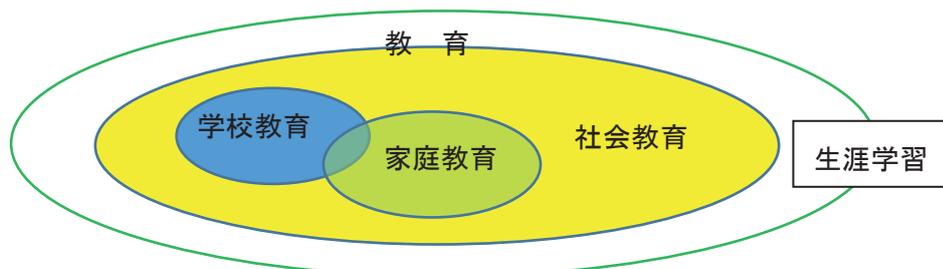
2020（令和2）年度に実施した「人権に関する教職員意識調査」の「同和問題に関して」の調査結果においても、研修回数が多いほど知的理解が高まっていくとの分析がなされており、校内外を問わず人権・同和教育に関する研修機会の確保の重要性が指摘されています。授業の計画を立てる際や校内研修の場などにおいて、積極的に活用してください。

参考資料

1	社会全体で子どもを育てる仕組みづくり	130
2	信頼される開かれた学校づくりを目指すー学校評価ー	133
3	かがわの男女共同参画	135
4	ハラスメントの防止等	137
5	「心対心」の教育の在り方ー体罰の防止ー	141
6	警察等関係機関と連携した非行問題等への対応	143
7	児童虐待への適切な対応	144
8	子どもの読書活動の推進	147
9	公文書と公簿	149
10	事務職員との連携	151
11	教職員の労働安全衛生	153
12	こころのサポートシステム ～令和8年度メンタルヘルス対策事業～	154
13	教職員の福利厚生	156
■	引用・参考文献一覧	157

社会全体で子どもを育てる仕組みづくり

教育は、この世に生を受けてから始まる「家庭教育」、立派な国民となれるよう、共通に受ける「学校教育」、私たちの関心に応じていつでも学べるよう社会に配置された「社会教育」があります。また教育基本法第3条に「生涯学習の理念」という概念が示されています。それぞれの意味を知り、学校が家庭や地域と積極的に連携を図っていくことで、学校における教育力の効果発揮が期待できます。



1 社会教育とは？

広く社会において行われる組織的な教育活動のことです。(学校教育・家庭教育を除く。)

「教育基本法」(平成18年法律第120号) 抜粋

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

「社会教育法」(昭和24年法律第207号) 抜粋

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

2 生涯学習とは？

「教育基本法」(平成18年法律第120号) 抜粋

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

「生涯学習」とは「自発的意思に基づき、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行うもの」です。生涯にわたって人々が学び続け、成長し続けることのできる「理想的な社会像」を実現するためには、社会に学習できるような様々な仕組みが必要となります。最も分かりやすい仕組みは「学校教育」であり、生涯学習社会(理想的な社会像)の中でとても重要な役割を担っています。「家庭教育」は仕組みではありませんが、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすため、それが十分に機能するような支援の仕組みは必要となります。現在の教育制度の中でそれを担っているのが「社会教育」です。「社会教育」とは、人々が成長する上で必要となる様々な学びを「具体的に提供する仕組み」なのです。

3 家庭や地域での学びの環境づくり

「香川県教育基本計画」における基本理念「郷土を愛し 夢と志を持って 自ら学び 歩み続ける人づくり」の実現のため定められた、「重点項目」の一つとして挙げられています。県教委では、家庭や地域の教育力の向上に向けた取組みをするとともに、「家庭」、「地域」、「学校」が連携して子どもを育てる環境づくりを進めています。

「教育基本法」（平成18年法律第120号）抜粋

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

「学校教育法」（昭和22年法律第26号）抜粋

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第31条 小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

（1） 家庭の教育力向上

家庭教育は、心身の健康を育み、基本的な生活習慣、倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身に付ける上で重要な役割を担っており、まさに教育の原点であり、教育の出発点です。そのため、保護者が子どもの発達段階に応じた関わりができるよう、様々な機会を通じて家庭教育の啓発や学習機会の提供に努めます。また、子育てに不安や悩みを抱える保護者が多いことから、学校や家庭、関係機関との連携を深め、保護者が安心して家庭教育ができるよう支援します。

（2） 地域の教育力向上

地域は、学校や家庭とともに子どもたちを育てていく上で大きな役割を担っています。子どもたちは、地域での様々な活動を通じ、幅広い世代の人々と関わることで、自主性、創造性、社会性などを身に付けていきます。そのため、地域住民が、家庭や学校と連携・協働して、子どもに多様な体験活動や交流活動等の機会を提供できるよう、その活動の支援や地域人材の育成に努めます。これらの取組みを通して、子どもの成長を地域全体で支える機運を醸成し、地域で子どもを育てる体制づくりを支援します。

(3) 地域とともにある学校づくりの推進

① コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクールとは、学校、保護者、地域住民等で構成する合議体である「学校運営協議会」を設置した学校のことです。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。（平成29年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化）

② 地域学校協働活動

地域学校協働活動とは、幅広い地域住民（高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等）の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動のことです。平成29年に「社会教育法」が改正され、第9条の7に「地域学校協働活動推進員」が新設されるとともに、学校と地域の連携・協働を図るための役割が示されました。



<これからの学校>

今後、各学校においては、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みをいかに活用するのかが求められています。新しく教員となったみなさんは、各学校の教育目標を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、まずは、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立つことが重要です。そして地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等（多様な専門人材、高齢者、若者、PTA、青少年団体、企業、NPO等）とともに、地域全体で子どもたちの成長を支えることが大切なのです。

学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援、改善を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の保証と向上を図ることが重要です。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解をもつことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待されています。

その際、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の機能を生かし、地域と学校が一体となって「計画・実行・評価・改善」のPDCAサイクルを回し、学校の課題解決に向けた取組を推進することも考えられます。

以下は、文部科学省が平成28年3月に発行した「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」の概要ですが、ここに示された内容に基づいた学校評価の質的な改善が求められています。

「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」の概要

1 学校評価の目的

- 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- 学校評価の実施・結果の公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者・地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- 各学校の設置者が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、教育水準の保証・向上を図ること。

2 学校評価の実施手法

- 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】
- 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】

(1) 自己評価

- 各学校は、重点的に取り組むことが必要な単年度の目標を具体的・明確に定める。その目標の達成に向けた評価項目・指標を精選して設定する。
(評価項目・指標については、その検討の際の参考となる例をガイドラインに掲載。)
- 各学校は、評価項目・指標に基づき、目標の達成状況や取組状況を評価するとともに、その改善方を検討する。
- 自己評価を行うに当たり、児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望や児童生徒による授業評価など、児童生徒・保護者を対象とするアンケート等の結果を活用する。

(2) 学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者・地域住民など学校の関係者が、自己評価の結果を評価することを通じて、
 - ① 自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、
 - ② 学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深め、その連携協力による学校運営の改善を促進する、ことを目的とする。

- 各学校は、保護者、学校評議員、地域住民等からなる学校関係者評価委員会を設置する。
- 学校関係者評価委員会は、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員や児童生徒との対話等を行い、自己評価が適切に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかなどを評価する。

(3) 自己評価及び学校関係者評価の評価結果の公表、情報提供

- 各学校は、自己評価・学校関係者評価の結果と、それらを踏まえた今後の改善方策について学校便りへの掲載、PTA総会の活用、学校のホームページや地域広報誌への掲載などにより、広く保護者や地域住民等に公表する。
- 各学校は、日頃の取組など学校に関する情報を、随時、学校便りやホームページなどを通じて保護者や地域住民に日常的・積極的に提供する。

(4) 自己評価及び学校関係者評価の設置者への報告と支援・改善

- 各学校は、自己評価・学校関係者評価の結果と今後の改善方策をとりまとめた報告書を設置者に提出する。
- 設置者は、学校評価の結果等を通じて各学校の状況を把握し、予算、人事など学校に対する支援・改善を適切に行う。
- 設置者等は、各学校における学校評価の取組の中心となる教職員や、保護者など学校関係者評価の評価者対象の研修の充実を図る。

(5) 第三者評価

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。
- 第三者評価では、各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営の在り方について、自己評価や学校関係者評価に加えて、学校評価全体を充実する観点から評価し、その結果を踏まえて、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示することを基本とすることが適当である。
- 具体的な実施体制については、地域や学校の実情等に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応することが考えられる。
 - (ア) 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う
 - (イ) 例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う
 - (ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う
- 第三者評価によって期待される効果と、実施のために必要な様々な負担を考量し、必要最小限の負担で最大限の効果を得られるように工夫することが重要。
- 第三者評価の評価者は、評価結果と今後の改善方策をとりまとめた報告書を学校とその設置者に提出する。

3 高等学校・特別支援学校の特性

- 高等学校・特別支援学校の学校運営の骨格は、小・中学校と共通する面が多く、その学校評価・情報提供の進め方が基本的に妥当する。
- ただし、高等学校は、全日制・定時制・通信制、また普通科・専門学科・総合学科など様々な形態がある。特に専門高校は、多分野にわたり専門的な内容の学科を有することから、自己評価の評価項目・指標等について専門高校に特有の内容が考えられる。
- 特別支援学校についても、多様な児童生徒の実態を踏まえた対応が必要であることや、小・中学校等の要請に応じ、特別支援教育に関する助言や援助を行うセンター的機能も期待されるなどの特性があり、今後さらに検討が必要である。

1 基本理念

香川県男女共同参画推進条例第3条に、次の四つの基本理念が定められています。

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(2) 社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないための配慮

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 第4次かがわ男女共同参画プランのポイント

- ・ 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直しや男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実を推進することとしています。
- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現、働く場における女性の活躍を推進することとしています。
- ・ 女性へのあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない社会意識の醸成や相談窓口の周知、関係機関の連携強化などに取り組むとともに、被害者の意思を尊重した切れ目のない支援に努めることとしています。

3 男女共同参画の推進

- ・ 男女共同参画についての理解を深めるためには、学校、家庭、地域等あらゆる分野において、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ることが重要です。
- ・ 男女がともに個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、児童生徒が自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力と態度を身に付けることができるよう、キャリア教育を推進するとともに、ライフステージに応じて充実した生活を送れるよう、生涯を通じて学習に取り組める環境の整備を図ります。
- ・ 性暴力は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、県は性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」を設置し、専門の相談員による電話や面接相談、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングなど被害者に寄り添った支援を行っています。

4 第4次かがわ男女共同参画プランの施策体系

基本目標	重点目標	施策の方向
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進	1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し	(1) 人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供 (3) メディア等における男女共同参画の視点での表現
	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 男女共同参画を推進する教育・学習 (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 (3) 生涯を通じた多様な学びの支援
	3 国際的視点に立った男女共同参画の推進	(1) 国際的視点に立った男女共同参画の推進
II あらゆる分野における女性の活躍の推進	4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供
	5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現 (2) 労働者が安心して働ける環境づくり (3) 地域における子育てや介護支援の充実
	6 働く場における女性の活躍推進	(1) 働く女性の活躍推進 (2) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備
	7 農林水産業における男女共同参画の推進	(1) 女性の主体的な経営参画推進 (2) 女性・高齢者が働きやすく活動しやすい環境づくり
	8 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域における男女共同参画の推進
III 安全・安心に暮らせる社会の実現	9 科学技術・学術における男女共同参画の推進	(1) 科学技術・学術における男女共同参画の推進
	10 防災における男女共同参画の推進	(1) 防災分野における女性の参画拡大 (2) 防災の現場における男女共同参画の推進
	11 女性へのあらゆる暴力の根絶	(1) 女性への暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護および自立支援の推進 (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進 (4) 子ども、若年層に対する性暴力の根絶に向けた対策の推進 (5) 売買春への対策の推進 (6) セクシュアルハラスメント防止対策の推進 (7) ストーカー行為等への対策の推進
	12 生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた健康支援
	13 困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備	(1) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援 (2) 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

ハラスメントとは、「いじめや嫌がらせ」のことを言います。他者に対する発言・行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすることを指します。大切なのは、相手がどのように感じ、どのように考えるかは個人によって違うということです。この点を十分認識して行動することが必要です。

1 セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントは、個人としての尊厳を傷つける人権侵害であり、児童生徒との信頼関係を喪失するだけでなく、教育をつかさどる教職員として信用を失墜させる行為にもなり、懲戒処分の対象（※）となります。

学校においては、教職員や児童生徒と接する際にもセクシュアル・ハラスメントについて注意する必要があります。特に児童生徒と接する場合には、信頼関係を築こうとスキンシップを行うことがありますが、児童生徒の気持ちや状況等によってはセクシュアル・ハラスメント（場合によっては、児童生徒性暴力等やわいせつな行為）にあたることもあります。

※ 懲戒処分の指針【抜粋】

第2 標準例

2 児童生徒性暴力等及びセクシュアル・ハラスメント関係

(1) 児童生徒性暴力等

ア 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項各号に規定する「児童生徒性暴力等」に該当する次の行為（児童生徒等に性交等をする事、わいせつな行為をすること等）を行った職員は、免職とする。

イ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動を行った職員は、停職、減給又は戒告とする（アに掲げるものを除く。）。

(2) わいせつな行為（2(1)及び(3)に掲げるものを除く。）

わいせつな行為を行った職員は、免職、停職又は減給とする。

(3) セクシュアル・ハラスメント（2(1)に掲げるものを除く。）

ア セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。

<学校におけるセクシュアル・ハラスメントの概念>

セクシュアル・ハラスメントとは、学校において教職員が他の教職員、児童生徒及び関係者（児童生徒の保護者、同窓会の会員等）を不快にさせる性的な言動をいいます。

<セクシュアル・ハラスメントの要因>

相手を性的な関心の対象としてとらえ、対等なパートナーとして意識しないこと

性に関する言動の受け止め方には個人や男女間で差があることを十分に認識せず不用意な言動をとること

男女のあり方に関する固定観念から、個人の人格や能力とは無関係な言動をとること

学校における上下関係などの優越的地位を不当に利用し、性的な言動をとること

<セクシュアル・ハラスメントになり得る言動（具体例）>

- 性的な内容の発言関係
 - ・ 身体的特徴を話題にする
 - ・ わいせつな冗談を交わす
 - ・ 性的な噂を立てる
 - ・ 性別により差別する発言をする
- 性的な行動関係
 - ・ ノードポスター等を職場に貼る
 - ・ 身体を執拗に眺め回す
 - ・ 身体に不必要に接触する
 - ・ 性別による強要を行う（例えばお茶くみ等）

<児童生徒と接する際にセクシュアル・ハラスメントになり得る言動>

何気ない言動や、よかれと思って行っている言動の中にも、児童生徒が不快になったり、傷付いたりしていることがあるかもしれません。学校で起こりそうな主なものを紹介していますので、自分自身の意識や言動を振り返りましょう。

- 体の特徴や容貌等を話題にする。
- 身体計測の結果等を人目につくようにしておく。
- 「男のくせに〇〇だ。」「女の子なのに〇〇だ。」というような発言をする。
- 子どもが不快に思っているにもかかわらず、スキンシップだと言って体に触れる。
- 自分の好みで個々の子どもの呼び方を変えたり、対応を変えたりする。
- 不必要な個人指導を行う。
- 女子であるという理由だけで、給食の配膳や掃除等の役割を強要する。
- 特に運動部（体育）活動において、必要以上に身体の接触を伴う技術指導をする。

児童生徒が対象となるセクシュアル・ハラスメントの防止等のためには、児童生徒がこの趣旨を理解するよう努める必要がありますが、その際、児童生徒の心身の発達段階等を考慮し、実情に応じた適切な指導を行い、必要かつ適正な教育活動が確保されるよう、適切な配慮が望まれます。なお、児童生徒間のセクシュアル・ハラスメントについても、その防止等に努める必要があります。

<セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応例>

1 基本的な心構え

- 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと。
- セクシュアル・ハラスメントに対する行動をためらわないこと。

2 被害を受けたと思われるときに望まれる対応

- 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。
セクシュアル・ハラスメントに対しては毅然とした態度をとること、すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要です。直接相手に言いにくい場合には、手紙等の手段をとるという方法もあります。
- 信頼できる人に相談すること。
まず、信頼できる人に相談することが大切です。解決することが困難な場合には、相談員（教頭及び養護教諭）に相談する方法もあります。なお、発生した日時や内容等については記録しておくことで相談するときに役立ちます。

2 パワー・ハラスメント

「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいいます。

【優越的な関係を背景とした言動】

当該言動を受ける職員が当該言動の行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものをいいます。典型的なものとしては次に掲げるものが挙げられます。

ア 職務上の地位が上位の職員による言動

イ 同僚又は部下による言動で当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難な状況下で行われるもの

ウ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの

【業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動】

社会通念に照らし、当該言動が明らかに業務上必要性がない又はその態様が相当でないものをいい、例えば次に掲げるものが含まれます。なお、このような言動に該当するか否かは、具体的な状況を踏まえて総合的に判断します。

ア 明らかに業務上必要性がない言動

イ 業務の目的を大きく逸脱した言動

ウ 業務の目的を達成するための手段として不適切な言動

エ 当該行為の回数・時間・当該言動の行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動

【職員の勤務環境が害される】

当該言動により身体的又は精神的に苦痛を与えられ、勤務環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、勤務する上で看過できない程度の支障が生じることを指します。

<職場におけるパワー・ハラスメントの具体例>

<p>○暴力・侵害</p> <ul style="list-style-type: none"> 部下を殴ったり、蹴ったりする。 相手に物を投げつける。 	<p>○執拗な非難</p> <ul style="list-style-type: none"> 改善点を具体的に指示することなく、何日間にもわたって繰り返し文書の書き直しを命じる。 長時間厳しく叱責し続ける。
<p>○暴言・名誉毀損・侮辱</p> <ul style="list-style-type: none"> 人格を否定するような罵言雑言を浴びせる。 他の職員の前で無能なやつだと言ったり、土下座をさせたりする。 	<p>○実現不可能・無駄な業務の強要</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで分担して行ってきた大量の業務を未経験の部下に全部押しつけ、期限内に全て処理するよう厳命する。 緊急性がないにもかかわらず、毎週のように土曜日や日曜日に出勤することを命じる。 部下に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる。
<p>○威圧的な行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 部下達の前で、書類を何度も激しく机に叩き付ける。 自分の意に沿った発言をするまで怒鳴り続けたり、自分のミスの有無を言わず部下に責任転嫁したりする。 	<p>○仕事を与えない・隔離・仲間外し・無視</p> <ul style="list-style-type: none"> 気に入らない部下に仕事をさせない。 気に入らない部下を無視し、会議にも参加させない。 所属職員全員に送付する業務連絡のメールを特定の職員にだけ送付しない。
<p>○個の侵害</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人に委ねられるべき私生活に関する事柄について、仕事上の不利益を示唆して干渉する。 他人に知られたくない職員本人や家族の個人情報と言ふらす。 	

パワー・ハラスメントの態様等によっては、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当し、懲戒処分の対象（※）となります。

※ 懲戒処分の指針【抜粋】

第2 標準例

1 一般サービス関係

(15) パワー・ハラスメント

ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

【参考】

「懲戒処分の指針」

(香川県教育委員会 令和6年8月)

「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針」

(香川県教育委員会教育長通知 平成12年2月)

「職場におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する方針」

(香川県教育委員会教育長通知 令和2年6月)

「ハラスメントのない快適な職場づくり」

(香川県教育委員会 令和4年2月<令和6年8月改定>)

「心対心」の教育の在り方—体罰の防止—

体罰は児童生徒の心を深く傷付け、児童生徒を萎縮させたり自主性を阻害したりします。また、体罰は暴力の容認であり、いじめや校内暴力にもつながります。

体罰は、いかなる場合でも決して許されるものではありません。そのことは、法律にも示されており、体罰を加えた場合は、行政上の処分や刑事上の処分を科されることがあります。また、民事上の責任を負うこともあります。

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。（学校教育法第11条）

- 行政責任—教員免許取上げ
- 刑事責任—傷害罪、暴行罪、監禁罪等
- 民事責任—不法行為に対する損害賠償
- 身分上の責任—懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）

★生徒指導上での事例（中学校）

ある日、E教諭は、授業中、授業に集中せずに私語をしていたFさんに、私語をやめるよう注意したが、Fさんが教科書を床に投げるなど反抗的な態度をとったため、授業を自習にし、Fさんを職員室に連れて行き指導した。しかし、Fさんがきょろきょろ周囲を見たり近くにあった書類を触ったりして指導を無視し続けたことから、自分を馬鹿にしているようで腹が立ち、思わずFさんの胸ぐらをつかんでしまった。すると、Fさんが、「法律違反だ。教育委員会に言うぞ。」と言い出した。E教諭は、手を離し、口頭で指導を続けたが、ほとんど効果はなかった。

<指導のポイント>

- 1 昨今、生徒が体罰のことについて「法律論」を展開してくることがあります。このような態度をとる生徒に対し、即効性のある指導方法はなかなか見つからない場合がありますが、なによりも個々の教員だけで抱え込まず、指導が難しい生徒への対応について教員間で共通理解を図るなど、連携することが重要です。
- 2 E教諭がFさんの胸ぐらをつかむという行為は、感情的になった不適切な行為であり、生徒から信頼されることはありません。むしろ、自分自身の指導力不足を表しているだけです。どのような場面においても毅然とした態度で粘り強く指導し続けることが必要です。
- 3 生徒との信頼関係を作り上げるためには、規則だけの画一的指導だけでは限界があり、まず、きまりの意味を説明し、生徒と共に秩序を再構築すべきです。

<事例から>

指導に従わない児童生徒については、個々の教員が個別に取り組むだけでなく、校内指導体制を強化し、全ての教職員が一体となって学校全体で取り組むことが重要です。また、児童生徒同士で、望ましい集団生活が送れるよう考えさせることにより、児童生徒の自らを律する力や、児童会・生徒会等の組織の力を活性化させることが特に大切です。

「心対心」の指導は、個々の教員だけが認識するのではなく、学校全体の雰囲気づくりから始めるべきだと考えられます。

【参考】以下の資料は、手元に置いて、機会あるごとに読み返しましょう。

「信頼される教師を目指して」香川県教育委員会 平成20年3月制定（令和7年4月一部改訂）

学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

1 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
 - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
 - ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
 - ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
 - ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
 - ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
 - ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

2 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

- ※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例
 - ・ 放課後等に教室に残留させる。
 - ・ 授業中、教室内に起立させる。
 - ・ 学習課題や清掃活動を課す。
 - ・ 学校当番を多く割り当てる。
 - ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
 - ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

3 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

※「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

（文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知 平成25年3月13日）から抜粋

深刻ないじめや暴力行為、児童虐待等、学校だけでは対応しきれない問題に対応したり、よりよい解決に向けての対処方針を見出したりするためにも、警察等関係機関との連携は必要です。

1 円滑な連携を図るための心得

連携の要は「人と人とのつながり」です。円滑な連携を図るためには、用事ができる前から挨拶に行ったり情報交換を行ったりして、日頃から顔の見える関係をつくっておくとともに、次のような点に留意することが大切です。

- 「社会で許されないことは学校でも許されない」と、いじめや暴力行為等に関するルールや警察等との連携を図る際の基準等、方針を明確化し、4月のPTA総会等や学校HPなどの機会を捉えて、保護者や地域住民等に予め周知説明しておくこと
- 関係機関との連携を進めていくに当たっては、個人情報の保護に十分留意すること

2 日々の連携

児童生徒の健全育成の推進、学校と警察等とのネットワークの構築を図ることを目的として行う連携として、例えば、次のようなものがあります。

- 非行防止教室（ネット・リテラシー教育を含む）や13歳の自律教室、「かがわマナーアップリーダーズ活動」等の啓発活動や街頭補導の共同実施
- 定期的な情報交換会や連絡協議会への参加
- 連絡窓口の一元化等、緊急時に備えた相互連絡体制の確認

3 緊急時の連携の進め方

深刻な問題行動等が発生した場合に、適切かつ迅速に連携を進めるためには、例えば、次のような観点が必要です。

- 指導に服さず、いじめや暴力行為等を繰り返すなど事態が深刻である場合は、ためらうことなく警察に『相談』するとともに、警察通報もあり得ることを保護者・本人に説明しておくこと
- 特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な危害が及ぶような場合は、管理職に報告し、直ちに警察に通報すること
- 非行を犯した生徒が少年審判で最もふさわしい処遇が得られるよう、家庭裁判所調査官に行状等に関する情報や処遇に関する意見を十分伝えること
- 非行を犯した生徒が保護観察に付されたときは、学校としても、保護観察中に守るべき遵守事項を早い段階で共有し、生活指導に活かしていくこと
- 学校だけでは解決が困難な場合に、管理職に相談し、個別事案ごとにその内容に最もふさわしい専門性をもつ機関とケース会議を開き、対応方針について検討すること

4 児童虐待や非行問題に関し、学校が連携すべき主な関係機関

- ・ 警察 非行少年や不良行為少年の検挙・補導、立ち直りに向けた支援、児童虐待事件に関する捜査協力
- ・ 児童相談所 児童虐待や要保護児童（触法少年を含む）問題への福祉的な支援
- ・ 児童自立支援施設 生活指導を要する児童を受け入れ、児童に応じた社会自立を支援
- ・ 家庭裁判所 通告又は送致を受けた非行少年の調査と保護処分決定
- ・ 保護観察所 保護観察官・保護司による保護観察処分に付された少年の指導・援護

5 香川県学校・警察相互連絡制度（平成16年締結）

本制度は、問題行動を起こす児童生徒に深く関わる学校と警察が、非行等の情報を共有し合うことによって、問題の所在を相互理解し、自らの役割を果たしつつ、児童生徒の健全育成や立ち直りを図ることを目的としたもので、県内全ての教育委員会が警察と協定を締結しています。

【参考】「HAND IN HAND 2025 少年健全育成のための連携の手引き」（香川県児童生徒健全育成等連絡協議会 令和7年3月）

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）において、学校及び学校の教職員には、児童虐待の早期発見と通告義務が課せられています。

各学校では、日常の観察により、児童生徒、家庭状況を把握するとともに、健康診断や水泳指導、教育相談やアンケート等から、児童生徒の体調や心身の状態を確認するなど、早期発見・早期対応に努めなければなりません。

また、不登校や非行、いじめ、自殺等は、いわば表に現れた現象面での問題ですが、これらの背景として虐待が要因となっている可能性もあることに留意する必要があります。

教職員は、児童生徒への虐待に対して深い理解をもっていないと、けがやあざ等のサインが出ていても虐待に気付かずに見過ごしてしまいます。そこで、児童虐待についての正しい知識と対応方法を身に付けて児童生徒と接するとともに、虐待の被害を受けた児童生徒を適切に保護するため、早期発見・早期対応をすることが必要です。

1 児童虐待の定義（法第2条関係）

児童虐待とは、保護者（親権を行う者など児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳未満の者をいう。以下同じ。）に対して行う、次に掲げる行為をいいます。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること、又はさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による(1)、(2)又は(4)の行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者（事実上の婚姻関係も含む。）に対する暴力又は心身に有害な影響を及ぼす言動、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 児童に対する虐待の禁止（法第3条関係）

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

3 学校・教職員の役割、責務（法第5条第1項及び第6条第1項関係）

法は、学校等児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」とし、さらに、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」と規定しています。虐待かどうかは通告を受けた児童相談所等が判断するもので、調査の結果、児童虐待の事実がなかったことが判明しても、そのことで通告した学校や教職員が責任を問われることはありません。また、通告を受けた児童相談所等は、その職務上知り得た事項であって、当該通告をしたものを特定させるものを漏らしてはならない（法第7条）と通告元の秘匿義務が課されています。一人で抱え込まず、直ちに管理職に報告してチームとして対応するとともに、子どもの在校時間中に対応が取れるように通告、通報することが重要です。

4 守秘義務との関係（法第6条第3項、第13条の4関係）

（1）関係機関との連携について

ここで問題となるのは、「教職員が児童虐待事案を通告することは、職務上知り得た秘密を漏らすことになるのではないか。」という通告義務と守秘義務との関係です。法は、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。（法第6条第3項）」と規定し、児童虐待の通告の場合には守秘義務が解除されるとしています。このほか、学校の教職員等は、「児童相談所や市町（虐待対応担当課）から虐待に係る子ども又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができる」ともされています。（法第13条の4）

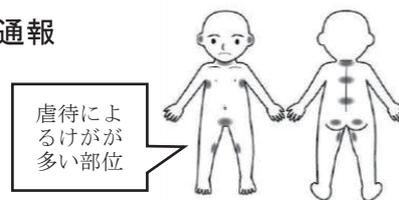
（2）保護者への対応について

外傷の原因が不明確なため、保護者に確認する場合、「お子さんは、〇〇とっていますが。」等と保護者に伝えたり、保護者を責めたりするような言動は避けてください。そのことで子どもに更なる危害が加えられるおそれがあるからです。また、保護者から、情報源（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、情報源を保護者に伝えないこととともに、児童相談所等と連携しながら対応する必要があります。

5 児童相談所及び市町（虐待対応課）への通告・警察への通報

（1）日頃からの児童の観察

虐待による外傷が多い部分として、頭部、頸部、脇下、上肢の内側や腹部、背中、手の甲、性器、臀部、下肢の内側や後面等があげられます。また特に、頸部より上（頭、顔、首等）の負傷は、軽微なものであっても、後に事態が急展開して重大な傷害に発展する可能性があるものと認識しましょう。



外傷がなくても、気になる様子（理由不明な欠席が多い、衣服の汚れや忘れ物が多い、保護者が児童に無関心など）があれば、時系列に沿って具体的に記録を取っておきましょう。このとき、事実と推測は混同せずに記録しておくことも重要です。

※ 令和2年6月改訂版 文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」虐待リスクのチェックリスト

(URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm) 参照

（2）通告・通報先

ア 児童相談所及び警察の両方への通告、通報が必要なとき

（ア）明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合

（イ）生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合

（ウ）性的虐待が疑われる場合

イ 児童相談所への通告が必要なとき

子どもが帰りたくないと言った場合（子ども自身が保護・救済を求めている場合）

ウ 警察への通報が必要なとき

上記ア（ア）～（ウ）のほか、子どもの生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

エ 市町（虐待対応担当課）への通告が必要なとき

上記ア～ウ以外で、児童虐待の疑いを感じたとき

6 通告後の対応

(1) 児童相談所等の調査及び警察の捜査への協力

児童相談所による児童の安全確認や一時保護、警察の捜査について、子どもの安全確保の観点から可能な限り協力することが重要です。

(2) 司法面接（代表者聴取、協同聴取、協同面接）

子どもに与える心理的負担の軽減や子どもの供述の信用性の確保のため、虐待などの被害を受けた子どもに児童相談所、警察、検察が連携して被害内容を確認する面接のことで、基本的には4歳から小学生の子どもに実施されます。司法面接までは、被害状況について、子どもから詳しく聴取することは控える必要があるため、学校等で子どもに確認する際は、「どんなふうにケガをしたの?」「それからどうなった?」「もうちょっと詳しく教えて。」などの自由質問（「はい」「いいえ」で答えられない回答者が自由に考えて答えられる質問。）での聴取にとどめ、速やかに児童相談所や警察に連絡することが重要です。

7 要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」とする。）への積極的な参画

要対協でケース管理されている児童生徒等については、おおむね1ヶ月に1度、出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面で情報提供することと、休業日を除いて7日以上欠席した場合（本人に面会ができる等で状況の把握を行なっている場合は除く。）は、速やかに児童相談所や市町（虐待対応担当課）に情報提供することが求められています。また、転居に伴う転校や、進学の際にも児童相談所や市町（虐待対応担当課）との情報共有は非常に重要であり、学校間の引継ぎについては、転出元・進学元の学校は、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の文書の写し等を、転校先・進学先の学校に確実に引継ぐことが求められています。

【参考】

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省 令和2年6月改訂版）

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」

（文部科学省 平成31年2月）

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（文部科学省 平成31年2月）

「教職員向け児童虐待対応の手引き 虐待から子どもを守る！」（香川県教育委員会 令和元年12月）

1 子どもの読書活動の推進

読書活動は、子どもが言葉を学び、本の世界のイメージを広げるなどの経験を通して、読解力・表現力・創造力を高め、知性や感性を豊かなものにし、人生をより豊かに深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

県では、「読書に親しみ、読書を楽しむ子ども」の育成を目指して、乳幼児から読書に親しむ環境づくりや、家庭、地域社会、学校等社会全体で取組を進めるとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民の理解と関心を深めていく施策を推進しています。

<読書に関する活動や環境の現状>

	項 目	現況	年度
1	家で、読み聞かせ又は読書を週1回以上行っている子どもの割合	幼 児(3～5歳) 83% 小学生(1～3年) 74% 小学生(4～6年) 72% 中学生(1～3年) 48% 高校生(1～3年) 29%	6年度
2	公立図書館における中学・高校生を対象とした、読書コーナーの設置や読書啓発の実施率	87%	6年度
3	「一斉の読書活動」を週1回以上実施している学校の割合	小学校 82% 中学校 58% 特別支援学校 74%	2年度
4	「学校図書館図書標準」達成学校の割合	小学校 85% 中学校 66%	2年度
5	読書ボランティア等の協力を得て読書活動をしている学校の割合	小学校 80%	2年度

2 施策の方向と取組

子どもの読書活動のより効果的な推進を図るため、次の項目について重点的に取り組むこととしています。この中には学校が中心となる取組みや、家庭・地域への積極的な働きかけが必要なものがあります。

○ 家庭における読書活動の推進

家庭における読書習慣の更なる定着を図るため、幼稚園や保育所等で保護者を対象に読み聞かせの必要性や読書活動の重要性を啓発するとともに、読み聞かせのノウハウ等について学ぶ機会を提供します。

○ 地域における読書活動の推進

地域のボランティア団体による読み聞かせやおはなし会等、子どもの読書活動を推進する活動が広がり充実していくよう支援するとともに、県立図書館では、児童資料コーナーや中学生、高校生を対象とした資料の充実を努めます。

○ 学校における読書活動の推進

県内の幼稚園、保育所等、小・中・高等学校及び特別支援学校においては、各学校・園等の実態に応じて、読み聞かせや朝の読書活動等の一斉に読書に親しむ時間を設けるなど、子どもの読書活動を推進しています。また、小・中学生対象のブックリスト「香川の子どもたちに贈る 100冊」の活用を促し、児童生徒と本との出会いを創出しています。県立高校においては、読書活動の推進に関する研究指定校による実践研究を進め、その成果を広く県内の各学校に普及させることを通じて、子どもの読書活動を推進します。

○ 家庭、地域、学校等の連携・協力の推進

子どもの読書活動を支援していくため、家庭、地域、学校がそれぞれ担うべき役割を果たす一方で、ボランティア団体の読み聞かせ活動を支援するとともに、読み聞かせを行うボランティアを養成するなど、保護者による学校図書館の支援活動を促します。

また、子どもの多様な読書の要望に応えるため、県立図書館で幼稚園等や学校に児童資料の団体貸出しや学校支援文庫の貸出しを行うほか、市町立図書館司書の資質向上を図るための研修会を実施します。

○ 啓発・広報の推進

「子ども読書の日」（4月23日）と「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）を広くPRし、公立図書館を中心に読み聞かせ、おはなし会、絵本の展示会等、県内全域で子どもやその保護者が読書活動を楽しめるイベントを開催し、子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を深めてもらえるよう努めます。

4月23日の「子ども読書の日」にちなみ、毎月23日を含む週（日曜日から土曜日）を「23（にさん）が60（ろくまる）読書運動」として、毎週、家族で一緒にその1週間に合計60分以上を目標に読書活動に取り組むよう呼びかけます。

また、国や県の表彰制度により、子どもの読書活動の推進に関して優れた取組を行っている学校、園、図書館、団体及び個人を表彰し、県民に紹介するとともに、生徒がお互いに本の魅力を紹介し評価する書評合戦（ビブリオバトル）の開催等を通じて、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成に努めます。

3 おわりに

学校は、児童生徒の読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っており、発達の段階に応じて学校図書館を計画的に利用・活用し、主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実させていく必要があります。

新しく教員となったみなさんも、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の様々な教育活動を通じて、児童生徒の主体的・意欲的な読書活動を充実させるよう取り組むとともに、自らも児童生徒のよきモデルとなるよう読書に積極的に親しんでほしいと思います。

I 公文書

公文書(行政文書)とは、学校の職員が職務上作成、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電子的媒体記録であって、当該学校の職員が組織的に用いるものとして、当該学校が保有しているものをいいます。

1 文書の管理

文書は、①その存在及び所在を常に把握できる状態にしておくこと、②常に整理し、非常災害に対する措置を講じておかなければならないこと、③保存期間が経過したときはこの規則が定めるところにより破棄することを原則とします。

また、迅速かつ正確に処理するとともに、丁寧に取り扱い、破損・紛失の防止に努めることはいふまでもありません。特に、個人情報の保持には留意する必要があります。

2 文書の作成

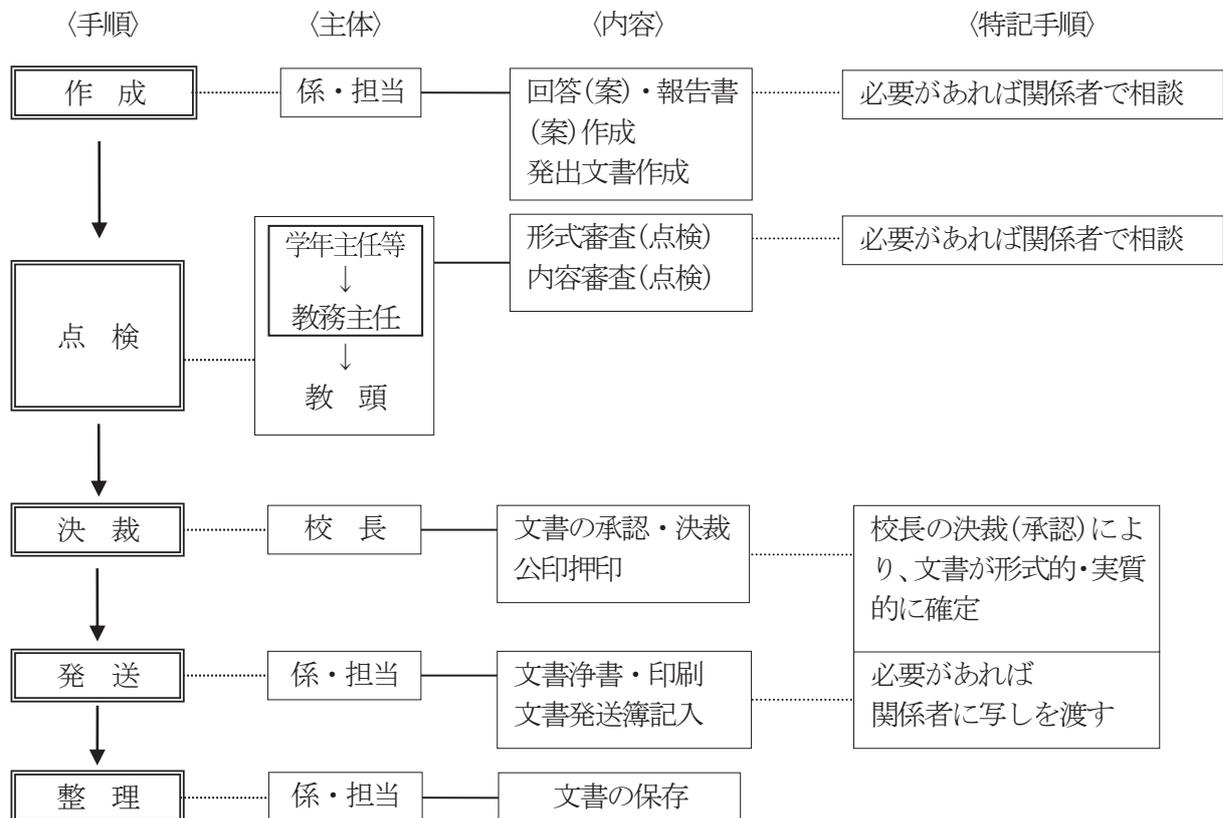
学級担任や校務分掌の担当が作成した文書は、学年主任や教務主任、教頭の点検を受け、校長の決裁(承認)を経た後に発送します。文書の作成、点検、決裁(承認)、発送については、一定の手順が学校において決められているので、それに従って行うことになります。

学級や学年から保護者向けに発出する「通信」も公的な文書としての性格を有していますので、発出の際は、各学校の手順に従うことになります。

3 文書の收受

学校に文書取扱担当が置かれていれば、その担当者が文書の受付を行っています。收受については、各学校において一定の手順が定められていますので、それに従って処理することになります。

◎ 文書作成等の手順の例



II 公 簿

公文書のうち、学校に備えなければならない表簿は、管理者を定めて、校長室等特定の場所に保管するようにしています。

[参考となる法規名]
学校教育法施行規則 第28条

- 1 学校に関係のある法令
- 2 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 3 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 4 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 5 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 6 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 7 往復文書処理簿

これらの学校の備付表簿は、指導要録の一部を除いて保存期間が5年間と決められています。

学校教育法施行規則
第28条第2項
学校保健安全法施行規則
第8条第4項

1 指導要録

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程並びに指導結果の要約を記録するものです。児童生徒への指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿としての性格をもっています。

学校教育法施行規則 第24条

(1) 児童生徒が入学・転入学した場合

児童生徒が、学校に在籍することになれば指導要録を作成しなければなりません。

(2) 児童生徒が進学した場合

当該児童生徒の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければなりません。

(3) 児童生徒が転学した場合

当該児童生徒の指導要録の写しを作成し、これを転学先の校長に送付しなければなりません。転学経歴のある児童生徒については、転学により送付を受けた以前の学校の指導要録の写しも送付します。

その他転学時に送付する文書等
・在学証明書
・健康診断に関する表簿
・教科用図書給与証明書

[指導要録の保存期間]

20年間	指導要録の原本・写し（学籍に関するもの）
5年間	指導要録の原本・写し（指導に関するもの） 指導要録の抄本

学校には、総務・財務等の専門性を有する事務職員が1人ないし2人配置され、学校運営に関わっています。学校が教育目標を具現化するためには、教職員がそれぞれの専門性を発揮し、子供たちの教育に関わっていくことが必要です。そのためにも、事務職員の職務について理解を深めるとともに、情報共有に努め、同僚職員として連携・協力関係を築くことが大切です。

1 事務職員の職務

小・中学校に勤務する事務職員の職務について、学校教育法では「事務職員は、事務をつかさどる。」(学校教育法第37条第14項等)と規定しています。事務職員は、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担のもと、総務・財務等に通じる行政職員として、担当する事務の処理、指導、提案等を行っています。事務職員の標準的な職務内容については、香川県教育委員会教育長及び文部科学省初等中等教育局から具体例が通知されており、各市町教育委員会及び各学校ではこの通知文と教職員の配置等を考慮して事務職員の校務分掌を定めています。

学習指導要領では、学校におけるカリキュラム・マネジメントが重要視されており、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を効果的に組み合わせるために、学校の予算や施設管理等に精通した事務職員がその力を発揮することが期待されています。また、チーム学校^{*1}の実現のためにも、事務職員が、より主体的・積極的に校務運営に参画することが求められています。

2 教員の事務手続きの窓口としての事務職員

教員には、所属する学校を設置する市町の職員としてのサービスの手続きや、県費負担教職員^{*2}としての給与上の手続き等が多数あり、例えば、採用時に行う「サービスの宣誓」や「通勤届の提出」、「出張伺いの提出」等が挙げられます。教員の様々な手続きの窓口として、届出等を受理し、内容を確認して本庁(市役所、町役場、県庁)等に提出することは事務職員の重要な業務の一つです。

教員の日々の営みは、事務職員の事務処理に支えられています。教員と事務職員の双方が自身の業務に注力できるよう、これらの手続きは円滑に行いたいものです。

なお、次のような出来事が生じる場合もまたサービスや給与上の手続きが必要となります。事務職員と相談しながら主体的に手続きを進めましょう。

- 《例》
- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| ○休暇を取得する | ○人間ドックを受診する | ○引越しする |
| ○運転免許を更新する | ○自動車保険を更新する | ○自動車を買替える |
| ○結婚する | ○子供が生まれる | ○配偶者が仕事を始める |

3 教員と事務職員との協働

学校教育は、教員のみが担っているのではなく、例えば教材の選定や購入が授業の内容や方法と結びついているように、事務職員をはじめ様々な人々と共に展開していくものです。事務職員は、教員とは異なる立場・視点で学校運営に関わり、日々の教育活動を充実させるために施設の維持管理、物品の購入等の環境整備を行っています。

教育活動を行う教員と学校の環境整備にあたる事務職員が連携し、同じ目標に向かって協働することで学校の教育力は高まります。そのためには、平素のコミュニケーションを大切にして、お互いの職務を理解し、共に取り組む意識をもつことが必要です。

4 事務の共同実施

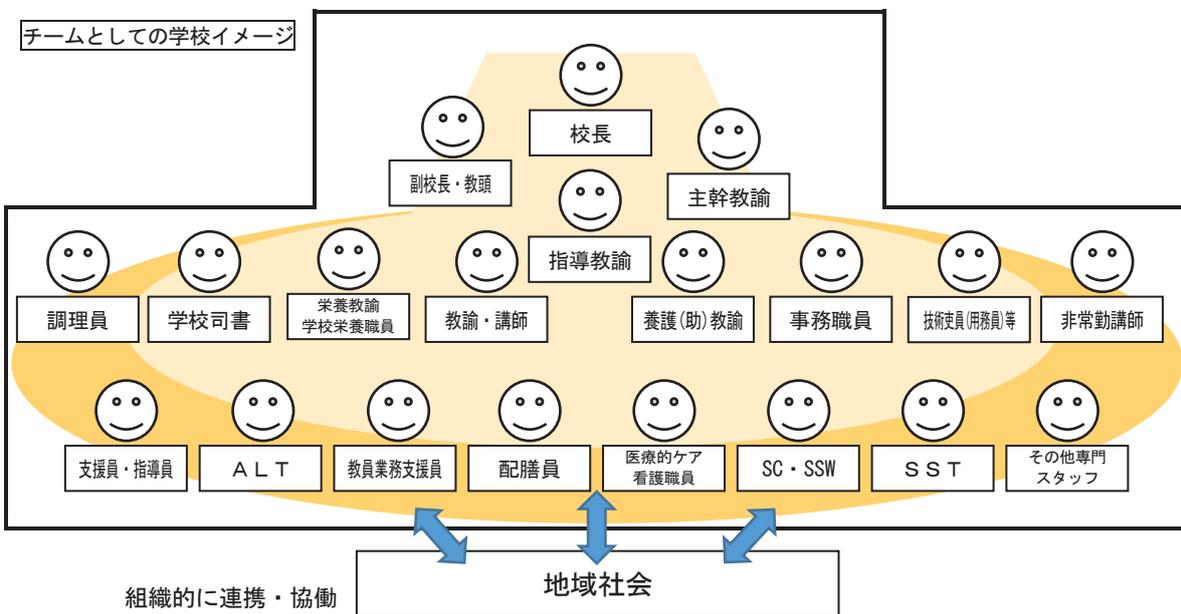
各校1人ないし2人配置である事務職員が、小・中学校の事務を円滑かつ適切に処理するため、複数の学校で一つのグループを編制する共同実施体制がとられています。事務職員には、グループ内の全ての学校への兼務が発令されており、各校の事務処理をすることができます。

共同実施では、対面又はオンラインにより各校の事務職員が定期的に集まり、各市町の実施要項に基づき、グループ内の学校の「給与・旅費」、「服務」、「財務・備品」に関する事務処理や、「事務職員の研修」、「学校運営及び教育活動の支援」等を共同で行っています。また、近年は共同実施をさらに進め、各校の事務を集中してより効果的に処理する「共同学校事務室」を設置する市町も出てきています。

*1 チーム学校の一員として

学校には、学校教育法等に基づき、学校や地域の実態等を踏まえ、学校用務員、給食調理員、教員業務支援員等の職員が配置され、職務を担っています。各学校では、それぞれの職員が力を十分に発揮できるよう、連携・分担の仕組みを整えています。また、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメント機能を強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備しています。その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員が心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化することが重要です。

このような「チームとしての学校」の体制を整備することによって、教職員一人一人が、自らの専門性を発揮するとともに、専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、子供たちの教育活動を充実していくことが期待できます。



【「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（平成27年12月21日 中央教育審議会）」から作成】

*2 県費負担教職員

市（指定都市を除く）町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担としているため、「県費負担教職員」という。

教職員の安全衛生は、「労働安全衛生法」と「学校保健安全法」の二つの法律によって守られています。所管の教育委員会においては、教職員の健康障害を防止するために、さまざまな労働安全衛生対策を講じています。

1 衛生管理者・衛生推進者、産業医について

各学校において、衛生管理者（教職員 50 人以上の学校）と衛生推進者（教職員 10 人以上 50 人未満の学校）が選任されています。教職員の健康障害を防止するための健康管理や労働衛生教育の企画・実施、職場巡視等を行います。また、教職員 50 人以上の学校（県立学校は全ての学校）には、教職員の健康管理を担う産業医が選任されています。専門的な視点から、勤務実態や職場環境等の点検を行い、所属長に勧告・助言するなど必要な措置を講じる役割も担っています。

2 衛生委員会について

教職員 50 人以上の学校（県立学校は全ての学校）には、衛生委員会が設置されています。校長や衛生管理者、産業医、衛生に関する経験を有する職員の代表等で構成され、教職員の健康の保持増進や健康障害、事故を防止するための基本対策等、教職員の健康・衛生に関する事項を調査審議します。衛生委員会は、快適な職場づくりには欠かすことができない組織です。



3 教職員の健康診断について

教職員は、毎学年定期に、所管の教育委員会が行う健康診断を受けなければなりません。定期健康診断によって、健康状態の推移が分かり、潜在する疾病を早期発見することができます。異常の所見があると診断された場合は、医療機関で必要な精密検査や治療を受け、自己の健康管理に留意してください。また、健康診断結果に基づき、産業医による健康相談を実施している学校もありますので、積極的に活用してください。



4 過重労働に伴う医師による面接指導制度について

過重労働は、疲労の蓄積をもたらす大きな要因となり、脳・心臓疾患の発症との関連性も強く、うつ病の発症にも関わります。そこで、「労働安全衛生法」に基づき、過重労働による健康障害を防止するために、以下に該当する職員の申出により、医師が問診等により心身の状況を把握し、これに応じて必要な指導を行う制度を実施しています。

【面接指導制度の対象者】労働安全衛生規則第 52 条の 2 より

休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者

※ 上記は法定の対象者です。各教育委員会によって対象者の基準は異なりますので、面接指導制度の詳細については、所管の教育委員会に問い合わせてください。

5 ストレスチェック制度について

「労働安全衛生法」に基づき、1 年以内ごとに 1 回、定期的に医師等によるストレスチェックを実施し、高ストレスと判定され面接指導の申出をした職員に対して、医師による面接指導等を実施しています。なお、香川県では、教職員数に関係なく全ての学校で実施しています。

この制度の主な目的は、教職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場環境の改善により、メンタルヘルス不調を未然に防止することです。

6 快適な職場づくりのために

香川県教育委員会では、快適な職場づくりのために「ハラスメントのない快適な職場づくり」（令和 6 年 8 月改訂）を作成し、各学校に配布しています。香川県教育センター Web サイト内オンライン研修サイト「学びの事典」からダウンロードできますので、ご活用ください。

1 新規採用教職員カウンセリング（香川県教職員互助会）

メンタルヘルス対策の一つとして、新規採用教職員のみなさんを対象に、臨床心理士が各学校を巡回し、メンタルヘルス不調の未然防止等のため個別面談を行っています。

2 メンタルヘルス相談（香川県教職員互助会）

臨床心理士が、面談・電話相談を行います。



- 相談は無料です。
- 相談内容の秘密は厳守します。
- 匿名でも相談できます。
- 休暇、休職中の方も利用できます。

相談は、完全予約制です。あらかじめ電話で予約してください。

相談日時	相談場所	予約（直通電話）
月～金曜日 9：00～17：00	健康相談室（健康福利課内） 高松市天神前6-1（天神前分庁舎3階）	(受付) 月～金曜日 8：30～17：00 ☎ 087-832-3798 ☎ 087-832-3860
第2・3・4土曜日 9：00～12：00 13：00～17：00	教職員相談室 高松市西内町7-11 (香川県高等学校PTA会館2階)	

3 こころの健康相談（公立学校共済組合香川支部）

こころの健康について、医師等の専門家が相談に応じます。対象者は、公立学校共済組合香川支部の組合員本人です。相談機関から相談者名や相談内容等の報告を受けることはありませんので、安心して利用してください。「利用券」を使って下記の指定相談機関で年度内3回まで無料で相談ができます。

指定相談機関名	電話番号	所在地
こころの相談室ウィズ	0877-46-1011	坂出市室町 3-5-28 総合病院 回生病院内
図子メンタルクリニック	087-870-2355	さぬき市志度 2383-1
たなかクリニック	087-812-5556	高松市番町 3-3-17 プレシヤス番町ビル 4階
森岡メンタルクリニック	087-891-9877	木田郡三木町氷上 403-5
ゆりのき診療室	087-874-2217	高松市国分寺町国分 2090-1
公立学校共済組合四国中央病院	0896-58-3515	愛媛県四国中央市川之江町 2233
香川カウンセリングセンター	080-4991-9779	高松市紺屋町 5-5 紺屋町ファイブビル 501
日本産業カウンセラー協会 四国支部香川事務所	087-816-8040	高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 4階 411号室
カウンセリング・AZ	087-880-6011 090-9451-8341	高松市香西本町 234-1

利用方法

- ① 利用希望者は、共済組合へ電話または申請書で利用券発行の申込みをしてください。
*電話（087-832-3861）または、申請書（香川支部ホームページ>各種様式ダウンロード>利用券申請書）
- ② 希望する相談機関に直接電話し、「こころの健康相談」利用であることを伝え、必要があれば予約をしてください。
- ③ 相談は、面談により行います。（メールや電話での相談はできません。）
- ④ 相談の際は「利用券」及び「現行のマイナ保険証等の本人資格を確認できるもの」を持参し、受付で提示してください。
*投薬等の治療や、キャンセル料が発生する場合は自己負担となります。

4 心ほっとサポート@公立学校共済（公立学校共済組合本部）

「心の専門家」の公認心理師・臨床心理士等が、LINEで悩みに応えます。
※組合員が利用できます。

相談日 毎週土・日・月・水

受付時間 18:00～22:00（祝日・年末年始も受付）

相談時間 1日1回 30～60分程度

相談の前に、右の二次元コードから友達追加、利用規約の確認が必要です。



5 電話・面談メンタルヘルス相談（公立学校共済組合本部）

「心の専門家」の臨床心理士がカウンセリングを行います。
※組合員と被扶養者が利用できます。

☎ 0800-700-5680（通話料無料）

(1) 電話相談

受付時間 月～土曜日 10:00～22:00（祝日・年末年始を除く）

利用時間 1回20分程度

(2) 面談予約

受付時間 月～土曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く）

利用時間 1回50分程度

1人年間5回まで無料

初回申込みは、上記フリーコールで予約が必要です。

面談実施機関一覧



6 Web相談（こころの相談）（公立学校共済組合本部）

メンタルヘルスに関する相談を、Web上で24時間受け付けます。

※組合員と被扶養者が利用できます。

・ <https://www.mh-c.jp/> または右の二次元コードからアクセスしてください。

ログイン番号：783269

・臨床心理士が3営業日以内を目途に個別に回答します。

Web相談（こころの相談）



7 四国中央病院・メンタルヘルス相談（担当相談員による面接相談）

※組合員と被扶養者が利用できます。

・公認心理師が相談に応じます。（年3回まで無料）

・相談時間は、原則20～50分程度です。

・相談は、対面またはオンラインで実施します。

(1) 対面での相談

場所：四国中央病院 四国中央市川之江町 2233

予約受付：平日 9:00～17:00

公立学校共済組合本部規程の交通費の補助があります。マイナ保険証等をご持参ください。

予約方法▶メンタルヘルス係まで電話してください。☎0896-58-3515（代表）

(2) オンラインでの相談

ビデオ通話アプリ「Zoom」を使っての面談となります。お手元にマイナ保険証等をご用意ください。四国中央病院ホームページ内メールフォームからお申し込みください。

四国中央病院ホームページ
事業詳細



教職員の福利厚生

(令和7年4月1日現在)

医療費	療養費 本人	保険診療等の費用の $\frac{70}{100}$ を直接医療機関等に支払
	家族療養費 被扶養者	保険診療等の費用の $\frac{70}{100}$ を直接医療機関等に支払
	一部負担金払戻金 本人	医療機関の窓口で自己負担した額が2万5千円(上位所得者は5万円)を超えると、その超えた額を自動給付(100円未満の端数切捨て)
	家族療養費附加金 被扶養者	医療機関の窓口で自己負担した額が2万5千円(上位所得者は5万円)を超えると、その超えた額を自動給付(100円未満の端数切捨て)
	(互)療養費補助金 本人・被扶養者	自己負担額から共済組合の給付金を差し引いた額7千円を超えると、その超える額を自動給付
結婚祝金	(互)結婚祝金4万円(請求書が必要) 組合員同士の場合は双方に支給	
出産費	本人	・共済組合より48万8千円(産科医療補償制度に加入する医療機関で出産したときは、50万円) ・(互)出産見舞金2万円(自動給付)
家族出産費	被扶養者	・共済組合より48万8千円(産科医療補償制度に加入する医療機関で出産したときは、50万円) ・(互)出産見舞金2万円(自動給付。ただし、配偶者が被扶養者でない場合は請求書が必要)
傷病手当金		療養が長びき勤務することができず、給料の全部または一部が支給されなくなったとき、共済組合より1年6か月間(土・日を除く)を限度に1日につき標準報酬月額× $\frac{1}{22} \times \frac{2}{3}$
災害見舞金		住居、家財の損害の程度により ・共済組合より標準報酬月額×(0.5月分～3月分)
その他		[共済組合] ・休業手当金、出産手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金、育児時短勤務手当金、介護休業手当金、弔慰金、埋葬料、家族埋葬料等の法定給付及び附加給付 ・高齢厚生年金等の年金給付 ・住宅、教育等資金貸付 ・特定健診等事業 ・健康管理事業(人間ドック、各種セミナー講師派遣、ヘルスアップセミナー等) ・一般事業(法律相談等) 等 [互助会] ・休業補助金 ・死亡弔慰金 ・退職餞別金 ・貸付 ・選択型福利厚生(兼宿泊保養施設利用補助)事業 ・入院見舞金 ・教育研究活動助成 ・リフレッシュ旅行補助 等

■ 詳細は、公立学校共済組合香川支部ホームページ、香川県教職員福利厚生サポートページ(Web サイト)及び「福利かがわ」(年4回発行)をご覧ください。

■ 問い合わせ先 公立学校共済組合香川支部
(香川県教育委員会事務局健康福利課内) TEL(087)832-3791～3795、3861
香川県教職員互助会
(香川県教育委員会事務局健康福利課内) TEL(087)832-3796

■ 引用・参考文献一覧 ■

教育課程 及び 学習指導		
「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 (小学校) (中学校)	R 2	国立教育政策研究所教育課程研究センター
学習評価の在り方ハンドブック	R 元	国立教育政策研究所教育課程研究センター
さぬきの授業 基礎・基本 実践事例集、別冊 (I～IV)	H26～H31	
さぬきの授業 基礎・基本 [改訂版] ～子どもに学びのときめきを～	H29	香川県教育委員会
これからの「さぬきの教員」に求められる授業づくりの三訓と2つの柱	R 3	香川県教育委員会
小学校理科の観察、実験の手引き	H23	文部科学省
学校体育実技指導資料 第1集(剣道) H22、第2集(柔道) H25、第4集(水泳) H26 第7集(体づくり運動) H24、第8集(ゲーム及びボール運動) H22 第9集(表現運動系及びダンス) H25、第10集(器械運動) H27		文部科学省
小学校体育(運動領域)指導の手引 ～楽しく身に付く体育の授業～	R 4	スポーツ庁
小学校体育(運動領域)「まるわかりハンドブック」低・中・高	H23	文部科学省
改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引	H31	文部科学省
改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引	R 2	文部科学省
授業風景が見える小学校英語指導	H29	香川県教育委員会・直島町教育委員会
小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック	H29	文部科学省
なるほど！小学校外国語シリーズ なるほど！なっとく！小学校外国語シリーズ (MEXT channel)		文部科学省
NITS のオンライン研修		独立行政法人教職員支援機構
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のためのサポートマガジン みるみる		文部科学省
令和7年度 学校教育実践の手引き		香川県教育委員会
生徒指導		
生徒指導提要	R 4	文部科学省
生徒指導リーフ	H24～	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
小学校問題行動等防止プログラム ～実態把握にはじまる生徒指導体制と教育活動の充実をめざして～	H23	香川県教育委員会
かがやく笑顔をとりもどすためにーいじめ問題への対応の在り方ー	H25	香川県教育委員会
子どもは待っています 先生のあたたかい手を ～暴力行為を起こす児童生徒の立ち直りに向けた望ましい支援～	H24	香川県教育委員会
「ありのままの自分でいられる学級をどの子にも～不登校対応 今、大切にしたい「3つのアプローチ」～」	H27	香川県教育委員会
HAND IN HAND 2025 少年健全育成のための連携の手引き	R 7	香川県・香川県教育委員会・香川県警 ・香川大学
教職員向け児童虐待対応の手引き「虐待から子どもを守る！」	R 元	香川県教育委員会
ネット・ゲーム依存予防対策学習シート	R 2～	香川県教育委員会
学校現場におけるネット・ゲーム依存予防対策マニュアル	R 6	香川県教育委員会
非認知スキル向上プログラム	R 3	香川県教育委員会
不登校児童生徒支援の手引き Let's Team Support さぬきっ子の社会的な自立をチームで支えよう	R 6	香川県教育委員会
特別活動		
学級・学校文化を創る特別活動(中学校編)(教員向けパンフレット)	H26	文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター
学級・学校文化を創る特別活動(中学校編)(教員向け指導資料)	H28	文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター

みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編） （教師向けパンフレット）	H30	文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター
みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編） （教師用指導資料）	H30	
小学校特別活動映像資料	R 4	
小学校特別活動映像資料児童会活動・クラブ活動編	R 6	国立教育政策研究所教育課程研究センター
中学校・高等学校特別活動指導資料	R 5	国立教育政策研究所教育課程研究センター
中学校・高等学校キャリア教育の手引き	R 5	国立教育政策研究所教育課程研究センター
総合的な学習の時間		
今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 （小学校編）（中学校編） NITS のオンライン研修	R 3～	文部科学省 独立行政法人教職員支援機構
キャリア教育		
小学校キャリア教育の手引き（改訂版）	R 4	文部科学省
キャリア教育をデザインする 「今ある教育活動を生かしたキャリア教育」	H24	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
キャリア教育が促す「学習意欲」	H26	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
子供たちの「見取り」と教育活動の「点検」	H27	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変える！キャリア教育	H28	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
キャリア・パスポート 特別編 1～10	H30～R 4	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
「さぬきっ子キャリア・パスポート」	R 2	香川県教育委員会
職業に関する体験活動特別編 1 「改めて職業に関する体験活動の意義を考える①～キャリア教育に関する総合的研究から～」	R 6	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
情報教育		
「情報教育の推進等に関する調査研究」成果報告書	R 元	文部科学省
情報化社会の新たな問題を考えるための教材	H28～R 4	文部科学省
小学校プログラミング教育に関する研修教材	R 元	文部科学省
小学校プログラミング教育に関する指導案集	R 2	文部科学省
小学校プログラミング教育の手引（第三版）	R 2	文部科学省
S t u D X S t y l e		文部科学省
教育の情報化に関する手引き	R 2	文部科学省
情報モラル教育の充実等		文部科学省
インターネットトラブル事例集 2025 年版		総務省
インターネット利用適正化		香川県教育委員会
環境教育		
環境教育指導資料（幼稚園・小学校編）	H26	文部科学省・国立教育政策研究所教育課程研究センター
香川県環境学習教材「さぬきっ子 環境スタディ」	H25～H30	香川県環境森林部環境政策課・香川県教育センター
社会教育		
つな Go！学校・家庭・地域	R 2	香川県教育委員会
ふるさと教育		
学校と地域でつくる学びの未来	R 4	文部科学省
地域学校協働活動	R 4	文部科学省

「ふるさと香川」(小学校版)(中学校版)	H17	香川県教育委員会
道徳教育		
道徳読み物資料集(新ふるさとの心)(小学校)H23、(中学校)H24		香川県教育委員会
「特別の教科道徳」の指導方法・評価等について(報告)	H28	道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議
道徳教育アーカイブ	H29～R6	文部科学省
幼小接続		
子どもの学びをつなぐ	H27	香川県教育委員会
幼児期の育ちのみちのり	H28	香川県教育委員会
発達や学びをつなぐスタートカリキュラム	H30	文部科学省・国立教育政策研究所教育課程研究センター
香川県就学前教育振興指針	R2	香川県・香川県教育委員会
幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)	R4	文部科学省
幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料(初版)	R4	文部科学省
学校安全		
学校の危機管理マニュアル作成の手引	H30	文部科学省
学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン	R3	文部科学省
学校における安全点検要領	R6	文部科学省
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	H31	文部科学省
防災の手引(改訂版)	H25	香川県教育委員会
学校保健		
養護教諭のための児童虐待対応の手引	H19	文部科学省
教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引	R3	文部科学省
学校において予防すべき感染症の解説(令和5年度改訂)	R6	日本学校保健会
児童生徒等の健康診断マニュアル(改訂版)	H27	日本学校保健会
学校環境衛生管理マニュアル(改訂版)	H30	文部科学省
教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応	H21	文部科学省
改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引	H31	文部科学省
改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引	R2	文部科学省
学校における熱中症ガイドライン作成の手引	R3	文部科学省
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》	R2	日本学校保健会
学校給食		
食に関する指導の手引ー第二次改訂版ー	H31	文部科学省
「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育ーチーム学校で取り組む食育推進のPDCAー」	H29	文部科学省
小学生用食育教材「たのしい食事つながる食育」	H28	文部科学省
学校給食における食物アレルギー対応指針	H27	文部科学省
中学生用食育教材(指導者用)「食」の探究と社会への広がりー食を通して自分たちの社会を見つめようー」	R3	文部科学省
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」《令和元年度改定》	R2	日本学校保健会
学校給食衛生管理基準の解説ー学校給食における食中毒防止の手引ー	H23	日本スポーツ振興センター
食に関する指導資料(小学校編)H19(中学校編)H20		香川県教育委員会
人権・同和教育		
人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]	H20	人権教育の指導方法等に関する調査研究会議
人権・同和教育教職員ハンドブック「みんなですすめる人権・同和教育(改訂版)」	R3	香川県教育委員会

人権・同和問題学習教職員リーフレット「人権意識を学ぶ」授業から「実践行動を学ぶ」授業へ R 3	香川県教育委員会
特別支援教育	
教員のための特別支援教育ガイドブック ー発達障害のある子どもたちを豊かに支えるためにー H21	香川県教育委員会
すべての教員のための「特別支援教育ハンドブック」 R 2	香川県教育委員会
外国人児童生徒教育	
外国人児童生徒教育研修マニュアル H26	文部科学省
外国人児童生徒受入れの手引【改訂版】 H31	文部科学省
NITS のオンライン研修	独立行政法人教職員支援機構
香川県教育センター関係指導資料一覧	
達人が伝授！ すぐに役立つ学級経営のコツ H26	香川県教育センター
教職員のためのサポートブック ①「保護者とのよりよい関係を築くために」 H23 ②「だれもが安心して過ごせる学級をつくるために」 H24 ③「ゆるやかな絆と信頼で結ばれた職場づくりのために」 H26	香川県教育センター
「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくり H29	香川県教育センター
未来の学びにつながる ICT を活用した授業づくり H30	香川県教育センター
学びの質を高める授業づくり H31	香川県教育センター
1人1台端末環境での授業づくり R 5	香川県教育センター
実現！私の ICT 活用 R 6	香川県教育センター
授業改善！「学び手としての主人公」になる ICT 活用 R 7	香川県教育センター
全国学力・学習状況調査報告書 R 6	香川県教育センター
香川県学習状況調査報告書 R 7	香川県教育センター



★ 「学校教育実践の手引『指導資料一覧』（香川県教育委員会）」や、香川県教育委員会、香川県教育センター等、関係機関の Web サイトを参照してください。

(表紙絵・カット 佐々木 啓祐)

教員としての 資質の向上に関する指標と 基礎期に求められる具体的な姿

1	教 諭	162
2	養護教諭	164
3	栄養教諭	166

1 教員としての資質の向上に関する指標と基礎期に求められる具体的な姿（教諭）

キャリアステージ 観 点		基礎期 1	基礎期に求められる具体的な姿の例	自己評価	
				令和8年 月	年 月
目安となる経験年数		1年目～6年目			
素養・資質 A	使命感・責任感 a	<p>教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。</p> <p style="text-align: right;">Aa1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員として服務規律を遵守し、規範意識を持って職務に専念することができる。 ・スケジュール管理に努め、時間や提出期限を守ることができる。 		
	コミュニケーション b	<p>教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。</p> <p style="text-align: right;">Ab1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉遣いやマナーなどの社会人としての常識を身に付け、誠実な対応ができる。 ・悩みや困ったことが生じた場合には、管理職や同僚に相談することができる。 		
	自己研鑽 c	<p>他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。</p> <p style="text-align: right;">Ac1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追求することができる。 ・管理職や同僚等との助言を謙虚に受け止め、自分を振り返り自己の成長につなげることができる。 		
知識・技能 B	子ども理解 a	<p>子どもとのかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。</p> <p style="text-align: right;">Ba1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に公平かつ受容的、共感的にかかわることができる。 ・児童生徒一人一人の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、個に応じた指導、支援を行うことができる。 		
	学習指導 b	<p>学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。</p> <p style="text-align: right;">Bb1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領と児童生徒の実態を踏まえ、学習指導案を作成したり、授業を立案したりすることができる。 ・発問や板書、机間指導を効果的に用いて、授業のねらいに応じた指導を行うことができる。 		
	生徒指導 c	<p>子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。</p> <p style="text-align: right;">Bc1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のよさを認め、児童生徒が安心して安全に過ごせる温かい学級づくりに取り組むことができる。 ・不登校やいじめなどの教育課題について理解し、その予防、解決に取り組むことができる。 		
連携・協働 C	学校づくり a	<p>学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。</p> <p style="text-align: right;">Ca1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の学校教育目標をよりよく達成するために、自己の役割においてPDCAサイクルを確立して取り組むことができる。 ・同僚と協働することの意義を理解し、問題解決に向けてチームで対応することができる。 		
	参画・運営 b	<p>保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。</p> <p style="text-align: right;">Cb1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域、外部の専門機関等との連携の必要性を理解し、円滑かつ迅速に対応することができる。 ・担当する校務分掌について、責任を自覚し、迅速かつ正確な処理をするとともに、報告や相談を適切に行うことができる。 		
	危機管理 c	<p>学校で起こり得る多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。</p> <p style="text-align: right;">Cc1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から児童生徒の様子を観察したり、保護者や同僚と情報を共有して、指導の経過を記録したりしながら、問題の早期発見、未然防止に努めることができる。 		
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応 ア		<p>特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性、心情及び困難の背景等の理解に努めることができる。 ・他の教職員や保護者と相談しながら、児童生徒一人一人の特性やニーズに応じた分かりやすい指導方法や学習内容の工夫を行うことができる。 		
ICTや情報・教育データの利活用 イ		<p>学校におけるICT活用の意義を理解し、授業や校務等においてICTを積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用の基礎的な知識・技能を身に付け、校務支援ソフト、学習支援ソフト及び提示装置等のICTを積極的に活用することができる。 ・情報活用能力の育成を図るために、児童生徒がICTを適切に活用できるよう指導することができる。 		

発展期 2	深化期 3	関連ページ
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 7年目～20年目 ➔ 21年目～ </div>		
<p>ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。</p>	<p>他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。</p>	<p>1-1 服務—一人一人が責任ある行動を— (p.2) 1-2 社会人としてのマナー (p.4) 1-4 校務分掌・学級事務 (p.8) 1-5 勤務 (p.10) 5-1 特別支援教育とは (p.80) 8-1 食育の推進 (p.112) 9-1 人権教育の指導方法等の在り方について (p.126)</p>
<p>教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。</p>	<p>教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。</p>	<p>1-3 児童生徒との出会い (p.6) 2-4 表情・話し方 (p.23) 4-4 保護者との信頼関係づくり (p.68)</p>
<p>自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。</p>	<p>自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。</p>	<p>2-14 授業力向上のために - 校内研修・自己研修 - (p.43)</p>
<p>子どもの発達段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。</p>	<p>子どもに対する豊かな理解力と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が発揮できるよう、多面的な配慮ができる。</p>	<p>3-3 褒め方・叱り方 (p.52) 4-1 児童生徒理解 (p.62) 4-3 教育相談 (p.65) 5-2 通常の学級における特別支援教育 (p.81) 7-1 健康観察 (p.98) 7-3 健康相談・保健指導 (p.102) 8-6 個別的な相談指導 (p.121)</p>
<p>学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。</p>	<p>学習指導に関する専門的な知識や技能をより一層高め、自ら適切な学習評価と授業改善を行うとともに、組織的な取組となるよう、他教員に対して指導や助言ができる。</p>	<p>2-1 主体的・対話的で深い学びの実現 (p.14) 2-2 情報活用能力の育て方 (p.18) 2-3 学習指導案の作成 (p.20) 2-4 表情・話し方 (p.23) 2-5 発問・助言 (p.24) 2-6 指名の仕方 (p.27) 2-7 発言(考え)の取り上げ方 (p.28) 2-8 板書 (p.30) 2-9 ノート指導 (p.32) 2-10 机間指導 (p.34) 2-11 学習の評価 (p.36) 2-12 個に応じた指導 (p.39) 2-13 グループ学習 (p.41) 8-4 教科等における指導 (p.119) 9-2 人権が尊重される授業づくり (p.128)</p>
<p>子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。</p>	<p>子どもの成長のために多角的な支援を行うとともに、共感的な人間関係の育成に必要なネットワークを機能させ、集団づくりについての指導や助言ができる。</p>	<p>3-1 学級づくり (p.48) 3-4 座席の決め方 (p.54) 3-5 当番活動と係活動 (p.55) 3-6 日課と指導 (p.58) 4-2 基本的な生活習慣の指導 (p.63) 4-5 問題行動等を示す児童生徒の指導 (p.71) 8-3 給食の時間における指導 (p.116)</p>
<p>学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。</p>	<p>学校の教育目標達成に向けた取組を総合的に分析し、「チーム学校」の中心となって、特色ある学校づくりのために貢献する。</p>	<p>3-2 学級経営案 (p.50) 7-2 健康診断 (p.100) 7-6 保健室経営 (p.108) 7-7 学校保健組織活動 (p.109) 8-2 食に関する指導の計画 (p.115)</p>
<p>保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。</p>	<p>保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりにおいてリーダーシップを発揮する。</p>	<p>5-3 支援を広げる・つなげる (p.86) 8-5 家庭・地域との連携 (p.120)</p>
<p>学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。</p>	<p>多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりにおいてリーダーシップを発揮する。</p>	<p>6-1 危機管理体制 (p.90) 6-2 不審者に対する危機管理体制の例 (p.92) 6-3 火災や自然災害に対する危機管理 (p.94) 6-4 学校における安全管理 (p.95) 7-4 救急処置 (p.104) 7-5 感染症・食中毒発生時の措置 (p.106)</p>
<p>特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。</p>	<p>特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。</p>	
<p>ICTを効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。</p>	<p>自らのICT活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。</p>	

2 教員としての資質の向上に関する指標と基礎期に求められる具体的な姿（養護教諭）

キャリアステージ 観 点		基礎期 1	基礎期に求められる具体的な姿の例	自己評価	
				令和8年 月	年 月
目安となる経験年数		1年目～6年目			
素養・資質 A	使命感・責任感 a	<p>教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。</p> <p>養Aa1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員として服務規律を遵守し、規範意識を持って職務に専念することができる。 ・スケジュール管理に努め、時間や提出期限を守ることができる。 		
	コミュニケーション b	<p>教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。</p> <p>養Ab1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉遣いやマナーなどの社会人としての常識を身に付け、誠実な対応ができる。 ・悩みや困ったことが生じた場合には、管理職や同僚に相談することができる。 		
	自己研鑽 c	<p>他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。</p> <p>養Ac1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追求することができる。 ・管理職や同僚等との助言を謙虚に受け止め、自分を振り返り自己の成長につなげることができる。 		
知識・技能 B	子ども理解 a	<p>子どものかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。</p> <p>養Ba1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも、だれでも利用できる保健室経営を目指す。 ・受容的、共感的態度で児童生徒と向き合い、心身の特性や状況、生活環境等を多面的に捉えることができる。 		
	保健教育 b	<p>学校保健に関する基本的な知識や技能を身に付けるとともに、学級担任等との連携を生かした効果的な保健教育が実践できる。</p> <p>養Bb1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭としての、必要な知識や技能を身に付けるとともに、児童生徒への対応に生かすことができる。 ・健康課題の解決に向けて、学級担任と連携した特別活動等における保健教育を実践する。 ・健康課題を抱える児童生徒に対する、保健指導（個別）を行うことができる。 		
	生徒指導 c	<p>子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。</p> <p>養Bc1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現代的健康課題への理解を深めるとともに、関係者と情報を共有し、連携して対応することができる。 ・児童生徒とのかかわりの中で、いじめや児童虐待等の早期発見に努める。 		
連携・協働 C	学校づくり a	<p>学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。</p> <p>養Ca1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の教育目標をよりよく達成するために、自己の役割においてPDCAサイクルを確立して取り組むことができる。 ・同僚と協働することの意義を理解し、問題解決に向けてチームで対応することができる。 		
	参画・運営 b	<p>保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。</p> <p>養Cb1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域、外部の専門機関等との連携の必要性を理解し、円滑かつ迅速に対応することができる。 ・担当する校務分掌について、責任を自覚し、迅速かつ正確な処理をするとともに、報告や相談を適切に行うことができる。 		
	危機管理 c	<p>学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。</p> <p>養Cc1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活において、管理が必要な児童生徒の情報を教職員に提供し、協力して対応することができる。 ・保健室入室状況や安全点検等から、必要な情報を教職員に提供し、問題の早期発見及び未然防止に努めることができる。 		
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応 ア		<p>特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性、心情及び困難の背景等の理解に努めることができる。 ・他の教職員や保護者、学校医等と相談しながら、児童生徒一人一人の特性やニーズに応じた分かりやすい指導方法や学習内容の工夫を行うことができる。 		
ICTや情報・教育データの利活用 イ		<p>学校におけるICT活用の意義を理解し、保健教育や保健管理等にICTを積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用の基礎的な知識・技能を身に付け、校務支援ソフト、学習支援ソフト及び提示装置等のICTを積極的に活用することができる。 ・情報活用能力の育成を図るために、児童生徒がICTを適切に活用できるよう指導することができる。 		

発展期 2	深化期 3	関連ページ
7年目～20年目		21年目～
ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。	1-1 服務――一人一人が責任ある行動を― (p.2) 1-2 社会人としてのマナー (p.4) 1-4 校務分掌・学級事務 (p.8) 1-5 勤務 (p.10) 5-1 特別支援教育とは (p.80) 8-1 食育の推進 (p.112) 9-1 人権教育の指導方法等の在り方について (p.126)
教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。	1-3 児童生徒との出会い (p.6) 2-4 表情・話し方 (p.23) 4-4 保護者との信頼関係づくり (p.68)
自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	2-14 授業力向上のために - 校内研修・自己研修 - (p.43)
子どもの発達段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が発揮できるよう専門的立場からの配慮ができる。	3-3 褒め方・叱り方 (p.52) 4-1 児童生徒理解 (p.62) 4-3 教育相談 (p.65) 5-2 通常の学級における特別支援教育 (p.81) 7-1 健康観察 (p.98) 7-3 健康相談・保健指導 (p.102) 8-6 個別的な相談指導 (p.121)
学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。	学校保健に関する自らの実践を広く情報発信するとともに、専門的知識や技能を学校全体の教育活動に生かし、指導的役割を果たすことができる。	2-1 主体的・対話的で深い学びの実現 (p.14) 2-2 情報活用能力の育て方 (p.18) 2-3 学習指導案の作成 (p.20) 2-4 表情・話し方 (p.23) 2-5 発問・助言 (p.24) 2-6 指名の仕方 (p.27) 2-7 発言(考え)の取り上げ方 (p.28) 2-8 板書 (p.30) 2-9 ノート指導 (p.32) 2-10 机間指導 (p.34) 2-11 学習の評価 (p.36) 2-12 個に応じた指導 (p.39) 2-13 グループ学習 (p.41) 8-4 教科等における指導 (p.119) 9-2 人権が尊重される授業づくり (p.128)
子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向けて、さまざまな関係機関等と連携する上で、コーディネーターとしての役割を果たし、チームで対応することができる。	3-1 学級づくり (p.48) 3-4 座席の決め方 (p.54) 3-5 当番活動と係活動 (p.55) 3-6 日課と指導 (p.58) 4-2 基本的な生活習慣の指導 (p.63) 4-5 問題行動等を示す児童生徒の指導 (p.71) 8-3 給食の時間における指導 (p.116)
学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。		3-2 学級経営案 (p.50) 7-2 健康診断 (p.100) 7-6 保健室経営 (p.108) 7-7 学校保健組織活動 (p.109) 8-2 食に関する指導の計画 (p.115)
保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりにおいてリーダーシップを発揮する。	5-3 支援を広げる・つなげる (p.86) 8-5 家庭・地域との連携 (p.120)
学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりにおいてリーダーシップを発揮する。	6-1 危機管理体制 (p.90) 6-2 不審者に対する危機管理体制の例 (p.92) 6-3 火災や自然災害に対する危機管理 (p.94) 6-4 学校における安全管理 (p.95) 7-4 救急処置 (p.104) 7-5 感染症・食中毒発生時の措置 (p.106)
特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。	
ICTを効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らのICT活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。	

3 教員としての資質の向上に関する指標と基礎期に求められる具体的な姿（栄養教諭）

キャリアステージ 観 点		基礎期 1	基礎期に求められる具体的な姿の例	自己評価	
				令和8年 月	年 月
目安となる経験年数		1年目～6年目			
素養・資質 A	使命感・責任感 a	<p>教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。</p> <p>※Aa1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員として服務規律を遵守し、規範意識を持って職務に専念することができる。 ・スケジュール管理に努め、時間や提出期限を守ることができる。 		
	コミュニケーション b	<p>教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。</p> <p>※Ab1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉遣いやマナーなどの社会人としての常識を身に付け、誠実な対応ができる。 ・悩みや困ったことが生じた場合には、管理職や同僚に相談することができる。 		
	自己研鑽 c	<p>他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。</p> <p>※Ac1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追求することができる。 ・管理職や同僚等との助言を謙虚に受け止め、自分を振り返り自己の成長につなげることができる。 		
知識・技能 B	子ども理解 a	<p>子どもとのかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。</p> <p>※Ba1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に公平かつ受容的、共感的にかかわることができる。 ・児童生徒一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、個に応じた指導、支援を行うことができる。 		
	食に関する指導 b	<p>職務の専門性を理解し、実践に生かせる知識や技能を身に付け、学校において果たすべき役割を理解し、実践力を身に付ける。</p> <p>食事摂取基準、学校給食衛生管理基準を理解するとともに、学校給食を生きた教材として活用できる給食管理を行うことができる。</p> <p>※Bb1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等の特性を踏まえた食に関する指導を理解し、関連教科や給食時の指導を学校給食を教材として、指導を行うことができる。 ・学校給食衛生管理基準を理解し、衛生管理責任者としての意識を高めることができる。 		
	生徒指導 c	<p>子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。</p> <p>※Bc1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のよさを認め、児童生徒が安心して安全に過ごせる温かい学級づくりに取り組むことができる。 ・不登校やいじめなどの教育課題について理解し、その予防、解決に取り組むことができる。 		
連携・協働 C	学校づくり a	<p>学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。</p> <p>※Ca1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の教育目標をよりよく達成するために、自己の役割においてPDCAサイクルを確立して取り組むことができる。 ・同僚と協働することの意義を理解し、問題解決に向けてチームで対応することができる。 		
	参画・運営 b	<p>保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。</p> <p>※Cb1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域、外部の専門機関等との連携の必要性を理解し、円滑かつ迅速に対応することができる。 ・担当する校務分掌について、責任を自覚し、迅速かつ正確な処理をするとともに、報告や相談を適切に行うことができる。 		
	危機管理 c	<p>食に関する多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。</p> <p>※Cc1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から児童生徒の様子を観察したり、保護者や同僚と情報を共有し、指導の経過を記録したりしながら、問題の早期発見・未然防止に努めることができる。 ・学校給食衛生管理基準について理解し、リスクマネジメントスキルを高めることができる。 		
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応 ア		<p>特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性、心情及び困難の背景等の理解に努めることができる。 ・他の教職員や保護者と相談しながら、児童生徒一人一人の特性やニーズに応じた分かりやすい指導方法や学習内容の工夫を行うことができる。 		
ICTや情報・教育データの利活用 イ		<p>学校におけるICT活用の意義を理解し、食に関する指導や給食管理等においてICTを積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用の基礎的な知識・技能を身に付け、校務支援ソフトや給食管理ソフト、学習支援ソフト及び提示装置等のICTを積極的に活用することができる。 ・情報活用能力の育成を図るために、児童生徒がICTを適切に活用できるよう指導することができる。 		

発展期 2	深化期 3	関連ページ
		
ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 服務——一人一人が責任ある行動を— (p.2) 1-2 社会人としてのマナー (p.4) 1-4 校務分掌・学級事務 (p.8) 1-5 勤務 (p.10) 5-1 特別支援教育とは (p.80) 8-1 食育の推進 (p.112) 9-1 人権教育の指導方法等の在り方について (p.126)
教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。	<ul style="list-style-type: none"> 1-3 児童生徒との出会い (p.6) 2-4 表情・話し方 (p.23) 4-4 保護者との信頼関係づくり (p.68)
自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	<ul style="list-style-type: none"> 2-14 授業力向上のために - 校内研修・自己研修 - (p.43)
子どもの発達段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	個に応じた適切な理解を基に、子どもの個性が発揮できるよう専門的立場からの配慮ができる。	<ul style="list-style-type: none"> 3-3 褒め方・叱り方 (p.52) 4-1 児童生徒理解 (p.62) 4-3 教育相談 (p.65) 5-2 通常の学級における特別支援教育 (p.81) 7-1 健康観察 (p.98) 7-3 健康相談・保健指導 (p.102) 8-6 個別的な相談指導 (p.121)
専門的知識や技能をより一層高め、食に関する指導について評価し、改善を図ることができる。 給食管理の評価と改善ができる。	自らの指導実践を広く情報発信するなど、専門的知識や技能を学校全体の教育活動に生かすことができる。 給食管理について、市町等において指導的立場を果たすことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 2-1 主体的・対話的で深い学びの実現 (p.14) 2-2 情報活用能力の育て方 (p.18) 2-3 学習指導案の作成 (p.20) 2-4 表情・話し方 (p.23) 2-5 発問・助言 (p.24) 2-6 指名の仕方 (p.27) 2-7 発言(考え)の取り上げ方 (p.28) 2-8 板書 (p.30) 2-9 ノート指導 (p.32) 2-10 机間指導 (p.34) 2-11 学習の評価 (p.36) 2-12 個に応じた指導 (p.39) 2-13 グループ学習 (p.41) 8-4 教科等における指導 (p.119) 9-2 人権が尊重される授業づくり (p.128)
子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。		<ul style="list-style-type: none"> 3-1 学級づくり (p.48) 3-4 座席の決め方 (p.54) 3-5 当番活動と係活動 (p.55) 3-6 日課と指導 (p.58) 4-2 基本的生活習慣の指導 (p.63) 4-5 問題行動等を示す児童生徒の指導 (p.71) 8-3 給食の時間における指導 (p.116)
学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にいかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。		<ul style="list-style-type: none"> 3-2 学級経営案 (p.50) 7-2 健康診断 (p.100) 7-6 保健室経営 (p.108) 7-7 学校保健組織活動 (p.109) 8-2 食に関する指導の計画 (p.115)
保護者や地域との連携に積極的にいかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりにおいてリーダーシップを発揮する。	<ul style="list-style-type: none"> 5-3 支援を広げる・つなげる (p.86) 8-5 家庭・地域との連携 (p.120)
食に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	食に関する多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりにおいてリーダーシップを発揮する。	<ul style="list-style-type: none"> 6-1 危機管理体制 (p.90) 6-2 不審者に対する危機管理体制の例 (p.92) 6-3 火災や自然災害に対する危機管理 (p.94) 6-4 学校における安全管理 (p.95) 7-4 救急処置 (p.104) 7-5 感染症・食中毒発生時の措置 (p.106)
特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校給食調理従事者等と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。	
ICTを効果的に活用した食に関する指導等を行い、給食管理等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らのICT活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。	

